統一自治体選挙2019 選挙政策集

いのち輝くまちづくり

第１部　統一自治体選挙の課題と社民党の決意

１．急激な少子高齢化と人口減少 …… 1
２．新たな自治体版「ショック・ドクトリン」 …… 1
３．平和と民主主義の砦としての自治体 …… 2
４．自治体は「住民の福祉の増進を図る」ためにある …… 3
５．「いのち輝くまちづくり」 …… 3

第２部　地域で実現～１４の政策カタログ

１．子ども・子育て …… 5
１．子ども窓口の一本化 …… 5
２．育児の孤立化を防ぐ …… 5
３．待機児童対策 …… 5
４．保育所の質の向上 …… 6
５．公立保育所を守る …… 6
６．学童保育所の拡充 …… 6
７．子どもの貧困問題 …… 7
８．児童虐待問題・居所不明児童乳幼児の問題 …… 7
９．つくろう、使おう「子どもの権利条例」 …… 8

２．教育 …… 9
１．ともに学び、ともに生きる、ゆとりある学校 …… 9
２．教育予算ＧＤＰ（国内総生産）５％水準の実現 …… 10
３．地域社会の教育力・文化力の強化 …… 11

３．医療・介護・障がい者支援・生活保護・年金 …… 12
１．地域の医療を守る …… 12
２．大きく変わる介護保険制度 …… 13
３．障がい者（平等、分け隔てのない共生社会をめざす） …… 16
４．生活保護・生活困窮者支援 …… 17
５．安心と信頼の年金制度の構築 …… 18

４．人権・共生 …… 19
１．共生・人権の花開くまちを …… 19
２．国民の権利を守り、開かれた「市民の司法」へ …… 20

５．男女平等 …… 22
１．男女平等は自治体から …… 22
２．雇用の男女平等を実現します …… 22
３．男女平等教育・学習の推進 …… 23
４．からだ、健康、妊娠・出産 …… 23
５．ＤＶ（配偶者等からの暴力）防止 …… 23
６．女性の視点を防災計画に …… 24
７．男女平等社会の実現へ …… 24

６．若者 …… 25
１．若い世代の意見を反映 …… 25
２．若者の雇用や起業を応援 …… 25
３．若者の活動を応援 …… 26
４．「ロスジェネ世代」を応援 …… 26

７．働く・雇用 …… 27
１．「働き方改革」関連法を廃止します …… 27
２．雇用を守る …… 27

８．地域経済・中小企業 …… 29
１．地域経済 …… 29
２．中小企業 …… 30

９．まちづくりと交通 …… 32
１．市民参加のまちづくり …… 32
２．「住まいは人権」 …… 33
３．無駄な公共事業の見直し、次世代投資への転換 …… 35
４．交通政策基本法を地域で活かす …… 35
５．海洋国家 …… 38

10．農林水産業・みどり・環境 …… 40
１．ＴＰＰや新自由主義的改革を許さず農業者戸別所得補償を復活・拡充 …… 40
２．コメの需給安定・消費拡大、種子法の復活と都道府県条例の制定 …… 41
３．農林水産業への再生可能エネルギー導入促進、６次産業化 …… 42
４．担い手の育成・確保、優良農地の維持・有効活用、都市農業の振興 …… 42
５．畜産・酪農振興対策強化と口蹄疫・鳥インフルエンザ・豚コレラ対策 …… 43
６．森林・林業の活性化、鳥獣害対策への取り組み …… 43
７．持続可能な水産業の確立、諫早干拓の開門調査実施 …… 44
８．食の安全・安心の実現、食品ロス削減の推進 …… 45

９．生物多様性の保全、循環型社会の形成 …… 46
10. 「緑の分権改革」と地球温暖化対策の推進 …… 46
11. 公害問題の全面解決 …… 47
12. 土壌汚染防止、海岸保全 …… 47

11. 脱原発・地域分散型エネルギー …… 48
１．原発稼働はただちにゼロ、脱原発社会に向けて着実に推進 …… 48
２．東京電力の責任を明確化し、電力システム改革を推進 …… 49
３．省エネを徹底し、再生可能エネルギーを促進 …… 49

12. 災害・復興 …… 50
１．一刻も早い東日本大震災からの「生活再建」へ …… 50
２．原発事故被災者支援、放射能汚染対策 …… 52
３．しなやかで、きめ細かい災害対策 …… 53

13. 平和 …… 56
１．領土問題は、長期的な視野で、冷静な対話で解決を …… 56
２．北東アジアの非核化と、戦後処理問題の全面的な解決に全力 …… 56
３．沖縄への連帯、基地の撤去めざす …… 57
４．軍事同盟依存から多国間の安全保障体制構築へ転換 …… 58
５．平和憲法の理念の実現 …… 58
６．国連中心の外交政策をすすめ、非軍事面の国際協力を推進 …… 59
７．地域から平和の動きを …… 59

14. 分権・自治 …… 61
１．真の分権・自治をめざす …… 61
２．自治体議会における議会制民主主義の確立 …… 63
３．消費税 10%増税反対、不公平税制の是正 …… 64
４．自治体税財政の充実強化と分権型税制改革の推進 …… 64
５．住民のための公共サービスの充実 …… 66
６．消費者行政の強化 …… 67

第３部　資料編

第１部

統一自治体選挙の課題と社民党の決意

１．急激な少子高齢化と人口減少

日本の総人口は、2008年頃をピーク（約１億2800万人）に、１億2649万人（2018年５月現在）に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（2017年推計）では、20年１億2500万人、30年に１億1900万人、40年に１億1100万人、50年１億200万人、65年に8800万人に落ち込む見通しで、40年以降は毎年１つ政令指定都市が消える計算です。

国土交通省「国土のグランドデザイン2050」（2014年７月）でも、2050年には日本の人口は１億人を下回り、地方にある人口30万人以上の都市圏の数は現在の61から43に減り、全国の居住地域の２割では暮らす人がいなくなる状況にあります。

また、老年人口は一貫して増加していますが、年少人口は1980年をピークに減少し、生産年齢人口は95年をピークに減少しています。高齢化率は2010年時点では２割強、将来的に高齢化率は４割程度になると予測されています。高齢者の単身・夫婦のみ世帯も増加傾向にあり、10年では全世帯の２割になっています。内閣府「2015年高齢社会白書」では、一人暮らし高齢者は、2025年には7000万人を超え、2035年には7622万人に達すると見込まれています。

2025年には、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の３人に１人が65歳以上、５人に１人が75歳以上という、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が到来します。当面大都市圏では人口はあまり減らないものの、高齢者が激増します。急速な少子高齢化と人口構造の急激な変化により、様々な問題が生まれてきます。

一方、自治体は、正規職員の人員削減と臨時・非常勤等職員の拡大、指定管理者やＰＦＩなどの民間化がすすめられ、公共サービスを支える自治体税財政も厳しい状況が続いています。また、従来整備してきたインフラや公共施設の更新時期を迎え、公共施設や社会資本を今後とも維持管理していくためにも、賢く縮小・統廃合を進めるファシリティーマネジメントの必要性も叫ばれています。

そうした中、高齢化による医療や介護需要の増大、低所得者層の増加による扶助費の増大、さらに住民ニーズの多様化・複雑化が求められますが、一方で、公共サービスの持続可能性自体が問われる状況にあります。地域社会や住民生活を守るために存在している自治体こそが、必要な人に必要なときに必要な公共サービスを提供し、「コモン・ニーズ」（人々にとって共通のニーズ）を実現していかなければなりません。

問題や課題は山積していますが、地域性、多様性を尊重した持続可能な社会システムをいかに構築していくのかが重要です。地域の住民が生存を守り生活の質を上げるために連帯し、地域の資源を生かしながら、若い世代を支えて、地域が継続していくことを中心に考え、公共サービスの持続可能性を追求し、成長や拡大に対応したまちづくり戦略を転換し、うまく縮小していかにくらしの質の高い社会をつくるかをあきらめてはなりません。人口減少は、通勤地獄の解消やより広くて良質な居住空間の整備、公園や緑地の増加など、「経済活動のための都市」から「生活のための都市」への転換のチャンスとなるかもしれません。そのための知恵と行動が求められています。

2015年９月の国連サミットでＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ、持続可能な開発目標）が採択されました。17の目標のうち自治体にとって最も関係の深い目標が目標11「住み続けられるまちづくりを」です。公共交通、大気など環境や災害への対応など、10を超えるターゲットが設定されています。人のつながりを活かし、さまざまな立場の当事者が主体的にかかわって課題を解決していく「しなやかな社会」作りのプラットフォームを作っていきます。

２．新たな自治体版「ショック・ドクトリン」

一方、総務省は、人口減少や高齢化が深刻になる2040年ごろの自治体行政を視野に入れ、自治体戦略2040構想研究会を起ち上げ、「2040年頃に迫る危機とその対応」、「新たな自治体行政の基本的考え方」を第一次報告、第二次報告としてまとめました。市町村ごとの施策を続けていては住民の暮らしが維持できなくなると強調し、

「市町村が全分野の施策を手掛けるフルセット主義を脱却し、圏域単位の行政を標準にしなければならない」として、「圏域」の行政主体としての法制化、「スマート自治体」への転換、「自治体行政の標準化・共通化」、「自治体執行体制の半減」などを打ち出しました。

「ＡＩ・ロボティクスが処理できる事務作業はすべて」 自動処理する、「半分の職員数」でも業務に対応できる仕組みにするといいますが、住民との接点や地域の独自性が薄れるおそれがあります。自治体の事務・事業の性格、内容を踏まえた検証が必要であり、安易な公務公共サービスの切り捨てを許してはなりません。

「圏域」単位での行政の推進も、自治体業務の制限や独自性の喪失、周辺小規模自治体の埋没など、市町村自治や住民自治の後退・空洞化をもたらし、小規模自治体の衰退の加速や自治体の事実上の廃止、新たな基礎的自治体の再編につながる可能性があります。

また、総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」は、小規模市町村議会について、地方自治法が定める議員の兼業・兼職制限を緩和する「多数参画型議会」と、少数の常勤議員からなり重要な議案には住民も参加する「集中専門型議会」の新たな2つの制度から選べるようにする報告書をまとめ、地方制度調査会で議論が始まっています。

安倍政権による「分権改革」は、保育や農業などに見られるように、住民のためというよりも、企業のための規制緩和を進める側面が強くなり、「地方創生」も「稼ぐ自治体」をめざし、自治体同士を競争させていく色合いが濃いものとなっています。人口減少社会への対応や持続可能な地域・自治体づくりの対応は必要ですが、上からの「平和の大合併」や「地方創生」の総括や反省もなく、「迫り来る危機」を煽って国主導で政府側の戦略・手法に沿った全国画一的な対応を迫ることは、「消滅自治体」に続く、「ショック・ドクトリン」にほかなりません。

しかし、小規模自治体は、様々な施策や住民参加の取組み、知恵を使い、人口減少の抑制や人口増、持続可能な自治体づくりで成果をあげています。規模のメリット、サービス提供の効率性をことさら強調し、小規模自治体の自治の機能、役割、権限を縮減し、再編を迫っていくのは本末転倒です。地方が抱えている問題は様々であり、その処方箋も地方によって異なるのは当たり前です。大事なことは、画一的・集権的な対応ではなく、現場と住民の声を活かした、多様で柔軟な分権的な対応です。決めるのはそれぞれの自治体であり、暮らしている住民であるはずです。国からの集権的な行政体制の強化につながり、自治体議会の役割を軽視する新たな再編の流れに、分権・自治の観点から対抗していく必要があります。住民自らが地域課題の解決に取り組む住民自治を創造できるようにするための分権でなければなりません。地域主導の分権改革を推し進め、分権改革の成果を住民に還元するとともに、自治体の底力を高めていきます。

３．平和と民主主義の砦としての自治体

「戦後レジームからの脱却」を掲げる安倍政権によって、平和憲法が保障してきた地方自治が根底から破壊されています。辺野古新基地建設や原発に見られる国策と住民の民意・自治権との対立は深刻です。戦争放棄を宣言した日本国憲法は、官治中央集権の旧憲法とは異なり、第８章に「地方自治」の章を設け、地方自治を明確に位置づけ、保障するものとなり、第92条に基づく地方自治法が日本国憲法と同時に施行されました。「再び戦争をしない」という国家的意思・国民合意と、「民主主義の学校」である地方自治創設のねらいははっきり結びついています。

地域に民主主義と自治を根付かせることによって、二度と戦争は起こさせないとした決意を今一度かみしめたいと思います。そして、戦争への協力ＮＯ、無防備地帯宣言、平和資料館、平和学習や市民交流、自治体外交等、平和憲法の理念を自治体・地域から具現化する取り組みをすすめていきます。

一方、地方自治条項の拡充や教育の無償化などを改憲の突破口にしようとする動きもありますが、地方自治基本法などの法律制定や予算措置で豊富化すればよく、あえて改正する必要はありません。９条をはじめとする憲法そのものの改悪のための「お試し改憲」は認められません。

４．自治体は「住民の福祉の増進を図る」ためにある

地域では、格差・貧困の拡大、「無縁社会」がすすんでいます。貧困の連鎖を防ぎ、困窮し、孤立する人々をどのように把握し、支援していくのかも重要な課題です。一方、安倍政権の「世界で一番企業が活動しやすい国」づくりによって、自助や家族の責任を重視する社会保障構造改革の下、負担増と給付カットがすすんでいます。2015年４月から、地域医療や介護保険、子ども子育て、生活困窮者支援などが新しい段階や制度に移行し、医療、福祉、介護、保育・子育て、さらには、幼児教育の無償化、子どもの貧困対策や児童虐待防止、障がい者の人権確立、生活保護や生活困窮者支援、ヘイトスピーチ対策や外国人との共生まで、自治体が実際の担い手となっています。社会保障の後退に地域から歯止めをかけ、地域や現場の声をいかし、自治体でどのように住民のいのちと暮らしを守っていくのかが大きな課題となっています。

「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（地方自治法第１条の２）とされています。福祉の増進が自治体の任務です。自治体の共同体的機能、セーフティネット機能の発揮・発展させ、憲法第13条の幸福追求権、第25条の生存権を地域から具現化していきます。

５．「いのち輝くまちづくり」

「地方自治は民主主義の学校」です。まちづくりの主人公である住民自身の行動が今ほど重要なときはありません。自治は市民から出発し、地方自治は運動で豊富化されます。国策追随ではない、分権・自治を地域から創造していきます。

またそのことは、競争社会が切り捨て、犠牲にしてきたものを人と人との連帯の力で取り戻していくことでもあります。

今、安倍政権によって、民意や自治を踏みにじる辺野古新基地建設、自治体間競争を煽る「地方創生」、「世界で一番企業が活動しやすい国」による社会保障の負担増と給付カット等が進められ、平和憲法が保障する地方自治と「住民の福祉の増進」という自治体の基本が根底から脅かされています。憲法は使うものであり、使わなければ磨かれません。地方自治は運動によって豊富化されてきました。憲法の平和的生存権、幸福追求権、生存権、地方自治の本旨など、憲法の理念や人権を地方自治に活かし、地方から「平和自治体」、「福祉自治体」をめざしていきます。そのためにも、社民党の躍進が不可欠です。社民党は、いま以上に地域にしっかりと根をおろし、自治体議員のネットワークを縦横にはりめぐらせながら、そのネットワークの力で、国政を壟断する戦争と生活破壊の勢力を包囲し封じ込め、悪政を撃つかけがえのない国政議席を守りぬき、回復へと転じる決意です。先頭に立つ社民党の自治体議員とともに、一緒に「いのち輝くまちづくり」をすすめてきましょう。

第２部

地域で実現
～14の政策カタログ

1 子ども・子育て

子どもたちの笑顔があふれる街をつくります。子育てが楽しいと実感できるよう子どもや家族への社会的支援を拡充します。

景気が低迷するなか、特に都市部での待機児童は大幅に増えています。国の保育予算を増やし、自治体が保育の実施責任を果たすことで、子どもの育ち、家庭への支援として待機児童対策に取り組みます。

育児の孤立化をなくし地域で子育てが楽しめるよう多様な仕組みをつくります。子どもへの虐待防止、格差・貧困問題を解消します。

１．子ども窓口の一本化

○自治体の子ども・子育て支援に関する窓口を一本化し、妊娠・出産、子どもの健康・発達、保育、幼児教育・義務教育、児童福祉など、子どもに関して総合的包括的なひとつながりの対応ができるようにします。必要に応じた個別支援を実施します。子どもに関係するすべての課が子どもの権利や子育てに配慮する政策をとるようチェック機能と権限を持たせます。

○自治体の「子ども・子育て会議」に子育て当事者の参画を進めます。「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子どもの最善の利益を念頭に置き、子どもと子育て家庭を社会が支える内容にします。数値目標の設定に潜在的な待機児童数を反映します。子育て当事者の声を吸い上げ定期的に施策を検証し改善、実行を図ります。

２．育児の孤立化を防ぐ

○妊娠、出産、子育てまで家族に寄り添いながら切れ目のない支援を行う日本版「ネウボラ」（フィンランドの総合的な子育て支援施設）をつくります。保健師、社会福祉士等を配し、母子手帳の交付、妊婦や乳児の健診、子育て相談、精神的なケア等を行い、子育て家庭の支援拠点にします。育児の孤立化を防ぎます。

○保護者が病気などの理由により子どもの養育一時的に困難になった場合などに児童擁護施設などで子どもを預かる「ショートステイ」や保護者が仕事などの理由で児童擁護施設などで放課後から夜間まで子どもを預かる「トワイライトステイ」を整備します。

○ゼロ歳から３歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う子育てひろば事業を拡充します。子育て支援市民グループを支援しネットワーク化を進めます。

○北欧やヨーロッパの福祉国家が実践する先進的な社会福祉制度や社会的養護、所得保障などについて調査研究を行い、政策メニューとして広く周知し、全国の自治体に導入を進めます。また国の積極的な支援も求めます。

３．待機児童対策

○希望するすべての子どもが保育所や学童保育所等を利用できるよう、待機児童問題を早急に解消します。基準の緩い保育所の増設が続いていますが、子どもの安全、保育士の労働強化・離職等の点で問題が相次いでいます。地域の保育所の基準を確保するために、保育関係者、研究者、利用者が協力し、あるべき保育環境や諸条件を提案して、自治体の保育所ガイドラインをつくります。

○国公有地、大学の敷地など地域の資源をフル活用し、保育施設、小規模保育などを計画的に増設します。

○幼稚園が利用者の理解を得ながらスムーズに認定こども園（幼保連携型）へ移行できるよう援助します。保育人材の確保と財源を国に求めるとともに、都市部においては保育の受け皿の拡大を図り、過疎地においては子どもの集団を確保することにつなげます。

４．保育所の質の向上

○日本の保育施設の基準はＯＥＣＤ諸国の中で最低レベルです。ＯＥＣＤは「質の低い保育・幼児教育は子どもの発達に好影響どころか、長期的な悪影響を及ぼしかねない」と警鐘を鳴らしています。保育施設の量の拡大と質の向上をセットで推進します。

○保育所の最低基準（保育士等の配置、面積など）については、国の基準に倣うばかりではなく、自治体において必要、可能なところから上乗せを図ります。

○認可外と認可保育所の格差を是正し、小規模、家庭的保育など、多様な保育所について質の向上を進めます。事業所に対して行政の助言・指導・監督などを充実し、子どもたちの安全を確保します。

○森や原っぱ等、野外の自然の中で行う保育が注目されています。ＮＰＯなどによる子どもに居心地のよい小規模で異年齢合同保育の実施を応援します。

○保育料や幼稚園授業料の負担軽減を図りつつ、無償化を目指します。

○保育士や幼稚園教諭等の給与を当面月額５万円引き上げるなど、従事者の抜本的な待遇改善を図り、人材育成、人材確保をすすめて、保育・幼児教育の質の向上と待機児童の早期解消を図ります。

５．公立保育所を守る

○公立保育所は福祉的機能を備えた地域の保育の要であり、自治体の保育行政についてアンテナの役割を果たしています。さらに地域の子育て拠点として機能を強化し、民営化に歯止めをかけます。

○民間事業所が保育事業に参入する際には、基本的なルール、移行期・移行後の注意や配慮事項など、市のガイドラインを策定し保護者や関係者の意見を十分に聞いて行います。

○公立保育所、私立保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などのネットワークをつくり、相互理解と交流を深め、地域の子育て支援を強化します。また、非正規化が進む保育士、用務員、調理員などの正規職員への転換に取り組みます。

○障がい児への保育を保障し統合保育を推進します。病児保育、一時保育などの体制を整備します。障がいのある子も一緒に育つ教育、インクルーシブ教育をすすめます。そのためには専門知識を持った職員の配置が不可欠です。保育士の配置、施設の環境を改善します。

６．学童保育所の拡充

○学童保育所（放課後児童クラブ）の利用者は年々増え続け待機児童問題が深刻です。積極的に量と質の拡充を行います。学童保育は子どもにとって家庭に代わる毎日の継続した生活の場です。それにふさわしい水準に質を向上させることは急務です。また、対象年齢は６年生まで引きあげられており、受け皿を確保していきます。

○「空き教室」の利用など、学童保育が円滑な運営が図られるよう学校、教育委員会との連携を強化します。学童保育所の大規模化を見直し、増設・分割して適正規模保育（30人程度）を行います。

○学童保育の専門性が十分認められていないことも大きな課題です。指導員の大半は非正規職員で、週５日以上勤務している指導員の半数が年収150万円未満という調査があるなど、労働条件は劣悪です。学童保育指導員の公的資格制度をつくるとともに、指導員の労働条件の改善に取り組みます。

○学童保育と全児童対策（放課後子ども教室／ボランティアが担う）の一体化については慎重に対処します。同じ小学校に通う児童が等しく、放課後子ども教室などで多様な体験や活動を一緒に行うことは大切です。しかし、学童保育は何より子どもたちが放課後を安心・安全に過ごす生活の場に他なりません。財源削減から一体化を推進することには反対です。

○政府は、放課後児童支援員を１か所に２人以上配置することや資格の基準を義務付けていますが、人材確保が難しいとして、2019年度から基準緩和を行おうとしています。子どもの安全が確保できない配置基準等の緩和に反対です。人材確保には処遇改善が不可欠です。

○障がいのある子ども、支援の必要な子どもたちを受け入れられるよう指導員の人員配置、施設の環境を改善します。

７．子どもの貧困問題

○日本の相対的貧困率は、15.6％と依然深刻で、子どもの貧困率は13.9％、ひとり親家庭の貧困率は50.8％と高水準のままです（2016年国民生活基礎調査）。「子どもの貧困対策法」が2013年に成立しましたが、貧困化に歯止めがかからない状況です。貧困は単に金銭の問題だけではなく、社会的孤立、健康状態の悪化、自死の増加、憎悪の連鎖、社会の不安定化など社会の衰退を招く問題です。自治体で子どもの貧困に関する調査、対策を講じ、貧困の連鎖を断ち切ります。

○生活保護費の基準が下げられた影響で就学援助を受けられない子どもたちが増えています。就学援助と教材費の公費負担を増やし格差を是正します。準要保護者への支援を自治体任せにした国は、要保護者にかかる国庫補助を減額するなど、自治体負担が過重となっています。また自治体は援助対象の捕捉率を高め、新たに支給対象となった３項目（クラブ活動、生徒会費、ＰＴＡ会費）をすべての自治体で実施するようめざします。

○小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、ひとり親家庭支援の窓口（情報・支援の提供）を充実します。

○ひとり親家庭の就労環境の改善、児童扶養手当などの充実、仕事と子育ての両立支援策の拡充などに取り組みます。児童手当などの公的手当を４か月に１回の支給ではなく、毎月の支給に改善して家計を安定化させます。

○寡婦控除制度は、未婚の母子世帯に適用されないため、死別・離別母子世帯に比べ、所得税や住民税などの税金が高くなる不平等が生じています。国に対し寡婦控除制度の是正を求めます。

○児童養護施設の子どもたちに高校進学を保障する制度をつくります。自立支援ホーム（児童養護施設を退所後の15歳から20歳の子どものホーム）に対する公的支援を強めます。18歳で児童養護施設を退所する若者への居場所や住まい、進学等の支援を行います。

○経済的な理由で食事を満足にとれない子どもや孤食などの状況にある子どもの食事提供や居場所づくりとして「子ども食堂」が注目されています。ＮＰＯなど住民主体で運営する「子ども食堂」の設置や運営の支援に取り組みます。単に食事提供の場としてではなく、子どもの居場所、地域の人々との交流、広い意味での学びの場となることを目指します。

○ひとり親家庭、生活困窮の状態にある家庭の子どもに対して、きめこまかい学習支援、生活支援を行う仕組みをつくります。自治体の自立相談支援機関として、社会福祉協議会などに委託し、大学生や社会人のボランティアの協力を得て運営をしていきます。

８．児童虐待問題・居所不明児童乳幼児の問題

○児童相談所が、児童虐待の相談や通報を受けて対応した件数が、過去最悪の12万３千件にものぼりました（2017年８月厚労省発表）。虐待による子どもの死亡、居所不明児童乳幼児の問題など、深刻な状況が続いています。

○子どもの未来が閉ざされることのないよう早急に児童相談所の職員配置を拡充し機能の強化を行います。児童福祉司を大幅に増員するとともに、保健師、相談員、児童心理司などの専門職の確保もすすめます。中核市・特別区規模の自治体に児童相談所の設置を積極的に働きかけます。

○ゼロ歳で亡くなった子どもの約半数が１歳６か月健診を受けていませんでした。妊婦健診・乳幼児健診未受診者や予防接種未受診者を中心に保健師などの個別訪問を充実し、医師や保育所、自治会などと緊密に連携しながら、虐待の予防や行方不明児の早期発見・救済につなげます。

○地域子育て支援センターなどに、保健師や助産師、社会福祉士などを配置し、子育て相談の体制を整備します。また、ひとり親家庭、ステップファミリー（再婚家族）、10代の親、障がい児を抱える家庭など、さまざまな困難を抱える家庭に対する支援体制を整備します。

９．つくろう、使おう「子どもの権利条例」

○国連子どもの権利条約を日本が批准して25年。同条約の趣旨に沿って、「自治体の子どもの権利条例」を策定するとともに、策定済みの自治体は条例を活用して、地域の子どもの育ち、子育て施策を推進します。「子どもにやさしいまち」を目指します。

○行政に子どもが情報提供や意見を表明する機会をもうけ､子どもの意見を行政に反映する仕組みをつくります。

○子どもの相談・救済機関となるチャイルドライン、子どもオンブズパーソンなどの実現に取り組みます。

○「子どもの権利条約」「子どもの権利条例」に関するリーフレットを作り、学校や公共施設などで配布して、子ども自身、関係者へ周知を徹底します。

○小中学校の社会科見学に自治体議会を取り入れます。子ども議会を開催します。子どもが自治体の将来や施策について考え、提案や質問をすることにより、子どもの社会参加を促進します。

2 教育

雇用が劣化し格差が拡がるなかで、子どもの貧困の問題が顕在化しています。本人の責任ではない生まれ育った環境によって、人生のスタート以前の段階から不利な条件を押し付けられ、学習や医療、就職の機会など当たり前の権利を奪われることがあってはなりません。世代を超えて格差を再生産し固定化することにつながる教育の場の格差に反対し、全ての子どもたちに公平な学習の機会を保障することが絶対に必要です。

「一人ひとりは違い、かけがえのない存在として平等である」―これが憲法・教育基本法・子どもの権利条約等を貫く「子どもの最善の利益」の考え方です。社民党は、国民的な協働作業を通して知恵を集め、この理念を教育の現場に根づかせ具現化していくための取り組みを進めます。

１．ともに学び、ともに生きる、ゆとりある学校

○教育の場を通じた格差の再生産・固定化を許さず、すべての子どもたちに公平な学習の機会を保障するため、教職員定数の改善や少人数学級の実現、国庫負担２分の１への復元、教育の無償化など教育の抜本的な改善と是正をすすめます。

○学習指導要領は大綱的基準（基本的に教えなければならない最低限の内容）ととらえ、自治体・学校・保護者・地域住民などの創意工夫で運営できる学校をめざします。

○国旗・国歌の取り扱い方は個人の思想・信条にかかわる問題であり、教育現場で教職員や子どもたちに強制することは許しません。社会の授業を通じて政府の方針を覚え込ませたり、小学校の道徳の授業などで過剰に愛国心をあおったりすることは認めません。

○学級生徒数は20人を目標に、30人以下学級の早期完全達成をめざします。教職員定数の計画的な改善をはかり、自治体による独自の加配も追求します。

○事務職員、養護教諭、栄養教職員、学校司書、部活動指導員、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員などの配置を拡充します。

○いじめ問題の解決に向けて、養護教諭やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤配置します。

○勝利至上主義の「ブラック部活」が深刻化しています。「生徒ファースト」で部活のあり方を見直します。

○教材費・図書費等の増額をめざします。また、デジタル機器の使用による健康面への不安や教育的効果への疑問や懸念なども踏まえつつ、さまざまな場面での活用が期待できるパソコン整備やネットワークなどＩＣＴ環境の充実をはかります。また、自治体独自の子どものための学校教育基準・ガイドラインを求めます。

○学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす大切な教育の場であり、国や自治体は、均しく子どもたちが集中して学習し、また安全・快適に学校生活をおくることのできる環境の整備を行う責務を有しています。子どもたちの教育環境を改善するため、学校施設への空調設備設置に係る補助事業の予算を早急に確保し、増額など抜本拡充を行います。学校施設の老朽化・耐震化に必要な予算を確保し、学校施設の耐震補強とアスベスト対策を早期に進めます。

○学校施設や保育所等におけるブロック塀等の詳細な調査及び改修・補強や撤去等の安全対策に係る費用を補助する制度を早急に創設するよう求めていきます。学校施設だけでなく、学校周辺に存在する倒壊等の恐れがある危険なブロック塀等についても、確実な専門知識を有する建築士などにより早急に実態を調査します。

○「教育施策の成果と課題の検証」という目的を逸脱し、競争と学校の序列化を助長させている「全国学力・学習状況調査」のあり方を見直し、廃止または数年に一度の抽出調査とします。
○教員の負担を増すだけの免許更新制は廃止し、教職員の養成、採用、研修等の改革を総合的に進めることで、教職員の適格性、専門性、信頼性を確保します。
○教員に労働基準法37条を適用することで長時間労働を是正し、教員の本来的な仕事の質を高め、教育の質的向上を図ります。残業代や休日手当を払わず月額４％の調整給を支給する給特法（公立学校教育職員給与特別措置法）の廃止を目指します。
○インクルーシブ（包括的な）教育をすすめ、障がいを持つ子どもと持たない子どもがともに地域の学校で学び育つ総合教育・総合保育を推進します。
○義務教育における完全給食の実施を目指すとともに、学校給食の無償化を推進します。公立小中学校の給食を独自に無償化している自治体は、2017年度で全国の市区町村の約４％にとどまります。無償化を全国の自治体に広げる取り組みを強化するとともに、国の積極的な支援を実現します。さらに、全国の小中学生の保護者が負担している給食費の年間総額約4400億円を公的負担とし、所得制限をせずに完全無償化を目指します。また、このために地元農業と連携し地場産の米や野菜、果物などを食材として活用をすすめます。
○学校教職員の労働環境や労働条件を改善するため、政府は変形労働や外部人材の活用、委託化、情報機械化をすすめようとしていますが、本末転倒です。自己都合退職やメンタルヘルス不全の増加を止めるための対応を万全にし、教職員定数の改善と、正規雇用の拡充を求めます。

２．教育予算ＧＤＰ（国内総生産）５％水準の実現

○対ＧＤＰ比３％前半という他の先進国と比べて低い水準の教育予算を、世界標準といえるＧＤＰ５％水準（ＯＥＣＤ平均）に引き上げるために教育予算の拡充をはかります。
○教育に地域格差をもたらさないよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、2006年に３分の１に引き下げられた国庫の負担率を２分の１に引き上げます。
○貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行ないます。
○後期中等教育（高校まで）はすでに義務教育に近い実態となっており、私立高校も含め直ちに学費負担ゼロを目指します。当面は、普遍的な高校授業料無償化・就学支援金制度を復活させ、外国人学校等にも差別なく適用します。
○自治体による授業料減免補助事業を拡大することで、都道府県ごとの実質的な保護者負担の格差を縮小させます。就学援助の対象を高校生までに広げます。
○進学先の大学の教員配置や理事の構成に条件を設け、大学の自治や教育の自由を侵害する政府の「高等教育無償化」のあり方を見直します。
○高等教育（大学、短期大学、大学院等）の無償化に向けた、漸進的な努力を定めている国際人権規約（社会権13条）の実現に向けて、高等教育への公財政支出を増やし大学の学費を引き下げます。
○教育の機会均等を保障するため奨学金・育英制度を充実させます。貸与奨学金は無利子を原則とし、給付型奨学金の対象・水準を拡大します。返還中の方の負担軽減・免除策を導入します。
○子どもの貧困、児童虐待を防ぐために教育現場における福祉の視点を強化します。子どもの立場に立って支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置をすすめます。
○国立大学・高専運営交付金、私学助成費の減額方針を転換します。経営費補助について計画的な増額をはかります。科学研究費助成事業（科研費）を充実・強化します。
○大学や研究機関における大規模な雇止めは許されません。研究支援を行なう有期雇用事務職員、研究室秘書、研究補佐員の雇用の安定をはかります。

３．地域社会の教育力・文化力の強化

○学齢期に修学することができなかった中高年齢者、中国帰国者、外国籍住民などの人々について、普通教育を受ける権利を実質的に保障するため、公立中学校夜間学級（夜間中学）の設置、受け入れ対象の拡大、自主夜間中学への援助を進めます。

○定時制高校や通信制高校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割を増しています。安易な統廃合や再編成等を行わず、就学機会の保障につとめます。フリースクール等への援助を拡充します。

○児童生徒の減少にともなう小中学校の統廃合を財政上の理由のみですすめるのではなく、子どもの立場を第一に、学習環境、通学距離、学校規模などを総合的に考慮して、保護者や地域住民の合意を得ながらすすめることとします。総務省が自治体に求めた公共施設等総合管理計画は、学校などを縮減の対象としており反対です。

○教科書採択に当たっては、教員の意向が反映されるための条件整備をはかり、保護者や住民の参加を進めます。教科書検定制度の廃止を検討します。

○ＩＬＯ（国際労働機関）140号条約を批准し、職業上必要な技能の修得、地域社会活動への参加等を目的とする長期の有給教育休暇制度を創設します。

○自然と環境について親も子も学ぶための体験の機会を制度化し、農漁村と都市の子どもが交流するプログラムの推進をはかります。

○ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるように労働教育のカリキュラム化を推進します。

○首長の恣意的な判断から教育委員会の独立性を高め、教育の中立性・継続性・安定性を確保するため、教育の民主化を進めます。

○視覚障がい者や低視力の高齢者等に読書や情報入手の権利を保障するため、読書バリアフリー法を制定します。図書館等の公共施設を拠点に、読み書きを支援（代読・代筆）する公的サービスを広げます。機器による音声読み上げが可能なマルチメディアＤＡＩＳＹ形式の書籍の普及を進めます。

○先進諸国の中でも低い文化予算を増額し、市民の文化活動への取り組みを応援し、舞台芸術、映画、音楽などへの助成を改善・充実させます。

○劣悪な状態の芸術・文化活動従事者、アニメなどの「コンテンツ」制作関係者等の労働条件の改善を進めます。

3 医療・介護・障がい者支援・生活保護・年金

安倍政権は、社会保障費の自然増削減を基本方針とし、患者負担の引き上げ、保険外診療の拡大、国民健康保険料のさらなる値上げにつながる「国保の都道府県化」、新たな病床削減の仕組みの導入など医療制度の改悪を行ってきました。

また、介護の分野でも、要支援者サービスの保険給付外し、特養入所の「要介護３」以上の限定、利用料の２割・３割負担の導入など、介護保険サービスの利用を抑制する改悪を続けています。介護報酬の削減は、介護事業所の経営や介護現場の人手不足を加速させています。

年金は無年金・低年金問題が放置され、年金支給額は目減りする一方です。生活保護基準の引き下げも国民生活の底を揺るがす大問題です。

社会保障はすべての国民にとって切実な課題です。地域で呻吟する人びとの声を吸い上げ、国に対して政策転換を求めるとともに自治体で可能なきめ細かな施策に積極的に取り組みます。

１．地域の医療を守る

(1) 地域の病院を守る

○公立病院の会計制度が公営企業会計制度に変わり赤字経営が演出され、さらに消費税による損税の支出が民営化に拍車をかけています。公立病院は地域住民の命の最後の砦です。経済格差にかかわらず受診できる公立病院を守ることが大きな課題です。公立病院の統廃合や民営化を止めさせ、地域の医療を守ります。

○社会保険病院・厚生年金病院・労災病院などの乱暴な売却をやめ、地域医療の拠点として支援します。

○「地域医療介護総合確保法」により、都道府県は、地域医療構想を作成し２次医療圏（一般的な医療サービスを提供する医療圏、複数の市町村が単位）ごとの病床を再編することになりました。病床の削減、入院の短縮化による病院追い出し、病院のたらい回しなど「患者難民」が急増しています。ニーズをしっかり把握し地域に必要な病床を確保します。

○この間、政府は「身近な地域で、住まいを基本に、医療や介護、生活支援サービス、介護予防が切れ目なく提供される体制」を目差す「地域包括ケアシステム」を掲げ、介護・医療・福祉などの制度改変を行っています。しかしその背景には社会保障費の削減があり、サービスの抑制、提供するサービスを安上がりなものに置き換えるなど、国民の望みとは大きく異なります。身近な地域を知っているのは住民であり自治体です。住民、自治体の視点から介護・医療・福祉の拡充と連携をさぐり、地域全体で高齢者・障がい者などを支える体制づくりをすすめます。

○消費税増税が医療機関の経営を非常に厳しくしています。医療機関は、医薬品や診療材料、医療機器などの購入時に消費税を払いますが、保険診療の場合、非課税であるため、最終消費者である患者から消費税を受け取ることができません。消費税は実質的に医療機関の負担となり、病院の経営は著しく困難になります。公立病院も同様です。医療崩壊を食い止めるためにも、地域から消費税増税をストップします。

○混合診療に大きく踏み出す「患者申出療養」には反対です。混合診療は、お金の有無によって国民の健康や生命に格差や不平等を生みます。健康保険の適用範囲が狭められ、自己負担も増えかねません。また、自由診療部分は患者に消費税を転嫁することができるため混合診療が加速しそうです。国民皆保険制度を守り、医療の市場化に地域・自治体から反対します。

○地方でも都市部でも医師不足が深刻です。また、医師の長時間労働・過密労働は医療の安全をおびやかす問題です。国の予算で医師の養成数を抜本的に増やし、計画的にＯＥＣＤ加盟国平均レベルの医師数に引き上げます。

○看護師不足も深刻です。地域医療を守り、安全で行き届いた治療を確保するために、看護師の大幅な増員、労働条件の改善、再就職支援などに取り組みます。
○産科・小児科・救急医療などを確保する公的支援を抜本的に強化します。地域の医療体制を守る自治体・病院・診療所・大学などの連携を国・自治体が支援する制度を整備します。
○へき地勤務医師の「プール制」、公募で医師を確保する「ドクターバンク」、代替要員の臨時派遣、へき地医療奨学金の創設など、医師不足地域に医師を確保する取り組みを推進します。
○国公立大医学部入試の「地域枠」を活用するとともに、地域研修の充実で、地域医療に取り組む医師の養成に尽力します。医師研修制度を見直し、地方勤務の義務づけを検討します。
○地域には、患者の病歴、生活環境を含めてトータルに診ることができる専門医としての総合医や家庭医が必要です。医学部教育のなかに専門研修制度を充実し、総合医や家庭医の育成を推進します。
○医療・介護・予防保健の３本柱で地域の健康と生活を守ります。生活習慣病予防のための施策を強化します。
○地域住民、病院、医療や保健関係者らの交流を深め、地域の医療資源の大切さについて相互の理解を深め、それぞれの役割分担、連携を進めます。
○子どもの医療費助成制度の拡充を進めるとともに、18歳までの子どもの医療費無料化について全国一律の制度をめざします。国民健康保険の減額調整措置（ペナルティ）について、未就学児までの医療費助成は減額対象外となりましたが、就学以降の子ども、ひとり親、重度心身障がい児へのペナルティも廃止します。

(2) 国民健康保険の立て直し

○国民健康保険は2018年４月から市町村の共同の保険者として都道府県が財政上の責任を負うことになりました。国の指導で都道府県が煽られ、市町村間の競争が強いられようとしています。皆保険制度を支える中心的な役割を果たしている国民健康保険の立て直しを行います。
○保険料は、現在の激変緩和措置の終了後、大幅な引き上げが見込まれます。保険料引き上げ計画や、保険者間の収納率アップや医療費支出カットの競争を止めさせます。国庫負担の引き上げで保険料の引き下げを求めます。
○国民健康保険の構造的な課題は、本来の農業者・自営業者が加入する保険から無職者や非正規労働者などが加入する制度に変容したことです。また、国保加入者の平均所得は、被用者保険に比べて低い水準であるにもかかわらず、被用者保険の保険料率に比べて、国保の保険料は非常に高い保険料額となっています。被用者は勤務先の被用者保険に加入させるよう制度の改正、行政の指導を徹底し、非正規労働者の生活の安定を図ります。
○保険料滞納者に対する制裁措置として行われている、短期被保険者証の発行、資格証明書の発行を見直し無保険者の発生を防止します。保険料を払えない国保加入世帯の生活、労働実態の把握、健康状態の把握に努めその改善を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の廃止を

○後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と医療の内容を区別する問題の多い制度です。頻繁な保険料の値上げにより高齢者の生活を圧迫しています。保険料の際限のない値上げや別枠の診療報酬による医療をやめさせ、同制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行います。
○老人保健制度では保険料滞納者への制裁や差し押さえなどできませんでした。高齢者の受診抑制で、救える命が失われています。後期高齢者の医療費窓口負担増の見直しには反対です。

２．大きく変わる介護保険制度

(1) 高齢者の在宅生活を支える

○「地域包括ケアシステム強化法」により、各自治体の「自立支援」「給付効果率化」の達成度を国が採点・評

価し、成果に応じて交付金を出す仕組みが2018年度から導入されました。要支援者や軽度者（要介護１・２）の認定者に対して自治体が実施してきたモデル事業から、厚労省が模範例として示したのは、介護サービスを申請する人を基本チェックリストだけで「自立（サービスの必要なし）」と門前払いする、自治体が設置する地域ケア会議がサービス縮小の方向でケアプランの見直しを迫る、介護サービスを受けている人が「卒業」とサービスを打ち切られる、など強引な介護切りです。自治体に介護の切り捨てを競わせるような仕組みは許しません。自治体は「給付効率化」を優先するのではなく、利用者の重度化を防ぎ安心して在宅生活が継続できるよう、必要な介護サービスを守ります。

○2014年の法改定では、「要支援１・２」の認定者の訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）が介護保険の給付から外され、自治体のサービスが提供されるようになりました。そのサービスを担う介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の予算には上限が付けられているため各自治体は大幅な給付費の抑制を求められています。これまでも要支援者向けの在宅サービスは、ヘルパー派遣の回数制限や一回あたりの介護時間野短縮など給付抑制が繰り返されています。こうした要支援者を切り捨てる方向に地域から反対の声をあげていきます。

○使い勝手が良く、独居や老老世帯、家族の生活も支える訪問介護の質と量を確保します。必要な訪問介護の利用は、同居家族の有無にかかわらず提供します。サービス提供に市町村格差が生じないようにします。

○地域包括支援センターを増設、人員の拡充を行い、介護保険の課題のみならず、福祉的な課題（病気や障害、貧困、虐待など）にさらに対応できるようにします。

○在宅医療や訪問介護の充実など医療との連携を強化します。

○小規模多機能ホームは、介護が必要になっても、住み慣れた家・地域での生活を継続することができるよう「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の３サービスを組み合わせて提供する在宅介護サービスです。質を確保し、地域の小規模多機能ホームを増やします。

○心地よく近隣との関わりのある住まい、見守りなど「お互いさま」の助け合い、健康づくり、配食サービスや栄養サポートなど、豊かな地域の支え合いをつくります。

(2) 特別養護老人ホームの抜本的な増設

○特別養護老人ホームの待機者は2014年時点で52万人、「要介護３以上」に限定された2016年時点でも39万人を超えています。特養ホーム待機者が増える背景には高齢世帯の貧困化があります。低年金の人が要介護状態になったとき、最期まで入居できる施設は特養ホームしかありません。国は給付費抑制のために特養ホームの増設を抑え、中・高所得者向けの有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などの整備を支援していますが、介護難民を解消するためには、特養ホームの抜本的な増設が必要です。

○小規模多機能型施設、グループホーム、宅老所など多様な施設についても基盤整備を進め、食費や部屋代への公的補助などにより、低所得者が利用できるよう改善をすすめます。

○高齢者が地域で住み続けることができるよう公的賃貸住宅の整備、家賃補助の提供、介護保険による生活支援の制度化などに取り組みます。

(3) お泊まりデイサービス問題

○日中に介護保険の通所介護（デイサービス）を高齢者が利用し、夜間そのままそこに泊まる「お泊りデイサービス」の劣悪な環境が問題となっています。「お泊りデイ」は介護保険外のサービスで、職員の基準、施設、利用料など法的基準がありません。行政の目が行き届かず、安全面や人権保護などの面で非常に問題があります。自治体で実態調査を行い、必要な是正・改善を図るとともに、規制強化を行います。「お泊りデイ」が広がった原因は、介護保険で宿泊ができる施設の慢性的な不足です。必要な高齢者施設の増設を急ぎます。

(4) 利用料２割・３割負担の影響

○これまで介護保険の利用料は一律１割でしたが、2015年８月から、「年金収入等280万円以上（単身）」の人の利用料が２割に引き上げられました。さらに2018年８月から「年金収入等340万円以上（単身）」の人の利用料は３割に引き上げられました。国は「所得に応じた負担」と言いますが、２割負担の対象には高所得とは言えない人も含まれています。医療費負担もある人、施設に入所している人などには非常に大きな影響があります。また、利用料のアップが原因で必要なサービスの利用を控え要介護度が上がっては本末転倒です。利用者の生活への影響を調査し、見直しに取り組みます。

(5) 補足給付厳格化の問題

○低所得者等に対して、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費の一定の額を介護報酬で補足する「補足給付」が厳格化されました。配偶者の所得、預貯金、不動産などが勘案されます（預貯金が単身で1000万円以上、夫婦で2000万円以上、など）。当面、預貯金、不動産資産の確認は自己申告制ですが、マイナンバーの本格的な稼働により、金融機関への照会や、不正受給者に対するペナルティが本格化することが予想されます。現場に混乱を招き、利用者・家族のプライバシーを侵害するやり方を見直します。

(6) 認知症への取り組み

○2025年の認知症高齢者700万人時代を見据えます。認知症の人に関わる交通事故、行方不明、虐待、詐欺等の事件事故は後を絶たず、国・地方を挙げて認知症の人や家族の視点に立った取組を早急に進めていかなければなりません。「認知症基本法」を制定するとともに、地域でも取り組みを強化します。

○認知症はだれもがなり得る脳の病気です。正しい知識と理解、家族や地域の見守りや声かけが必要です。認知症を正しく理解するための啓発活動や認知症サポート養成講座を行います。あわせて、認知症疾患医療センターなどの専門的な研究機関と連携し、認知症を予防するための教室やプログラムを充実します。

○認知症の中には、原因となる病気の治療をすることで、症状が改善したり、進行を遅らせたり、治すことができるものがあります。早期発見ができるよう、情報提供、相談窓口の充実、かかりつけ医への支援などを行います。

○地域包括支援センター、介護サービス事業者、認知症サポーターなど、地域において認知症の人への支援を行う関係者が、情報交換や支援事例の検討などを行う連絡会議を設置し、認知症の人と家族を支援する体制をつくります。

○認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点について情報を収集し、地域資源マップの作成、普及に取り組みます。

○お年寄りの持てる能力を引き出す生活リハビリや少人数の家庭的な環境で認知症の症状の悪化が遅くなるなど、グループホームは認知症ケアの切り札とも言われています。地域に質のよいグループホームを増設します。市町村が積極的に指導や監督を行うことで質の確保を行います。介護報酬の引き上げ、ケアスタッフの育成と研修の強化を行います。

(7) 家庭介護者への支援

○家庭で介護を行っている人（ケアラー）が孤立化し不安や悩みを抱え込まないよう、介護保険制度や福祉制度などの情報提供、介護者交流会、電話相談などの支援を行います。

○ケアラーが休息をとれるよう、要介護者の家族を一時的に施設や病院に預かってもらう「レスパイト（休息）ケア事業」（家族介護者の休養支援、要介護者の一時預かり等）を拡充します。

○介護を理由とする離職とともに、進学・就職を断念する若者や子ども（ヤングケアラー）が増えています。地域の実態を調査し、要介護者を抱える家族が自分自身の生活と介護が両立できるよう支援を強化します。就労

支援と社会参加につながる改善策を講じます。

○育児と介護を同時に担う「ダブルケア問題」に対応する「ダブルケア相談窓口」の設置など、ダブルケア問題を抱えている者への仕事との両立支援策等を創設します。

(8) 介護労働者の働き方の改善

○すべての介護従事者の賃金の引き上げなど処遇、雇用管理の改善を強力に進め、離職防止や、復職する方への支援を充実するなど、介護人材の養成、確保に取り組みます。

○介護職員が生活設計を描けるような賃金水準を設定し、その計画的な実現を目指します。介護報酬の引き上げと国庫負担割合をセットで行い、利用料や保険料のアップにつながらずに、介護職員の賃金が引き上げられる対策を進めます。

○現場の要請を踏まえて介護職員の処遇や研修体制を改善します。公費負担で研修や教育が受けられるように、時間や費用を負担する仕組みをつくります。

(9) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

○高齢者の社会活動を応援し、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につなげます。

○生涯学習やボランティア支援、就労支援、活動場所の確保などを通じて、高齢者の社会参加の機会を充実します。

○介護・子育て支援や地域振興のボランティアなどに参加した高齢者について保険料の軽減や介護保険利用の際に使うことができる特典などを自治体で検討します。

３．障がい者（平等、分け隔てのない共生社会をめざす）

○障害者権利条約、障害者差別解消法等を徹底し、差別のない、共に生きる街をつくっていきます。条約の目的である「障がいのある人とない人が差別なく、分け隔てられることもなく、地域で安心して生活できる社会」を実現していきます。

○障害者差別解消法にもとづき、障がい者差別をなくすための施策（紛争解決・相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等）の強化に取り組みます。自治体に課されている差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供に積極的に取り組みます。自治体が手本となり、民間事業所における取り組みを進めます。

○市町村障害福祉計画の策定に、障がい者、家族の参画を図り、当事者の意見を反映させます。

○障害者総合支援制度における、利用料応益負担の問題、障害支援区分の問題、さらに、制度の谷間の障がい問題に取り組みます。

○65歳以上の障がい者が障害福祉サービスを打ち切られ、介護保険制度に移行しなければならない問題（介護保険優先原則）に取り組みます。自己負担の増加、サービス内容の減少など、障がい者の地域生活をおびやかすケースが生じないよう手当をします。

○精神障がい者の社会的入院の解消に向け、地域における働く場・住まいの整備拡充を推進します。精神障がい者の情報を警察に提供する精神保健福祉法の改正案に反対し、地域医療・福祉の充実と権利擁護制度の創設の方向で抜本的に見直します。

○障がい者の働く場を確保するために、障害者雇用促進法に則り障害者雇用率の点検を第三者機関が行い、共生社会の実現に力を注ぎます。障がい者の働く場を拡大するとともに、障がい者の所得保障に取り組みます。運賃割引制度を拡げます。

○地域の作業所（就労継続支援事業所／最低賃金を保障するしくみの雇用型のＡ型と利用者が比較的自由に働ける非雇用型のＢ型がある）への支援策を強化します。急増したＡ型の倒産、障がい者解雇が相次いでいます。

背景には給付費・助成金を目当にした営利事業所に対する規制強化があります。解雇者への支援を行うとともに、福祉的な理念のある事業所が存続できるよう手当をします。障がい当事者や家族からの要望の強い「Ｂ型」を拡充し、障がい者の地域生活を支えます。

○自治体での障がい者雇用の法定雇用率を引き上げます。自治体が業務委託する社会福祉協議会や指定管理者などにも法定雇用率の達成を求めます。全国都道府県の正職員採用試験の障がい者枠について、障害者雇用促進法では精神（発達障がいを含む）・知的障がい者の雇用も義務づけられているにもかかわらず、35道府県が身体障がい者に限定していました。公平採用の観点から広く門戸を開くべきであり、合理的配慮を提供し、障がい者が働ける環境を整えます。

○障がいの有無によらず、どの子も地域の保育所・幼稚園、学校へ通うことができるよう、インクルーシブ教育を推進します。そのための職員配置、環境整備を強化します。

○手話はろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。手話言語法を制定するとともに、手話言語条例を制定し手話への理解、普及を図ります。

○ユニバーサル・デザインやバリアフリーをすすめます。

○読書バリアフリー法を制定し、出版される書籍のアクセシビリティ（利用しやすいデータ形式の提供）を確保するとともに、図書館における障害者サービスの充実をすすめます。

○旧優生保護法に基づく強制不妊手術は基本的人権の侵害で、障がい者や患者への差別です。政府が先頭に立って実態調査や相談窓口の設置を行ない、被害者に対する謝罪や補償など早期の救済に全力を挙げます。

４．生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

○生活保護制度は国民の生存権（憲法25条）を保障する制度です。ところが、社会保障費用の抑制や改憲の動きと連動して、自己責任・自助努力、家族の扶養義務などが強調され、安倍内閣となってから相次いで生活保護基準が引き下げられています。2013年８月から総額890億円を引き下げ、その後も期末一時扶助、住宅扶助、冬季加算を毎年のように引き下げてきました。子育ての援助などといいながら、ひとり親世帯の母子加算も削減しています。さらに３か年計画として2018年10月から総額210億円の引き下げを始めています。これは生活保護受給者だけの問題にとどまらず、最低賃金や住民税の非課税、就学援助や保育料、介護保険料など他の制度にも連動しています。生存権保障の観点から市民生活への影響を点検し、生活保護費の引き下げを止めるとともに、必要な改善を図ります。

○生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際の妨げとなっている世帯分離の取り扱いを見直します。進学率を引き上げることで、貧困の連鎖を解消し教育の機会均等を確保します。

○生活保護基準の決定を厚生労働大臣の告示のみで決定できる仕組みを見直します。生活扶助基準の検証方法は、低所得世帯との均衡方式に代わる新たな検証方法の開発を早急に行います。

○2013年の生活保護法の改定により、生活保護費の不正・不適正受給対策が強化されています。必要な生活保護まで抑制されることがないよう、自治体窓口における申請の制限、プライバシーの侵害、扶養義務者に対する扶養の強制などについて点検し、行政の対応を改善します。

○生活保護や生活困窮者に対するいわれのないバッシングを許さないことを周知するとともに、窓口での対応を確立します。

○受給者の増大に伴いケースワーカーの負担が増しています。ケースワーカーの育成、増員、資質向上のための研修の実施などを行います。

(2) 生活困窮者自立支援制度

○生活困窮者自立支援法の改正を受け、努力義務となった就労準備支援事業や家計改善支援事業は、すべての自

治体での完全実施を早期に達成します。

○福祉事務所設置自治体による「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）が開始され、また、自治体は、「住居確保給付金」の支給（離職により住宅を失った生活困窮者等に対する家賃補助）、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業に取り組んでいます。さらに“社会とのつながりの再構築”という視点を踏まえ、各制度の拡充を行います。

○福祉分野に留まらず、住居、就労など、行政が横断的総合的に取り組む体制を作ります。そのための官民共同の幅広いネットワークを構築します。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる体制にするとともに、支援員等の人材養成において労働相談にも対応できるような研修を組み込んでいきます。新制度が着実に進展するよう、体制整備や人材養成などに取り組みます。

○生活困窮者支援制度の検討・実施・運営を通じて、生活困窮者・貧困を生み出す社会的背景や政策課題を自治体から明らかにし、政策・制度の改善に反映します。

○新制度の就労準備支援事業において、「社会的企業」や「協同労働の協同組合」を積極的に位置づけ活用し、地域における雇用・就労創出や社会的居場所の推進を図ります。

５．安心と信頼の年金制度の構築

○最低限の生活を保障する年金制度の検討と納付負担の軽減の施策を直ちに検討し、だれもが安心して暮らせる年金制度を実現します。

○年金カット法（2016年）の見直しを求めます。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とします。将来的に、最低保障年金制度をつくり、低年金・無年金を防止します。

○国民の年金積立金をリスクにさらす運用を止めさせます。年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）のガバナンス体制を確立します。政府が日銀の金融緩和と一体でＧＰＩＦに押し付けた株式投資比率拡大方針を撤回させます。

○年金の振り替え加算の支給漏れの徹底究明と受給者に不利にならない対応を強く求めます。

4 人権・共生

異なる立場の相手を軽んじる様々なハラスメントやヘイトスピーチ（憎悪表現）の横行など、人間関係が希薄化する中で人と人とのつながりやコミュニティの重要性が切実に叫ばれています。今ほど性別や国籍、民族など、あらゆる差異を問わず誰もが等しく権利を保障され、人間らしく暮らせる地域づくりが求められている時代はありません。

いかなる差別も許さない共生のまちづくりに社民党はそれぞれの自治体で先頭に立って取り組みます。また共謀罪や特定秘密保護法など、安倍政権による国民監視・情報統制の策動と厳しく対決し、全ての人々の「知る権利」を守る取り組みを各地域で力強く推進します。

１．共生・人権の花開くまちを

○一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながります。個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合い、人権を尊重する、自分らしく暮らせる地域社会を築くことを目指します。

○自治体が「政治的中立性を損なう恐れがある」などの理由で、憲法や原発、平和・基地問題などをテーマにした市民団体や個人の活動に対し、後援や参加の拒否・取り消し、会場使用を認めないといった事例が相次いでいます。これらのことは、自治と民主主義の基盤を掘り崩すことにつながりかねません。住民を教育・啓発することも自治体の重要な役割であり、自治体こそ人権保障の砦として、憲法で保障された思想・信条の自由、表現の自由、憲法尊重擁護義務に基づく対応を求めます。

○「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016年12月施行）によって、地域の実情に応じた差別解消の施策を講じることや相談体制の充実、教育及び啓発等が自治体の責務となりました。各地の「推進法」具体化の事例に学びつつ、部落差別解消のための教育や啓発、同和教育の充実に向けた具体的な事業の実施、人権侵害を受けた際の相談体制の強化、相談事業の相談員のスキルアップと増員、隣保館事業などの充実、実態調査の実施、審議会の設置など、条例制定や改正、施策の充実をはかります。あわせて、そのための財源確保に向けて積極的に働きかけます。

○「人権教育・啓発推進法」の所管を内閣府に移し、政府全体として取り組む体制を整備するなど同和教育、啓発活動を強化し、地域・自治体においても推進します。

○政府から独立した実効性のある人権救済機関を設ける「人権侵害救済法」を制定します。

○2018年に改正された相続に関する民法の規定が事実婚や同性パートナーを対象外としている点を早急に再改正するなど、事実婚、同性婚、ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）など多様な性の在り方を尊重する法整備や社会制度づくりを国、自治体で推進します。東京都世田谷区の「同性パートナーシップ宣誓」をはじめ札幌市、兵庫県宝塚市、那覇市などの先進事例にならい、ＬＧＢＴのカップルを自治体が公的にパートナーとして承認し証明書を交付する「パートナーシップ制度」の導入を全国で進めます。

○自民党衆院議員による「ＬＧＢＴは子どもをつくらず生産性がない」などの差別的な言動を断じて許さず、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなどの性的マイノリティへの偏見解消に取り組みます。職業選択・雇用や公営住宅・高齢者施設への入所など、性的指向や性自認を理由としたあらゆる形の差別的取り扱いを禁じる「ＬＧＢＴ差別禁止法」を制定し、各自治体でも差別禁止や解消を明文化する条例制定を全国で推進します。教育現場での啓発や当事者へのサポートを進め、性的指向や性自認を理由としたいじめについて実態を調査し対策を講じます。性別にかかわらず多様な形態の家族に対して民法上の権利を保障する、フランスのＰＡＣＳ（連帯市民協約）にならった新制度の創設を目指すとともに、同性婚についても実現を目指し

ます。

○セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントや「ＳＯＧＩハラ（性的指向・性自認に対するハラスメント）」など、あらゆるハラスメントに対して禁止規定や国・自治体・事業者が講じるべき措置などを定めた法整備を推進し、自治体行政の場や議会でも全てのハラスメント一掃へ取り組みを強化します。ＩＬＯ（国連・国際労働機関）が2019年に制定を目指す職場でのハラスメントを全面禁止する条約の成立へ日本も主体的な役割を果たすよう求めるとともに、条約批准に備えハラスメントを定義し禁じる国内法の整備を急ぎます（再掲）。

○あらゆる性暴力を禁止し、被害者の人権とケアを保証する「性暴力禁止法」をつくります（再掲）。性的搾取・虐待から子どもを守る取り組みを強化し、子ども買春の根絶を目指します。児童ポルノの定義を限定・明確化した上で、根絶へ積極的な防止対策を講じます。

○「アイヌ文化振興法」を北海道外で生活するアイヌ民族に拡大することを求めます。多民族共生の社会を実現するための取り組みを進めます。

○川崎市外国人市民代表者会議のように、外国籍市民との共生をめざす施策や審議機関の設置を推進します。地方公務員採用の「国籍条項」を撤廃します。外国人労働者の労働条件、就業・居住環境の改善に取り組みます。外国人学校への支援を強化します。

○事実上、低賃金労働者の確保策となっている「外国人技能実習制度」を抜本的に見直し、実習生の人権尊重を最優先に違法な低賃金や未払い、労使協定を超える違法残業や長時間労働など劣悪な雇用環境を許さず、技能・知識を真に学ぶことのできる制度に改めます。新たな外国人在留資格についても拙速な導入を許さず、家族の帯同を認めないなど非人道的な仕組みに強く反対し、彼らの人権を十分に尊重し、労働条件はもちろん、生活支援や文化の共生まで、きめ細かく環境を整備し、外国人労働者を地域社会を構成する一員として正面から迎え入れる制度とします。

○人道的見地から難民及び難民申請者への医療・公的扶助・在留資格付与・就労許可等の支援措置を講じます。申請・認定・自立のプロセスが円滑に進むようにします。難民条約が遵守されるよう政府を監視します。

○差別や敵意を煽る「ヘイトスピーチ」について、その定義を限定・明確化した上で根絶へ向けて「人種差別禁止法」制定など法整備を進めるとともに、各自治体においてもヘイトスピーチを許さない取り組みを強化します。一方でヘイトスピーチ対策を口実に一般的なデモや市民活動が規制対象とならないよう監視を強化し、憲法で保障された表現の自由、集会・結社の自由をしっかりと守ります。

２．国民の権利を守り、開かれた「市民の司法」へ

○「共謀罪」創設規定を含む「改正組織犯罪処罰法」は憲法の理念や現行刑法の基本原則に反し、合意という「心の中」を処罰し、思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、運動への萎縮効果をもたらしかねない危険性を有する「現代版の治安維持法」であり、直ちに廃止します。国民の「知る権利」や報道・取材の自由を侵害し憲法の基本理念に反する「特定秘密保護法」や、通信の秘密という重大な人権を侵害し警察によって恣意的に運用される可能性が高い「通信傍受法（盗聴法）」も即時廃止します。全国の自治体においてもこれら法律の即時廃止を求める決議・意見書採択を進め、安倍政権による情報統制・国民監視と厳しく対決します。通信傍受の対象事件拡大や司法取引制度の撤廃を求めます。

○テロ行為への直接利益提供者にとどまらず処罰対象者の範囲や対象行為を際限なく拡大する「改正カンパ禁止法（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金提供等の処罰に関する法）」の廃止を求め、各自治体からも声を上げます。

○住民基本台帳ネットワークシステムの凍結・廃止を念頭に、システムの監視と問題点の追及に取り組みます。

○多額のシステム維持管理費、情報漏えいやシステムトラブルの多発など問題があるだけでなく、家族構成や住所、所得や年金給付額、病歴などあらゆる個人情報を国家が管理し、監視社会に道を開く「マイナンバー（共

通番号）制度」の利活用拡大に反対するとともに、廃止を強力に求めます。

○個人情報の利活用にあたっては、市民が個人情報をコントロールする権利や「忘れられる権利」を規定した欧州のＧＤＰＲ（一般データ保護規則）に準じた規制強化を求めます。

○裁判員制度や法曹養成制度を司法制度改革の趣旨に沿って見直し、開かれた「市民の司法」を実現します。司法修習生への給費制復活を受けて、給付額増と６年間の無給制期間の修習生への救済策を求めます。

○参考人も含む取り調べの全過程可視化と、検察側が有する全証拠の開示を義務化します。事後的な検証を可能とするため、捜査時の試料等の保管を義務づけます。誤判原因を調査するための機関の創設を検討します。警察・検察の任意捜査拡大に歯止めをかけ、特にプライバシーに関わる捜査については、対象犯罪や取得機関の絞り込み、対象者への告知など、より厳格な基準に基づく裁判所の令状取得を義務づけます。

○いわゆる「代用監獄」の廃止など、被疑者・受刑者の人権確立に取り組みます。国際潮流を踏まえ死刑廃止を含めた刑罰制度の見直しを行います。「死刑廃止条約」の批准を急ぐとともに、「拷問禁止条約」が遵守されるよう政府を監視します。行刑施設を出所した者の再犯を防ぎ、社会への定着を促進するため更生保護のための施設や制度を強化します。

○少年犯罪については少年の特質を踏まえた教育・福祉的な対応を強めます。罪を犯した少年の立ち直りに大きな影響を与える「少年法」の適用年齢引き下げに強く反対します。

○犯罪被害者の救済制度を充実・強化します。警察による相談機能の強化をはかります。

5 男女平等

男女平等社会、男女共同参画社会は、男性も女性も性別に関わらず、一人ひとりがその人らしく生きることができる社会、多様性を認め合う社会の基本です。その実現に向け、社民党は各自治体で先頭に立って取り組みます。憲法13条（個人の尊重）や14条（法の下の平等）、24条（両性の平等）などを活かし、男女平等を徹底し、男女共同参画社会を推進します。

１．男女平等は自治体から

○2018年５月、政治分野における男女共同参画推進法が成立しました。都道府県議会議員のうち女性議員は264人（10.1％）、市区町村議会議員のうち女性議員は3,947人（13.1％）（総務省調査、2017年12月31日現在）にすぎません。20.6％の自治体議会が女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」です（市川房枝記念会女性と政治センター調査、2015年６月現在）。少子化、高齢社会、社会保障、食糧・環境問題をはじめ重要な政治課題について、公平で持続的な施策が求められています。またディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）やワークライフバランスの観点からも、政策の立案・決定の場に女性の参画を増やしていくことが不可欠です。政治分野における男女共同参画推進法を地域から活かす取り組みを進めます。立候補者の男女比率の同等を目指すクオータ（割り当て）制度を検討します。女性が議員活動しやすい議会環境の整備等を行います。

○「202030目標の達成」を合い言葉に、自治体の政策決定の場への女性参画、自治体の女性職員の登用を進めます。あわせて企業や町内会・自治会などにおける女性の参画を促進します（※「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30％程度になるように期待する」という目標。国連ナイロビ将来戦略勧告を受け男女共同参画推進本部が2003年に決定）。

○自治体でも、セクハラやじや首長による職員へのセクハラ行為、議員同士のセクハラトラブルなどが相次いでいます。自治体議会は民主的で公平な議論の場です。人権を侵害する性差別発言を許しません。議会を男女平等、女性の政治参画の進展の場にかえていきます。自治体や議会における研修、苦情処理の窓口の設置、問題が起きた時の迅速な対策、検証委員会の立ち上げなどのシステムづくりを進めます。

○自治体議会における議員活動と妊娠・出産・育児・介護の両立を支援する環境整備を進めます。

○男女共同参画条例は、千葉県を除く46都道府県、479市区（うち政令市20は全て）、156町村の合計681自治体で制定されています（2017年４月１日現在）。未制定自治体での条例制定を進めるとともに、同条例をテコとして、男女共同参画によるまちづくり、女性の政策方針決定過程への参画促進、男女の人権の保障、男女共同参画の視点からの施策、人権侵害の防止、推進体制の拡充に取り組みます。

○都道府県、市町村の男女共同参画基本計画について、当事者参加のもと、進行管理と政策効果の評価を行い、さらに市民の理解を深め計画を推進します。

２．雇用の男女平等を実現します

○女性労働者の６割近くが非正規雇用です。低賃金、不安定な身分であることから女性の貧困化問題にも直結しています。公契約条例を制定・活用し、男女の賃金格差をなくす取り組みを強めます。

○女性が経済力をつけることができるよう、起業支援、再就職支援などを推進します。女性センターなどを拠点として各種研修、ネットワーク化を進めます。

○官製ワーキングプアをなくします。自治体事務、公立保育所、公立図書館など女性の多い職場で正規職員が削減され、臨時・非常勤職員化や民間委託化が進められていることは非常に問題です。自治体の職場から女性を安く使い捨てていく風潮に歯止めをかけ、雇用の平等を推進します。

○妊娠出産期、産後期の法的な保護の権利を拡充します。保健指導、健康診査、妊娠中の通勤緩和、休息の措置、妊娠中および産後期に申し出による作業制限や時間短縮など、自治体から諸権利の指導、周知を徹底させます。また自治体における労働相談の機能を強めます。

○セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントや性的指向、性自認に対するハラスメントなど、あらゆるハラスメントの解消を事業者に義務付け、自治体や議会はその範を示します。ＩＬＯが2019年に制定を目指すとしているハラスメント禁止条約について働きかけを強めます。

○男女間の賃金差別の是正、採用における男女数の雇用調整や処遇改善など現状を調査し、差別的取り扱いを改善します。

○税制や社会保障制度が世帯単位で実施されていること自体が家制度の名残です。性別に関係なく、個人単位の制度に変えるよう求めていきます。

○抜本的な税制改革や男女の賃金格差を是正するためにも配偶者控除を見直します。

○働き方や性に中立的な社会保障制度をめざします。男女が共に家族的責任を担うことができるよう、育児・介護の社会化に取り組みます。育児休業の一定期間を父親に割り当てるパパ・クオータ制度を導入します。

○地域の実情に応じた女性の活躍の推進に取り組むための「地域女性活躍推進交付金」や仕事と家庭の両立を積極的に行う企業を支援する「両立支援等助成金」の継続的な実施や補助率等の引き上げ、柔軟な運用等の実現を国に求めます。

３．男女平等教育・学習の推進

○家庭・地域・学校などのあらゆる場において男女平等教育や学習を進め、男女平等の土台を強化します。性別にとらわれることなく、すべての領域でその能力と個性を発揮できるよう、性別役割分業意識を取り払う働きかけを行っていきます。

○学校教育における男女平等教育の推進（男女平等の観点からの教育活動の編成、男女混合名簿の実施、適切な進路指導の徹底）に取り組みます。

４．からだ、健康、妊娠・出産

○「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を大切にします。幼少時から男女平等に根ざした性教育を推進します。若者らの相談機関、公立病院の女性外来設置などに取り組みます。

○身近な地域で安心して、妊婦健診や出産ができるよう産科病院や助産院を確保します。妊婦健診（14回）を無料化し、安全な出産につなぎます。

○周産期医療ネットワークの整備と救急搬送受入体制を確立します。

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツを基本とし不妊治療費助成事業を拡充します。

○子宮頸がんワクチン（ＨＰＶワクチン）接種後、原因不明の体の痛みなどの症状を訴える患者（10代女性）が相次いでいます。現在、接種の呼びかけは一時中止されていますが、定期接種から除くよう国に求めます。自治体において、学校や接種機関を通した実態把握、症状が出た人の追跡調査、治療・ケアの確立と保障に取り組みます。自治体独自の医療支援を検討します。

５．ＤＶ（配偶者等からの暴力）防止

○あらゆる女性・子どもへの暴力の根絶に取り組みます。「ＤＶ（配偶者等からの暴力）防止法」で努力義務が課されている自治体の基本計画の策定を進め、ＤＶ防止施策を強化します。被害者の早期発見や適切な対応に向けた職員研修、啓発パンフの作成・配布を行います。

○性暴力をなくす包括的な取り組みを定めた「性暴力禁止法」の制定をめざし、加害者の厳罰化や被害者支援の強化を促します。「性暴力被害者支援法」を早急に制定し、性暴力被害者への相談や支援を24時間体制で総合

的に行うワンストップセンターを各都道府県に１か所以上の設置を促します。

○被害者女性の支援に取り組んでいる民間救援団体の相談事業やシェルターについて支援を強化します。都道府県のワンストップセンターとなれるよう財政基盤の強化、施設整備をすすめます。

６．女性の視点を防災計画に

○東日本大震災等の経験を踏まえ、自治体の防災計画に男女共同参画の視点を入れ、「主体的な担い手」として女性を位置づけます。平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となります。災害から受ける影響の男女の違い等に配慮し、男女の人権を尊重して安全・安心を確保します。防災計画の策定に３割以上女性が入るようにし、男女共同参画の視点を入れた計画にします。

○子ども、高齢者、障がい者など災害時要援護者を連れた家族のニーズを踏まえた災害対応を行います。特にプライバシー保護、性犯罪防止のための設備に配慮することを計画に明記し、予算化します。

○防災・災害・救援・復興に関して、男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づけ、機動的に動くことができるよう体制を整えます。

７．男女平等社会の実現へ

○民法を改正し、選択的夫婦別姓、再婚期間の平等を実現します。

○個人の尊厳､婚姻の自由や両性の本質的平等を改変する自民党改憲草案に地域から反対の声をあげるとともに、家庭責任を強化し、家庭への国家の介入につながる家庭教育支援法案や親子断絶防止法案に反対します。

6 若者

「若者」を一面的に捉えることはできませんが、「地方消滅」どころか、「ジモト回帰」の動きが一部で生じています。地元を愛する若者を「マイルドヤンキー」と呼び、かつて流行語大賞の候補にも挙がりました。内閣府の「農山漁村に関する世論調査」でも、都会に住む20代の38.7%、30代の32.7%が農山漁村地域への移住を希望し増加傾向というデータもあることから、若者のＵターン・Ｉターンを支援します。

また、住宅や子育てなど各種の生活支援は言うまでもなく、ブラック企業・ブラックバイトの根絶、奨学金の拡充、18歳被選挙権の実現などとともに、地域における若者の自主的な活動を応援する制度を社民党は、拡充していきます。

一方、日本の多くの若者が、将来への不安を抱えています。内閣官房の資料でも、将来への不安がＯＥＣＤ先進国の中で日本の若者が突出しています。自己責任を迫られる中で、社会に居場所をなくす若者も多くいます。“就職氷河期”は1992年から始まりましたが、若者の抱える問題は多くが改善されておらず、当時の団塊ジュニア世代はすでに40代を越えています。若者問題は、もはや「若者」だけの問題ではありません。社会の問題として捉えていくことも必要です。

１．若い世代の意見を反映

○若者に民主主義の担い手として市民権を発揮してもらうため「シチズンシップ（主権者）教育」を充実するとともに、政治活動の自由を拡充します。選挙時における模擬投票の実施や、中学生・高校生議会の開催を推進します。

○被選挙権年齢を「一律５歳」引き下げます（衆議院議員・市町村長・自治体議員は20歳、参議院議員・都道府県知事は25歳へ）

○働きながら立候補しやすいよう、立候補休職制度を導入します。世界的にも高額な供託金を引き下げます。また、一定数の推薦人を事前に集めることを立候補の条件とする方式も検討します。

○子ども・子育て政策を一元的にすすめるとともに、若い世代の声を行政に反映させ、若者政策を総合的に推進するため、「子ども・若者省」の設置を求めます。

○政策決定プロセスにおいて、地域の若者の参画を促進します。各種審議会等における若者クオータ制を導入します。若者団体やＮＰＯ団体への支援を拡充します。地域活性化の鍵を握るとも言われる若者はじめ多様な主体との連携を強めます。

２．若者の雇用や起業を応援

○自治体の労働部門、福祉部門、住宅部門等との連携を強化し、ハローワークや図書館などを拠点に、総合的な相談と支援（心の悩み相談、就労支援・職業紹介、生活・住宅・緊急貸付・多重債務対策、職業訓練など）就労と生活支援、多重債務者支援などに対するワンストップ窓口を開設し、パーソナルサポートを強化します。

○ブラック企業・ブラックバイトを根絶します。すべての若者への良質な雇用、就労機会の実現に向けて、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、サポート機能の強化、労働教育のカリキュラム化の法制化などをすすめます。

○一人でも入れる労働組合を周知します。ワークルール教育推進法案の制定を求めるとともに、自治体と協力し、学校の授業や公民館での講座など、子どもから高齢者まで幅広い年代が労働法教育を受けられるように環境を

整備します。

○「高卒就職ジョブ・サポーター」、「大卒就職ジョブ・サポーター」を公共職業安定所に配置し、適職選択のための情報提供、職業相談、職業紹介などの支援を強化します。また、ジョブ・サポーターを高校や大学へ派遣し教育と雇用の連携を強化します。学校における職業教育を充実させます。

○地域若者ステーションや公共職業安定所において、フリーター等を中心に、職業教育訓練制度、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行います。

○新規採用人数の一定割合を既卒の若年層から採用する制度を導入します。トライアル雇用制度（短期間の試用期間を設けて特定の求職者を雇用し、両者が合意すれば本採用する制度）やジョブ・カードの活用によって正規採用を推進します。また、地域密着型の充実した対応ができるよう、商工会議所を積極的に活用します。

○若者、女性、障がい者、高齢者の就労支援に積極的に取り組みます。企業や地場産業などと働く意欲のある人を結びつける場をつくります。住宅手当の支給期間の延長と収入要件の緩和、家賃補助の拡充、公共住宅や雇用促進住宅の活用などをはかります。

○若者起業家やスタートアップ企業に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援します。

○地域や社会に必要な仕事をつくろうとする起業家が集まり、互いに交流しながら事業を創造・成長させていく拠点（インキュベーションオフィス）を地域につくります。ＮＰＯが軸となり、行政、金融機関、地元の商工会、大学、専門性をもつ士業など、さまざまなネットワークをつなぎ起業の活性化を図ります。

○若者たちが自ら出資し仕事をつくり、経営に参画する「協同労働の協同組合」を推進します。

○18歳で児童養護施設を退所する若者への居場所や住まい、進学等の支援を行います。

３．若者の活動を応援

○公共施設、古民家や空き家、有形登録文化財等を活用したイベント・ライブ・表現活動を支援します。ダンサー・バンド・劇団員などのための練習場を確保するため、公共施設の開放や音響・ミラー設備などを拡充します。野外フェスの開催や路上におけるライブ活動などを緩和します。

○日本が持つアニメ・漫画などのコンテンツ、伝統産業、商業デザイン、クリエーターの感性をいかした情報発信や海外展開など、中小零細企業とクリエーター主導による事業展開を支援します。同時に、多額の損失を出している官民ファンド・クールジャパン機構の廃止を求めます。また、クリエーターの賃金・労働条件の実態把握と雇用環境の改善に取り組み、離職者の再就職を支援します。

○アニメ・漫画・ゲームなどの「表現規制」につながりかねない青少年健全育成法案に反対します。

○ダンスカルチャーを応援するため、クラブでのダンス規制について、当事者も参加しながら、制度を見直します。

○地方のインターネット環境・ワイファイ環境を整備し、ＩＴ企業やコンテンツ産業を応援・育成します。

４．「ロスジェネ世代」を応援

○各種の若者支援事業における年齢制限を「ロスジェネ世代」に拡充します。

○「ロスジェネ世代」の生きづらさを受け止めるため、実態調査を実施します。

○「自己責任」言説を徹底批判するとともに、「介護離職」「非正規スパイラル」「ひきこもり」「ワーキングプア」など「ロスジェネ世代」が抱える生きづらさに対し、総合的な支援策を講じます。

社民党では、『すべての若者に「ホーム」を』と題し、「若者アクションプログラム」を発表しています。
詳細な若者政策はこちらもご覧ください。
http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/other/images/160705youth.pdf

7 働く・雇用

働くことによる社会参加を推進し、人々の暮らしの安定、地域の活性化を図ります。働くこととは単に雇用労働だけを意味するのではなく、農林水産業、商店等の自営業、ＮＰＯ・協同組合・社会的企業などの協働労働、さらには、地域の問題解決や生活環境の改善などに自発的に取り組むことも含まれます。公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会参加できる社会を目指します。だれもが排除されず、いきいきと働き、豊かな関係をつくっていくことで、格差や貧困をなくしていきます。

１．「働き方改革」関連法を廃止します

○安倍政権が推進する「世界で一番企業が活躍しやすい国」づくりのための「働き方改革」ではなく、ディーセント・ワーク（人間らしい尊厳のある働き方）とワークライフバランスの実現、雇用のセーフティネットの強化に取り組みます。

○「残業代ゼロ制度」である高度プロフェッショナル制度は、定額働かせ放題で過労死を促進する危険があるため廃止します。裁量労働制の適用拡大は断固反対し、現行の裁量労働制の要件の厳格化に取り組みます。

○生活のために必要な時間を確保することは根本的な権利です。長時間労働を是正し、生活時間を取り戻すため、職場環境の改善や法整備に取り組みます。過労死につながりかねない不十分な残業時間の上限規制は認められません。「24時間につき、最低でも連続した11時間の休息時間」を確保する勤務間インターバル（連続休息時間）規制を義務化します。

○過労死ゼロの実現に向け、実効ある長時間労働是正策とともに、労働者が安心して働けるよう、総合的な過労死等防止対策を講じます。ブラック企業への規制を強化します。

○職場のハラスメントを防止するために法整備を行います。企業にパワーハラスメント防止の取り組みを義務付け、就業規則等で対応方針を明記します。男女雇用機会均等法を改正し、セクシャルハラスメント対策を強化します。

○不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度の導入は認めません。解雇規制の緩和など、労働者保護ルールの改悪を阻止します。

○労働基準監督官の増員、監督強化に向けた規定の整備、国や自治体の労働行政を充実、強化します。

○重要な政策決定の場に労働者代表を参画させます。雇用、労働政策に関する立案、決定に、公労使３者の構成である労働政策審議会での議論を尊重します。

２．雇用を守る

○低入札価格競争によって、業務委託で働く労働者の賃金・労働条件が大きくしわ寄せを受けています。安定した雇用を守り、増やすため、ＩＬＯ94号条約（公契約における労働条項）を批准するとともに、公契約における公正取引の確保と公正労働基準の法的確立をはかるため、公契約条例を制定し、入札に賃金等の条件を加味し、低賃金労働者の犠牲の上に自治体の事業が発注されることのないようにします。委託事業者の選定は、価格のみの競争入札とせず、社会的価値（公正労働、環境、福祉、男女共同参画など）を含む総合評価によって行います。

○イギリスのＴＵＰＥ（事業譲渡と雇用保護規則）やＥＵの企業譲渡指令にならった雇用対策を強化します。日本版ＴＵＰＥ法を制定し、事業譲渡や経営形態の変更、委託化、民営化による事業移転変更の際に、同じ雇用条件で継続して雇用されるように求めていきます。

○雇用、賃金、労働条件など様々な場面で格差を強いられている臨時・非常勤等職員の処遇改善、雇用安定に向

けたさらなる法改正を求め、「官製ワーキングプア」をなくします。具体的には、手当が各自治体の判断で支給できるよう、地方自治法の改正を求めるとともに、パート労働法の趣旨・内容を地方公務員へ適用することで、民間と同様に均等・均衡待遇のための積極的是正措置を促します。

○公務公共サービスに関わる公務員が公務上被災した場合、その雇用（任用）の違いにより、公務災害、労働災害、条例公務災害に分かれるなど、適用関係も分かりにくく、制度設計も不合理で、結果として公務災害隠しや申請の自粛につながっています。公務災害補償に関する差別的取り扱いを許さず、非正規公務員の公務災害補償制度の抜本的な改正に取り組みます。

○行政サービスにおける派遣労働者の導入に関しては、その当否について労使協議を前提とし、安易な派遣の拡大や法令違反を排除します。

○高校生や若者を対象に学校や社会教育を通して、働く人を守るための労働基準法など、労働関係制度の出前講座を開きます。

○自治体の労働行政を強化します。労働相談の常設や、労働者権利のガイドブック発行など充実し、ブラックな労働条件や労働環境の権利破壊の実態を把握した場合、労働基準監督署に伝達するシステムを構築します。また、同一労働・同一賃金や安定雇用を自治体から始めます。

○ＩＬＯが示す同一価値労働・同一賃金原則に沿って、非正規社員に均等待遇を徹底します。非正規から正社員への転換を促進します。

○2018年10月以降順次到来する派遣労働者の受け入れ期間制限の影響をしっかり検証し、派遣労働者の雇用の安定に向けた対応を万全にします。

○労働契約法第18条の無期転換ルールの運用状況をしっかりと検証を行なうとともに、無期転換直前での雇止めは許しません。

○自営型テレワーカーなど雇用労働に近い働き方をしているにも関わらず労働法の保護を受けることができない方について、契約ルールや最低報酬、安全衛生などの法的保護を求めます。

○副業や兼業などの保護に向け、雇用保険や社会保険の適用や健康管理、労働安全衛生の確保などに向けた検討を早急に始めます。

○「賃上げ目標」を設定し、月例賃金アップに政策を総動員します。最低賃金を全国一律、時給1,000円に引き上げ、さらに、生活できる賃金を確保するために時給1,500円を求めていきます。あわせて中小企業への支援を一体的に行います。

○雇用分野における障がい者の差別禁止と合理的配慮の提供義務の実効性を確保し、実雇用率の向上に向けた就労支援策を強化します。

○中央省庁や自治体で発覚した障がい者雇用の水増し問題は決して許されません。全容解明と再発防止に向け取り組みます。また、障がい者の職場定着を図るため、ジョブコーチ（職場適用援助者）の人員確保と支援事業を拡充します。

○ 全国都道府県の正職員採用試験の障害者枠について、障害者雇用促進法では精神（発達障害を含む）・知的障害者の雇用も義務づけられているにもかかわらず、35道府県が身体障害者に限定していたことが明らかになりました。公平採用の観点から広く門戸を開くべきであり、合理的配慮を提供し、障がい者が働ける環境を整えていきます。

8 地域経済・中小企業

いわゆるアベノミクスにより、大企業の収益が向上する一方、円安に伴う原材料高、消費税増税に伴う消費の低迷など、中小企業にとって厳しい経営環境が続き、大企業と中小企業の格差が拡大しています。さらに、大企業に恩恵が集中する法人税実効税率の引き下げと引き換えに、外形標準課税の適用拡大や減税措置の縮小など、中小企業課税を強化しようという動きがあります。

政府もアベノミクスの失敗を覆い隠すかのように、経済対策（補正予算）で中小企業支援を強調していますが、本予算における中小企業支援策は例年、政府予算全体のわずか0.2%程度（毎年度1800億円程度）にとどまっています。

社民党は、大企業の収益向上を中小企業にも「波及」（トリクルダウン）させるというアベノミクスではなく、企業の99%を占め、雇用の７割を占める中小企業を「社会の主役」と位置付け、地元中小企業の底上げを通じた地域活性化を目指す、ボトムアップの経済政策へと抜本的に転換します。

１．地域経済

○「いのち」（介護、医療、福祉、教育）と「みどり」（農林水産業、環境や自然エネルギー）の分野に力を入れ、働きがいのある人間らしい仕事を作り出します。「いのち」・「みどり」の分野への重点的な投資により、サービスの向上、雇用の創出、地域経済の振興、将来不安の解消といった一石三鳥・四鳥もの投資効果をめざします。

○介護、農業など慢性的な人手不足が続く分野について、賃金・所得などの待遇改善、人材育成と人材確保など、根本的な問題解決のためにメスを入れ、就業者を増やします。

○地域の特性を生かした地場産業の育成・まちづくりを推進し、地域雇用を拡大します。地域に根ざした農林水産、福祉、環境分野など、生活関連分野の雇用創出の機会を拡大します。

○大型公共事業、補助金、工場・店舗の「誘致」に頼る地域振興策は、結局その利益を大都市圏に本社を置く企業に吸い取られ、地元でおカネが回る仕組みの形成を阻害します。一次産業である農林水産業が黒字であっても、地域外から電気・ガスなどのエネルギーや飲食料品などモノの購入により、地域の経済が赤字になることを意味します（漏れバケツ問題）。地元で循環する経済を構築し、地域を底上げするために、生産（一次産業）・加工（二次産業）・販売（三次産業）を地元で行う「六次産業化」（農商工連携）や「地産地消」を推進し、地元の中小企業と農林水産業の連携を支援します。

○市民や仲間が自ら出資して仕事をつく出し、みんなで経営に参画する「協同労働の協同組合」を推進します。「人間らしく働き続けたい」という意欲を支援し、地域の仕事を生み出します。

○生活関連、対地域事業所関連のサービス業、住宅、まちづくり事業など、コミュニティをベースにした仕事づくり（コミュニティ・ビジネス）を促進します。

○自治体の「時短」・「残業ゼロ」を目指し、雇用増を図ります。

○自治体の緊急雇用対策を推進します。社会・地域需要の高い、福祉、介護、子育て、保健、医療、教育、環境など、地域の不可欠な公共サービスを中心に、地域に密着した雇用を創出するようにします。

○各自治体が臨時的な雇用・就業機会を創出するための対策（自治体による直接雇用、離職者等を雇用する民間会社等への委託・助成等）に対して交付税等で支援するよう求めます。

○消防職員の定員不足を解消し、約５万人の増員を図るようにします。あわせて、小規模雑居ビル等防火対象物に対する違反是正指導等を支援する消防防災支援要員を確保するようにします。

２．中小企業

○企業の99％を占め、雇用の７割を占める中小・小規模企業（企業数380.9万者・従業者数3361万人）を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置付け、「地域とくらしを支える中小企業」像を提起している「中小企業憲章」の国会決議を求めます。また、「憲章」と車の両輪であり、自治体が地元の中小企業を重視し、その振興を行政の施策とすることを明確化するため、「中小企業振興基本条例」や「地域産業振興条例」を各自治体議会で制定・改訂し、中小企業支援予算を拡充します。

○中小企業、中でも全国で325.2万者、1127万人の従業者数を占める小規模事業者（従業員20人以下、商業・サービス業は５人以下）への支援を拡充します。また、法人税実効税率の引き下げにともなう「代替財源」として、中小企業への課税を強化しようという動きに反対します。同時に、中小企業の法人税率は恒久的に引き下げます。

○企業誘致に頼るのではなく、「地域で企業を育てる」という考えのもと、地元の中小企業と行政・市民・学生・地域金融機関などのコラボレーションによってビジネス環境を創出する「エコノミックガーデニング政策」を推進します。地域という土壌を生かして、地元の中小企業を大切に育てることを主眼に、地域経済を活性化します。

○若者や中高年のＵターン・Ｉターン・Ｊターンのために、地元中小企業への就職・転職活動支援、住宅支援、子育て支援などを総合的に推進します。

○地域における仕事づくりを推進するために、自治体が中小企業の新商品を購入・宣伝する「トライアル発注制度」を拡充します。また、官公需法にもとづく中小企業向け発注枠の拡大と目標額の増額、数社で共同受注を目指す協同組合への支援を拡充し、中小企業の受注機会を拡充します。

○公正な下請取引を実現するため、原材料費などの価格転嫁が困難な中小企業への、大企業による一方的な下請け単価の決定や不当廉売・優先的地位の濫用などに対して、匿名による告発システムの導入や自治体による巡回調査など監督機能を強化します。

○地元中小企業のニーズ把握のために、自治体による悉皆調査を実施します。また、「ものつくり支援」と同時に、商談会・物産展やアンテナショップの開設、商品カタログの作成、ＥＣショップやクリックアンドモルタル（ネット販売と実際の店舗販売）のためのＩＴ支援策など、販路開拓の支援策を拡充します。

○中小企業経営者の円滑な事業承継を支援します。また、新卒者や転職者への企業説明会の開催、地元の中小企業を紹介するフリーペーパーの作成・配布など、中小企業の採用活動を支援します。

○地場産業・伝統産業のブランド化や販路開拓のために、他業種との連携、若手デザイナーとのマッチング、展示会・イベントの開催、ネットの活用や海外展開を支援します。また、後継者育成のために職人見習い期間中の人への生活支援策を講じます。

○商店街振興策として、「商店街」全体への支援と同時に、小売業・宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業などを営む「個別店舗」に対しても改装・備品の購入費を助成するなど、きめ細かい支援策を講じます。また、大規模小売店舗の立地については規制を強化します。

○中小企業支援事業を申請した企業が「不採択」になった場合、当該企業に対する不採択理由の開示を徹底します。

○民間金融機関に対し、中小企業・ＮＰＯ・ベンチャー企業・中低所得者層・女性などへの公正な融資を義務づけるとともに、金融機関の活動を評価（アセスメント）・公開するために日本版「地域再投資法」（金融アセスメント法）の制定を求めます。

○株式会社・営利法人であり大企業を主な取引先とする「銀行」に対し、協同組織・非営利法人であり地域密着・中小企業向け金融機関である「信用金庫」・「信用組合」（協同組織金融機関）の活動を支援します。また、自治体と信用金庫などの協力による、ワンストップの中小企業支援センター設置を推進します。

○政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）による不正融資に対し、監督を強化するとともに、

資金繰り支援・創業支援を拡充し、中小企業にとって「困ったときの駆け込み寺」「最後の拠りどころ」となるよう機能を転換します。

○「連帯保証」・「個人保証」の要らない制度融資を拡充します。

○中小企業による「クラウドファンディング」（ＩＴを活用した資金調達）の活用を支援し、事業の理念（被災地支援・途上国支援・地域振興など）に共感する個人からの資金調達によって「社会的起業」を推し進めます。

○利益が地域外に流出するのを防ぎ、地域循環経済を構築するため、地域通貨の取り組みを支援します。

○コンビニなどフランチャイズ加盟店の本社に対する不利をなくすためフランチャイズ取引適正化法（仮称）の制定を求めます。

（中小企業憲章）社民党は国会で決議することを求めています。

2010年６月18日閣議決定（抜粋）

・中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。

・中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

・政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。

9 まちづくりと交通

2015年９月の国連サミットでＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ、持続可能な開発目標）が採択されました。ＳＤＧｓの17の目標のうち自治体にとって最も関係の深い目標が、目標11「住み続けられるまちづくりを」です。この目標の下、公共交通、大気など環境や災害への対応など、10を超えるターゲットが設定されています。ＳＤＧｓを活かした魅力あるまちづくりを進めていきます。

そのため、地域活性化、都市計画、交通、産業政策、環境、福祉、教育など、現在バラバラに進められている施策をトータルに展開します。

格差や貧困が深まり、また単身低所得高齢者が増加する中、住まいを原則私的な問題と捉えてきた日本の住宅政策の落とし穴が顕在化しています。先進諸国のなかで、日本の低所得者向け住宅施策は、際立って小規模です。加えて、政府が住宅政策への公的責任を後退させ、住宅をさらに市場化する政策が進展しています。住まいは憲法25条の保障する「健康で文化的な生活」の基盤であり、「住まいは人権」です。すべての人に安定した住まいを保障するため、住宅を社会保障として位置づけ、福祉と環境の視点から住宅政策を見直します。

巨額の負債と維持費負担を残して自治体財政を圧迫し、環境破壊の懸念もある開発型の大規模公共事業から、人口減少、少子・高齢化社会に見合う持続可能な未来を見据えた「次世代投資」へ転換します。

移動の確保は生活にとって、なくてはならない公共サービスです。人口減少や高齢化が進む中、バスやタクシーのサービスが十分に提供されない地域において、高齢者や障害者などの移動手段を確保することは、住民の生活を維持する上で不可欠となっており、地域の活性化を図るためにも重要な課題といえます。交通政策基本法により、交通に関する施策の策定・実施が暮らし全般に責任を負う立場にある自治体の責務に位置づけられ、これまで以上に地域における移動手段の確保に取り組むことが求められています。人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためにも、まちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっています。

様々な人々に対して、利用しやすい移動手段を提供することで、輸送面の効果にとどまらず、地域活性化やまちづくり、福祉、観光、環境対策など、21世紀の豊かな社会づくりに必要な課題に対する効果も期待されます。クルマを使えなくても、たのしく生活に必要なおでかけ（通学・通院・買物等）の移動を保障する公共交通を保障することは、だれでも安心して「暮らしていける」地域につながります。来訪する方も、域外に出かける方も分かりやすく使いやすい公共交通の保障は、だれでも楽しくお越しいただける「行きたくなる、住みたくなる」地域につながります。自動車の利用抑制は温室効果ガスの排出削減や公害対策を進め、環境にやさしいまちにつながります。買物、通院などの移動手段の提供は、外出を促し、自立した生活を後押しする、人にやさしいまちにつながります。交通の利便性を高くすることは、くらしやすい、魅力ある、誇れるまちにつながります。「まちづくりのプラットフォーム」である地域公共交通の維持・確保を地域における戦略の中でしっかりと位置づけ、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、エコで人にやさしい、住みやすい生活の質の高い持続可能なまちづくりをめざしていきます。

１．市民参加のまちづくり

○ＳＤＧｓの「住み続けられるまちづくりを」の目標の下、住民・自治体・関係者が連携した魅力あるまちづくりを進めていきます。

○都市計画の決定手続きの透明性を確保し、市民（住民）の提案制度を取り入れたまちづくり条例を制定します。
○計画段階のアセスメント（計画アセスメント、戦略的環境影響評価制度）を実施するため、環境アセスメント条例を制定します。
○まちづくりを支えるための融資、支援制度の充実、シビックトラストや市民ファンド（市民財団、市民バンクなど）の助成を進めます。
○都市計画・まちづくり、商業や交通などの施策をトータルに展開しながら、連動した土地・住宅政策を推進します。
○地籍調査の実施を強化し、都市計画と建築基準行政の連携を強化します。
○太陽光発電などの自然エネルギーの住宅への導入、外断熱工法による建設などの省エネ住宅や、耐震住宅への新・改築に対する補助事業を拡充します。
○建築確認に従事する人材確保・育成、予算措置を強化します。
○空き教室を保育施設や老人施設に転用したり、空いている公共住宅を若者や失業者用の福祉住宅に活用したりするなど、社会資本、公共施設の有効活用を推進します。
○山間地域の自然環境や国土保全、水源涵養など多面的な機能を評価するとともに、農林水産業や地場産業の振興、生活交通の確保、医療の確保、雇用の確保、教育環境や道路・上下水道・情報通信基盤の整備、生活環境の改善など、地域に応じたきめこまやかな定住対策を進めます。

２．「住まいは人権」

(1) 住宅セーフティネットの強化

○すべての人々の住生活の向上と居住保障という「居住の権利」（Ｈｏｕｓｉｎｇ Ｒｉｇｈｔｓ）に基づき、住宅を社会保障として位置づけ、福祉と環境の視点から住宅政策を見直します。
○高齢者（施設入居者等を含む）、障がい者、低所得者、失業者、若者など誰もが住居を確保し、安心して暮らせるよう、自治体の住生活におけるコーディネート機能を強化します。具体的には、現物給付（低廉な家賃の公営住宅の供給拡大や空き家等の既存の住宅ストックを活用した借り上げ住宅等）または現金給付（家賃補助等）による「住宅支援制度」を創設し、「住まいの貧困」に対するセーフティネットを強化します。
○低所得世帯に対する家賃補助などの支援を強化するとともに、家賃の税制上の控除制度を検討します。居住者の居住の安定と社会不安の進展、空き家対策等の観点から、旧公団住宅（ＵＲ住宅）や公営住宅高齢者が安心して住みつづけられる家賃や若者も住める家賃へと見直します。民間賃貸住宅の入居差別を禁止します。
○公的住宅政策を抜本的に強化し、優良な公共賃貸住宅を着実に増やすとともに、入居資格を緩和して、低所得の若者や高中年の単身者、同性カップルなど幅広い人たちの入居を可能にします。
○旧公団住宅（ＵＲ住宅）や公営住宅の敷地や施設を団地居住者にとってのみならず、有効活用し、医療施設、介護施設、子育て支援施設等の整備促進をはかるとともに、オープンスペースや緑地、子どもの遊び場、地域の防災拠点など地域社会の貴重な環境資源としても活用します。
○旧公団住宅（ＵＲ住宅）の民営化や売却・削減、定期借家権の導入に反対し、「安心して住みつづけられる公団住宅」、「みんなの心通い合う地域コミュニティづくり」をめざします。
○公共の財産である雇用促進住宅の廃止をやめ、若者の雇用と住まいのために積極的に活用します。
○高齢者をはじめとするすべての人々が安心して入居できるよう、各地における「居住支援協議会」の設置を進めるとともに、「公的な保証人制度」や「公的家賃債権保証制度」を創設します。
○住宅セーフティネット法の登録住宅は､18年３月末までに目標の２万５千戸に及ばない500戸程度にとどまっています。しかも現在の登録住宅には、まだ入居契約が成立したところはなく、家賃補助を受けた物件もありません。改正住宅セーフティネット法の附帯決議に盛り込まれた課題の実現を求めていきます。
○住まいの貧困の実態調査を実施します。

○子どもを育てる世代、バリアフリーの住宅を望む高齢者世代など、人生の節目にあわせた住み替えを柔軟に行えるようにしていきます。

(2) 空き家対策の強化

○2013年の日本の空き家数は総務省によると820万戸、空き家率は13.5%と過去最高を記録しています。空き家としての放置期間が長くなれば倒壊や破損の恐れがあり、衛生問題も生じます。不法投棄や不審者、放火などによる治安の悪化も心配されます。空き家が増えれば人々の賑わいや交流などが薄れ、町の印象が悪くなるなど、町全体としての問題になります。2014年に空き家等対策の特別措置法が施行され、空き家への様々な取り組みが各自治体で行われています。老朽化し危険な建物から周辺住民の安全を守るために、所有者に適正な管理を義務付けるとともに、自治体に調査権や勧告権等を付与する「空き家対策条例」の制定を進めます。

○自治体の「空き家バンク」を整備するなど、空き家に関する情報を集め、中古住宅のデータベースを整備するとともに、市外から引っ越してくる人に紹介する仕組みを作ります。

○空き家や空き店舗を空き家活用型のコミュニティ・カフェや住民による地域福祉事業所、子ども食堂、高齢者や子育てのための施設、中高生の放課後自習室、地域の交流施設や地域活動団体の活動場所などとして活かしていくように促します。

○古い空き家のリフォームや築年数の古い集合住宅に手を入れて、家賃負担が軽い住宅を再供給し、既存の住宅ストックの有効活用と住宅困難者対策の一石二鳥を実現します。きちんと手入れを行ってきた中古住宅の価値を正当に評価し、新築よりも中古住宅を取得した方が有利になる仕組みに変えていきます。

(3) 住まいの安全と質の向上

○高齢者の施設を「住まい」と位置づけ、ユニットケアを基本とし、個人の尊厳を重視した良質な居住環境を確保するとともに、プライバシーの確保が図られるよう整備します。

○居住性が悪く、安全性に大きな問題を抱えている、いわゆる「脱法ハウス」をはじめ、不安定な居所に住まざるをえない人についての緊急調査と実態把握を行います。現入居者の住宅確保、居住保障など適切な対応も行います。法的にも極めて不安定な位置にある「ゲストハウス、シェアハウス」について、法令上の整備を急ぐよう求めます。

○民泊には、安全確保や周辺環境の維持、トラブルの防止、既存の宿泊施設との競合など解決すべき課題が残されています。特に家主が不在のまま旅行者に貸し出される家主不在型民泊の拡大は、不法滞在など犯罪の温床になることが懸念されるなど、治安の観点から問題があるとともに、近隣住人にも不安を与えることになり、資産価値の低下や地域コミュニティの破壊にもつながりかねません。近隣住人の理解・合意が得られない中で民泊を拙速に導入することには反対です。実情をしっかり把握するとともに、安全や衛生管理、防火、騒音等の対策、取締りをはじめ、必要な規制の強化を行っていきます。

(4) 住宅の地域経済効果

○地域住宅産業は、環境にやさしく地域の雇用や経済など裾野が広い効果を持っています。住宅の改善を容易にするとともに、地域の仕事興しや地場の中小零細事業者の振興にもつながることから、住民が住宅のリフォームを行った場合にその経費の一部を自治体が助成する「住宅リフォーム助成制度」を充実させます。

○地域建設産業の担い手確保、育成のための支援策を強化します。

○建築の質を高め、社会をゆたかにするため、建築物を社会資産とみなし、建築主・所有者の財産権と周辺の環境権との調整の原則を示すような「建築基本法」の制定を目指します。

○日本の伝統的な民家建築は、自然と共生し、住む人も健康に暮らせる、とても優れたエコロジー建築であり、伝統構法技術を振興します。

３．無駄な公共事業の見直し、次世代投資への転換

○公共事業に関する権限・財源の自治体への分権を進め、情報公開、市民参加の保障など公共事業の決定過程の透明性を確保し、 評価・分析・審査の手続の確立するなど、公共事業を住民主導に取り戻します。計画段階はもちろん一度着手された事業でも中止・ 変更を可能とする見直しのルール化に取り組み、住民にとって不要な公共事業を徹底的に見直します。

○耐用年数を超えた道路やトンネル、橋梁など社会インフラの補修や更新対策を進めます。新技術の導入などにより、材料面でのコスト削減をはかります。講習を受けた市民が地域の道路や橋などの安全点検を行う「インフラサポーター」制度を推進し、社会基盤の長寿命化をめざします。

○電線の地中化、都市部の緑化、森林における路網整備など、自治体によるきめこまやかなインフラ整備を支援するための交付金を充実して「身近な公共事業」を推進し、地域経済の自立的基盤確保に役立てるとともに、地元の中小企業に直接仕事が回るようにします。

○道路整備は必要性、緊急性、優先度、費用対効果を精査し、真に必要な整備に重点化していきます。

○地域によっては、大きくなった草や木や竹によって、交通安全に支障が出ている所も増えています。ひどい箇所を優先的に、草刈り作業や道路清掃を進めるなど、日々の暮らしを支える生活道路の維持・保全を強化します。また、雪国にとって、防雪・除雪は生活そのものに係る大問題です。直轄国道等の除雪費について、安心で安全な生活道路の保全を図られるよう、必要な予算額の確保を求めます。

○緊急進入路（高速道路をはじめとする自動車専用道路において、非常時に管理車両や緊急自動車等が沿線の一般道路からアクセスが可能な様に設けられた道路）を活用することで、アクセスを確保し、災害や事故発生時、異常気象時の交通の確保や、医療施設への患者の搬送時間の短縮等を実現します。

○河川法に基づく河川整備計画の策定中は事業を進めず、流域住民の合意と自治体の意見尊重に努めます。

○ダム中心の治水政策を転換します。河川の流域管理や河川改修、森林保全の治水対策への支援策を強化します。八ツ場ダムなど問題の多い大規模公共事業については、建設を中止します。直轄ダムだけでなく補助ダムも見直しをすすめます。鬼怒川水害や西日本豪雨を教訓に、ソイルセメント（土とセメントが混じったもの）工法や矢板、コンクリートで周りを囲むアーマーレビー工法など安価で迅速な堤防強化策をすすめます。

４．交通政策基本法を地域で活かす

⑴ 交通を活かしたまちづくり

○「いのちとくらしを運ぶ」地域公共交通は、地域を元気にし、人とまちを幸せにする「みんなのもの」です。「衣食住」に加えて、「交通」の確保は、地域の再生に必須の事項です。自治体とともに、国としても移動の権利の確保を目指していきます。

○地域公共交通は、輸送面だけでなく、まちづくり、ＣＯ2の低減効果、環境、福祉、にぎわいづくり、介護の抑制その他の社会的便益等多面的な機能があります。輸送面だけの採算性とは別に、本来別のところで使わなければならなかったはずの費用が抑制されるということになり、地域公共交通自体が社会的な便益、ベネフィットを生んでいることになります。こうした地域公共交通で実施された政策が、他部門に利益をもたらすというクロスセクター効果を活かし、地域公共交通に対する公的負担を地域社会を支えるための不可欠の支出として充実します。

○改正地域公共交通活性化・再生法や改正都市再生特別措置法、改正中心市街地活性化法を踏まえ、地域交通政策と自治体が展開するまちづくり、福祉、医療・健康、教育、観光、地域経済活性化など、他の施策との連携・協働を推進します。

○自治体の総合計画やまちづくり政策（都市計画、立地適正化計画等）の策定に当たって、地域公共交通の維持・確保を重視した視点を反映させるようにします。

○自治体と事業者、住民・利用者など地域の関係者と連携・協働して、路線バスのほか、コミュニティバスや鉄

道も含めた地域の公共交通のあり方を議論し、地域のあるべき公共交通の姿を描くため、関係者の協議の場を設けます。そして、まちづくりや福祉施策、観光、地域活性化、環境施策等と連携した地域交通計画を策定します。総合的な計画に基づく交通規制の実施、公共交通の走行・利用環境の整備、公共交通の利用促進をはかります。

○福岡市生活交通確保条例、熊本市公共交通基本条例、奈良県公共交通条例、高松市公共交通利用促進条例など自治体の先進的な取り組みにならい、交通基本条例や生活交通確保条例、公共交通利用促進条例の制定に取り組みます。

○交通政策は専門性が求められる分野であり、独立した公共交通政策担当部局の設置を目指すとともに、市町村別にも専門担当者を配置することをめざします。

○自治体の交通政策を支援するため、基準財政需要額の個別算定経費として地域公共交通政策を位置づけるようにします。

○歩行者専用のショッピングモールに公共交通を運行させたトランジットモールなど、公共交通をまちづくりにいかし、街ににぎわいと魅力をもたらします。

○中心市街地を歩行者空間化・バリアフリー化する一方、これまで自動車で買い物に来ていた高齢者や障がい者が中心市街地から排除されないよう、電動スクーターや車いす等を貸し出す「ショップモビリティ」を実施し、高齢者らが買い物を楽しめるまちをめざします。

○シニアカー（高齢者向けの三輪または四輪の一人乗りハンドル形電動車いす）がお年寄りの足として普及していますが、交通事故に巻き込まれるだけではなく、歩行者にぶつけて怪我をさせてしまうなどのトラブルも多くなっています。事故防止のため、購入者に対する安全利用のための講習・街頭指導の充実、自動車運転者等への啓発などの安全対策を進めます。

○「買い物難民」問題の解決に向け、スーパーやコンビニなどの流通業者、地元商店街、自治体、バス事業者や鉄道事業者、郵便局や宅配業者、農協や生協、商工会や町内会、ＮＰＯなど、多様な主体の連携を進めます。高齢者でも活用しやすい宅配サービスや、山間部や福祉施設への移動販売、買い物代行サービス、地域の高齢者を集める送迎サービスなどを広げます。

○店舗の出店や撤退により地域住民の生活に大きな影響を及ぼす企業がその社会的な責任を認識することを促し、流通業者には、自治体や商店街などとの連携や、店舗撤退時の後継業者確保などに努力するよう求めます。

(2) 地域の足を守る

○移動の確保は、生活を支える大事な公共サービスであり、社会生活の基盤です。地域公共交通確保維持改善事業を改善・充実し、地方の生活バス路線や地方ローカル鉄道に対する財政支援、フェリーや離島航路、離島への航空路線への支援策を強化します。路面電車を再評価し、ＬＲＴを支援します。

○国交省が検討していた「地域間幹線系統確保維持費」の引き下げ問題については、社民党としても自治体議員団会議と連携して取り組むことを確認し、国交省対策も行ってきました。国交省は「生産性の向上」を求めていますが、生活路線の切り捨てや人件費カットにつながらないように注視していくとともに、地域公共交通の維持確保のための予算を充実していく取り組みを進めます。

○安倍政権は、成長戦略の一環として、シェアリングエコノミーを進めています。しかし、すべての根本は安全・安心の保障です。生産性向上特別措置法でプロジェクト型サンドボックス制度が導入されますが、ライドシェアの突破口にならないよう、しっかりチェックと対策を講じていかなければなりません。「白タク」合法化を断固阻止するとともに、タクシー事業の適正化を推進していきます。

○地方を中心とした少子高齢化、人口減少などよる過疎化に伴う交通空白地域の解消、生活路線の確保・維持など、交通政策要求実現に向けた取り組みの後ろ盾として、交通政策基本法を活用します。

○2000年の鉄道事業法改正で、路線の廃止が国の許可制から事業者による届出制となり、地方からの鉄道の撤退

を加速する原因の一つとなっています。安易なローカル線の廃止によって地方住民の足が奪われれば、地域経済は打撃を受け、雇用不安も増大し、地方の過疎化に拍車をかけることになります。環境にやさしく高齢者も利用しやすい鉄道が全国的に再評価されつつあります。鉄道の維持は、地方単独の問題ではなく、国土全体の問題として捉えるべきであり、地方にだけ鉄道事業の維持の責任を求める国の鉄道政策を抜本的に見直し、沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を得るよう、鉄道事業法を改正するよう求めます。また、国に対し、交通政策基本法の基本理念の実現のための責任を明確にし、赤字路線の維持・存続の方針と対策を示すよう強く働きかけます。安全性・利便性向上に必要な設備改良が経営上困難な設備投資を支援するため、不採算路線における鉄道路線維持・確保対策を強化するようにします。

○鉄道貨物輸送を増やすことで、地域の足である在来線の維持・強化につなげます。

○黒字事業者であっても、被災した赤字路線の早期復旧に向けた支援が可能になる鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案が成立しました。通学や通勤など地域住民の日常生活を支え、観光振興や地域経済にも寄与するなど社会的な公益性を持つ鉄道を支援するため、今後とも必要な予算の確保やさらなる制度の改善・拡充を求めていきます。

○「国民等の立場に立って、その意見を踏まえつつ交通に関する施策を講ずる」（交通政策基本法）ため、駅の無人化、ダイヤ改正等に自治体や利用者、住民の声を反映させます。

○国鉄「分割・民営化」のしわ寄せが安全と路線確保、鉄道サービスに現れてきています。国鉄「分割・民営化」30年を検証し、「分割・民営化」スキーム自体の見直しを求めます。ローカル線通勤、通学など地域の日常の重要な「足」であり、あわせて貨物物流の動脈を担っている並行在来線を維持するため、引き続き国への働きかけを強めていきます。

○中央新幹線計画には、①建設費が当初計画を大幅に超過する可能性、②少子高齢化の影響による人口の減少が見込まれている中予測される程の需要はあるのか、③トンネル開口部の崩落による景観破壊、④大量の排出土砂（残土）の処理、⑤地下水脈の寸断などによる環境破壊、⑥フォッサマグナや中央構造線といった大断層と大地震が発生した場合の地殻変動や土砂崩れによる危険性、⑦電力の大量消費、⑧長期間にわたって乗員・乗客や沿線住民がリニアの電磁波を浴び続けた場合の健康への影響などの様々な懸念が指摘されており、これらの不安や懸念が払拭されるよう求めていきます。

○厳しい経営環境や労働時間の長時間化、高齢化等によって、公共交通機関の要員不足が深刻になり、運行回数の削減等の交通サービスの低下が危惧されています。また、交通運輸労働者の平均給与の引き上げなど、仕事の魅力の向上も課題となっています。安全で快適なサービス提供のため、交通従事者の労働条件や処遇の改善、育成・確保対策を強化します。

○「働き方改革」において、これまで時間外上限規制の適用除外となってきた交通運輸労働者にも、法改正後５年から時間外規制が適用され上限960時間になる予定です。極めて不十分であり、要員不足の解消のためにも、一日も早い本則適用など、長時間労働の是正を進めます。

(3) 人にやさしい交通

○「人にやさしい」視点で歩行者安全策を追求し、楽しく歩ける歩道整備を進めます。その際、車いす利用の便などにも重点をおき、電線の地中化、障害物除去などを歩道拡幅の計画などと総合化し、生活道路の整備計画を策定します。横断歩道のエスコート・ゾーンや音響型信号機の整備を推進します。特に、学校や保育園・幼稚園、病院、高齢者施設等の付近の信号機や横断歩道の設置を推進します。

○歩車道の完全分離を推進するとともに通行区分の明確化を徹底し、またスクールゾーンの増設やコミュニティ道路の充実をはかっていきます。

○踏切の歩道設置や、踏切への点字ブロック設置をすすめるなど、人にやさしい踏切にします。

○すべての人が利用しやすい交通をつくるため、鉄道駅やバス、旅客船、空港のターミナルのユニバーサルデザ

イン化を進めます。バリアフリー車両開発の財政支援、可動式ホーム柵やホームドアの設置、エスカレーターへの点字誘導ブロックの敷設を推進します。音声や接触・発光ダイオード方式による情報提供装置の普及、見やすくわかりやすい案内表示の整備、ホームや改札等における人的サポートを強化します。ノンステップバスや介護タクシー、移動制約者への交通サービスを促進します。シルバーパスの充実、障がい者割引に対する公費負担制度の創設等を進めます。利用者や当事者の声を交通政策に反映できるようにします。高齢者や障がい者をはじめ手助けが必要な人が気兼ねなく旅行を楽しめる、「ユニバーサルツーリズム」を推進します。

○移動制約者のための交通条件をはじめ、当事者の声に基づき、縦割り行政の弊害を排したバリアフリーの街づくりに向けた法整備や自治体の取り組みを支援します。公共および公共的施設・空間の利用障壁（段差や通路・歩道などの狭小など）を除去し、福祉のまちづくり条例を制定します。

○改正バリアフリー法には、ハード対策に加え、駅員による介助や職員研修なども盛り込まれています。現場の負担増にならないよう必要な人員の確保や財政的な支援を求めていきます。

○地域の実情に応じて、2000平米未満の小規模店舗について、バリアフリー化の基準適合義務を条例により課すことが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図ります。

○補助犬の育成について育成目標と育成計画を策定します。また、公共、民間を問わず、一般市民が利用できる全施設への補助犬の同伴が可能になるように、啓発・広報を推進します。

(4) 環境にやさしい交通

○パリの公共の貸し出し自転車「ベリブ」などの試みも踏まえて、公共の自転車貸し出しを支援します。自転車道の整備、自転車通行帯の設置を推進します。

○マイカーに依存せず環境負荷が小さく快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、高齢者も含め、多くの人が住みやすい都市にします。

○自動車の都心部乗り入れや中心市街地の自動車の総量規制、パーク＆ライド、公共交通の利用拡大などで環境にやさしい交通システムをつくります。

○地球環境に優しい輸送モードの実現のためには、陸上トラックに比べ二酸化炭素排出量が少ない、貨物鉄道輸送や内航海運・カーフェリーへのモーダルシフトを推進します。

○輸出入貨物を詰め替えずに船舶や自動車を利用して一貫輸送されるコンテナによる、自動車運送の安全を確保し、事故や被害の防止を図るため、「海上コンテナ安全運送法（国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律）」の制定を求めます。

○産業副産物など環境負荷の低い方法で作られた水素ステーションを増やすなど、ガソリンに代わる車両燃料源の普及の可能性を追求します。

５．海洋国家

○非常時の海上運送や日本人船員の確保の重要性がますます明らかになっており、国際貿易に従事する船員に対する政策減税の導入、外国基地に１年以上出漁する漁船員に対する住民税の還付制度の復活、海上におけるデジタルディバイド（情報格差）の解消などの諸課題に取り組みます。

○日本海に面する北東アジアの諸国の都市間の政治・経済・技術・文化交流や、住民同士の相互交流を促進することを通じて、「環境共生」型の環日本海構想を推進し、日本海が「平和と繁栄の海」になるように努力します。

○離島は国土の保全等において重要な役割を有しており、地理的及び自然的特性をいかした振興をはかります。離島に暮らす人々の生活と雇用を守り、また島民が定住できる環境を整えていきます。ガソリン等燃油価格の本土との価格差解消のため、ガソリンや重油、軽油、灯油、プロパンガスについて、税の減免やコスト支援をはかります。離島生活控除等の所得控除の創設、消費税の減免を求めていきます。産業誘致や定住促進のため、

離島振興一括交付金、離島振興債、離島振興基金、離島の実情に応じた交付税措置など離島振興のための新たな財源措置を検討します。

○離島などの海の安全を守り、漁業権や海洋権益を維持するため、海上保安庁の体制強化で対応します。海上保安庁の老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の緊急代替整備を推進します。これら官公需船の整備による造船産業支援、地域活性化につなげます。

○領海及び排他的経済水域における海洋調査を進めるとともに、海洋情報の一元化を図ります。

○洋上風力発電の普及拡大に向け、浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発を進めるとともに、洋上大型風車作業船の早期実用化を実現します。

10 農林水産業・みどり・環境

過疎化・高齢化の急激な進行や担い手不足、耕作放棄地の拡大など農林水産業を取り巻く現状は厳しさを増しています。販売農家は2010年の163万戸が17年に120万戸へ、基幹的農業従事者は205万人から150万人に、耕地面積も459万ヘクタールから444万ヘクタールに減少。17年の食料自給率は２年連続で38%に低迷、記録的冷夏だった1993年に次ぐ低水準であり、食料安全保障の観点からも看過できない状況です。ＴＰＰ（環太平洋連携協定）など際限のない新自由主義貿易体制への参加や利潤・効率最優先の「農業競争力強化プログラム」など、安倍政権が強行してきた「攻めの農政」路線の誤りはもはや明らかです。

日本の豊かな森林や田園、河川、海とそこで営まれる農林水産業は、国を支える礎（いしずえ）。大切な水や食料、木材供給源であることはもちろん、保水や国土保全など多面的な役割も極めて重要です。こうした地域が荒廃し社会的共通資本である農林水産業が衰退してしまっては、都市住民も含めて国民は安心して生活することができません。また社民党は「2050年に再生可能エネルギーの割合100%」を掲げていますが、中山間地域は地球温暖化防止に欠かせない二酸化炭素吸収源としての役割に加え、太陽光や風力、小水力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギー資源について大きな潜在力・供給力を有し、今後の日本が目指すべき低炭素社会構築をリードする地域になり得ます。何より多くの自治体にとって第1次産業は地域づくりの柱。農林水産業が元気になれば食品加工や流通・販売をはじめ地域経済も活性化し雇用拡大にも寄与して、地域社会全体が元気になります。食料安全保障や環境保全を支える農村や中山間地域の維持・発展は日本国憲法13条（幸福追求権）や25条（生存権）など、私たちの大切な権利と深く結びついており、農山漁村や自然環境を守り農林水産業を中核とした地域再生を国・自治体を問わず政治のど真ん中に位置付けるべきです。

国連が2019年から28年までを「家族農業の10年」と定めるなど、新自由主義的な農政から転換し小規模・家族農業の価値を再評価する動きは国際的な潮流です。社民党は戸別所得補償制度を復活・拡充し規模の大小を問わず農業経営をしっかり下支えして早期の「食料自給率50%以上」を目指すとともに、農林水産業の再生と担い手の育成、農山漁村の発展に全力を挙げます。また利権体質を生み、無駄が多い大規模プロジェクト中心の開発優先思想から脱却して、地域発信・環境重視で生活優先型の「身近な公共事業」への転換を図ると同時に、豊かな自然環境や再生可能な自然エネルギーなど地域の資産を最大限活かした低炭素型の社会づくりを、それぞれの自治体から構築・発信していきます。

１．ＴＰＰや新自由主義的改革を許さず農業者戸別所得補償を復活・拡充

○米国以外のＴＰＰ参加11か国による「ＴＰＰ11」協定や日欧ＥＰＡからの即時脱退を強く求めるとともに、米国の復帰による12か国のＴＰＰ復活やＴＰＰ以上の市場開放を迫られかねない日米２国間の新たな通商協定「ＴＡＧ（日米物品貿易協定）」を阻止する闘いを地域・自治体からつくります。それぞれの協定が国と各都道府県に及ぼす詳細で根拠ある影響試算を早急に示すよう要求します。各都道府県・市区町村議会で各協定に反対し脱退を求める決議や意見書の採択をさらに推進し、無軌道な市場開放阻止の取り組みを全国で強化します。これまでのＴＰＰ交渉や日欧ＥＰＡ交渉に関する全ての情報公開を強く要求します。

○地域・自治体から安倍政権の新自由主義的な農政改革路線と全面的に対決します。中山間地域や条件不利地の切り捨てにつながる遊休農地への課税強化に反対し、企業の農地所有解禁を許さず規制を強化します。農協改革について厳しく監視し、協同組合の精神に立った地域インフラとしての総合農協を守り「全農」の株式会社化や准組合員の利用制限、ＪＡ信用事業の代理店化を許さず組合員の意思に基づく自主的・自発的な改革を支

援します。

○安倍政権の国家戦略特区の農業特区に指定された新潟市や兵庫県養父市では、農地法の特例を利用した民間業者の参入促進や農業委員会の持つ農地売買の許可権限の自治体への移譲などが施行されていますが、こうした動きは企業による実質的な農地取得や歯止めなき農業参入に道を開きかねず、地域の農業者の所得向上や農業活性化につながる保証もありません。社民党は地域の意向を無視した急進的かつ新自由主義的な規制緩和に反対するとともに、こうした動きが全国に波及しないよう国会・自治体議会での追及や各自治体での監視を強めます。

○農林水産業の再生と農山漁村の発展に全力を挙げます。2019年に新設される「収入保険」制度は過去５年間の平均収入が基準で生産費を賄えるか否かが考慮されていない上、過去の収入が下がれば補てん額も減り農業経営のセーフティーネットにはなり得ません。農業者戸別所得補償制度を復活させ、法制化と畜産・酪農や果樹・野菜などへの対象拡充を進め、規模の大小を問わず農業経営をしっかりと支えます。

２．コメの需給安定・消費拡大、種子法の復活と都道府県条例の制定

○2018年産のコメから直接支払い交付金が廃止され国が生産調整から事実上手を引くことで、主食用米の過剰生産や米価下落を招くのではないかと生産者、消費者の間に大きな不安が広がっています。社民党は過剰米の主食用市場からの隔離政策や、政府備蓄米の貧困国援助や飼料用・加工用・燃料用への積極活用を進めるなど、生産数量目標設定廃止後も政府の責任において再生産可能な米価を保証し、稲作農業経営を下支えする十分な予算措置と所得向上対策を講じるよう強く求めます。コメの直接支払い交付金や米価変動補填交付金の廃止を撤回し、戸別所得補償制度を復活・拡充して規模の大小を問わず稲作農家経営をしっかりと支えます。また環境支払いの強化、飼料米・稲や米粉の生産強化や水田放牧による耕畜連携の推進など水田の多面的利用を進め、農業者が作付けを自主的に選択できる仕組みを保証し、意欲や自発性を引き出して早期に「食料自給率50％以上」の目標を実現します。強制的な生産調整（減反）は廃止し、生産数量目標は適地適作や地域の営農体系を尊重し、生産者の理解と自発性に基づき自給率目標にかなうものとします。

○生産調整を行わず水田をフル活用する「田んぼの底力（そこぢから）を活かす農業改革法」を制定します。米粉用米や飼料用米を生産する農業者に主食用米に準じた所得を直接補償し、国内産の飼料用米を購入する畜産農家には配合飼料並みに購入費を補助することなどで当面、輸入飼料の２割を国内産の飼料米・稲に、輸入小麦の３割を米粉に切り替えることを目指すものです。

○コメや麦、大豆など主要農産物について優良な種子の生産・普及を各都道府県に義務づけた「主要農産物種子法」（1952年成立）の廃止で、遺伝子組み換え（ＧＭ）品種の流入や海外の種苗大手による種の支配、種子の価格つり上げは断じて認められません。国会に野党で共同提出している「種子法復活法案」の一刻も早い成立に全力を挙げるとともに、決議や意見書の採択を進めるなど地域・自治体から復活を強く求めます。新潟県の「新潟県主要農産物種子条例」をはじめ北海道や山形、埼玉、富山、兵庫などの取り組みにならい、種子の安定供給に向け都道府県・農業団体・生産者の役割を明示し種子の生産計画策定と十分な予算措置、原種・原原種の備蓄体制などを明記した「主要農産物種子条例」の制定を各県で推進します。

○農家が購入した種苗から栽培して得た種や苗を次期作に使う「自家増殖」について国が検討する原則禁止方針を許さず、これまでの原則容認方針を維持します。違法な種苗販売や日本の優良品種の海外流出には種苗法に基づき厳しく対処する一方、収穫物の一部を自分の経営の範囲内で次の栽培で活用する農業者の権利を守ります。

○消費面からは学校給食を週４回以上は米飯とし、それ以外も国内米粉のパン・めん使用を目標とするなど、需要を拡大しコメを中心とした日本型食生活を普及します。また地産地消率を高めるためにも給食に地元食材を恒常的に使うよう制度を整備します。

○政府備蓄米の不正転売や事故隠蔽問題が二度と起こらないよう保管状況や帳簿の確認を徹底するなど、管理・

監督体制を強化します。

３．農林水産業への再生可能エネルギー導入促進、６次産業化

○原油・燃料高騰に当たっては、国の責任で燃料代の直接補てん、休業補償、燃料高騰緊急対策基金の改善などを行い農林水産業者・農山漁村を守ります。

○農林水産業では重油の利用量が多く、多額の燃料費が経営を圧迫しています。地球温暖化防止の観点からも化石燃料の利用を減らし、農山漁村が大きな潜在力・供給力を有する太陽光・風力・小水力・バイオマス・地熱等の再生可能エネルギー資源の有効活用を進めます。その際、土地賃借料の高騰を防ぐとともに、無計画に発電施設設置が進められ農山漁村が持つ食料供給・国土保全機能が損なわれないよう、農林地等の適切な利用調整をはかります。自治体やＮＰＯ等とも連携し、農山漁村地域で再生可能エネルギー導入推進をコーディネートする人材の育成に努めます。

○農林水産業の６次産業化を進め、農業と地域商店街との連携を強めて農と食を核にした町づくりを進めます。また、資源の循環、再生可能エネルギー産業の創出などで低炭素社会構築をリードする地域として農山漁村の付加価値を高め、新たな雇用を創出し地域を活性化します。「株式会社農林漁業成長産業化支援機構」は、生産現場の意向を十分反映し出資企業の主導とならないよう監督を強化します。

○担い手不足に悩む農業と、雇用先に悩む障がい者、引きこもりやニート、生活困窮者の連携を進める農福連携を推進し、多様性に富んだ地域コミュニティを生み出し、日本の食、経済、暮らしを元気にしていきます。障がい者が農園で畑仕事に従事したり、農産物の加工・販売をしたりする農業分野での就労を支援します。高齢農業者の経験や知識、技術を活かし、生きがいを持って農業に関する活動を継続できる環境づくりを推進します。

４．担い手の育成・確保、優良農地の維持・有効活用、都市農業の振興

○就農、営農への支援策拡充など、第一次産業の将来を担う若者への手厚い支援を実施し、青年農業者人口の増加に取り組みます。「青年就農給付金制度」は環境保全型農業を基本とし、農業大学校等の研修施設を充実させます。青年農業者への長期無利子資金を拡充します。

○意欲ある多様な農業経営者を育成・確保し、農業スタッフ育成制度をつくります。新規就農者への農地の優先賃貸使用を進め、雇用就農者の所得や設備、労働環境を改善します。

○優良農地は国の「食料・農業・農村基本計画」の目標値を上回る470万㌶を確保するとともに、耕作放棄地や遊休農地の再生・保全・活用を進めます。市民農園を広く展開します。

○一般株式会社による農地取得や長期貸借は厳しく制限します。農用地の転用規制を強化し、優良農地の転用・改廃は原則禁止とします。底地をコンクリート張りした農業用ハウスを農地とみなす新農地法について、農外利用の拡大や周辺の営農環境への悪影響が広がらないよう地域の農業委員会とも連携して監視を強化します。都市計画法を見直して農地周辺の乱開発を規制し農地基盤整備を継続します。

○農業産出額と耕地面積の３割を占める都市農業の保全・振興を強め、新鮮・安全な農産物の提供、災害防止、市民の農業体験の場、みどりや景観の形成、生物多様性保全、温暖化防止などの機能を向上させます。新法「都市農地貸借円滑化法」や「改正生産緑地法」を活用して生産緑地の有効活用を進め、低迷している三大都市圏以外での指定加速や、指定に必要な面積要件を引き下げる条例制定を各自治体で推進します。相続税や宅地並み課税などに伴う税負担を軽減し、多くの生産緑地が税制優遇の期限を迎える2022年以降も優遇措置を継続・拡充するよう国に求めます。野菜や果樹、工芸作物など地域性ゆたかな農産物の振興と消費拡大をはかるとともに、共済の充実、価格や収入変動などに対する経営安定対策を強化します。

○直売所の拡大や地域商店街の再生、地域や消費者が生産者を支えるＣＳＡ（地域支援型農業）の推進などをはかり、自給的基盤を強めます。農産物の残留農薬検査など、直売所の安全衛生調査を定期的に実施します。

○果樹・野菜、茶など工芸作物、甘味資源作物の経営安定・所得対策を強化します。
○「農地中間管理機構（農地集積バンク）」については企業中心の農地集積にならないよう地域で監視を強化するとともに、完全公募制の見直しなど小規模農家・条件不利地域の保護や地域農業を維持する視点からの改革を進めます。

５．畜産・酪農振興対策強化と口蹄疫・鳥インフルエンザ・豚コレラ対策

○畜産・酪農に大打撃が必至の日豪ＥＰＡやＴＰＰ11、日欧ＥＰＡの枠組みからの脱退や抜本的な合意見直しを地域・自治体から国に強く求めるとともに、日米２国間交渉を含め今後の貿易交渉で安易な妥協を行わないよう厳しく監視します。各協定が畜産・酪農に及ぼす影響について国全体と各地域ごとに詳細かつ根拠ある試算を示すよう政府に要求し、生産農家への十分な対策や生産基盤の強化策を迅速・柔軟に行うよう求めます。
○直接所得補償制度の導入、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）」「養豚経営安定対策事業（豚マルキン）」の補てん割合の10割への引き上げ、「肉用子牛生産者補給金」の保証基準単価引き上げや乳雄の初生牛（ヌレ子）の最低保証基準価格の設定など、経営規模の大小を問わず持続的に営農できるよう畜産・酪農振興対策を強化します。高騰する配合飼料価格安定対策については飼料購入費の補助拡大、「配合飼料価格安定制度」の弾力運用や財源確保などに取り組むとともに、激変緩和策にとどまらず高値固定時の補てんや将来の負担となる借入金の返済財源の国庫負担化など、価格安定対策の抜本的な改善を行います。
○2017年の法改悪で実質廃止された「指定生乳生産者団体」制度を、全国の生乳需給全体を調整して買い叩きを防ぐ従来の共同販売組織に戻すよう地域・自治体から強く求めます。高齢化や労働力不足が進み、2009年から18年までの10年間で約３分の１が廃業に追い込まれるなど酪農経営が厳しさを増している現状を踏まえ産地向上対策、飼養牛の更新対策、新技術・設備・機械の導入対策、技術改善対策、経営資源の継承と後継者育成対策、空き牛舎活用対策、減免や無利子などの金融対策、環境対策など、あらゆる対策により生産基盤を確保し特に家族酪農の底上げに注力します。酪農振興につながる畑地での酪農飼料基盤拡大推進対策、水田での自給粗飼料増産対策を強化します。
○鳥インフルエンザや口蹄疫、豚コレラの監視・早期通報・診断・防疫体制の拡充と迅速化、検疫官の増員など国外からの水際対策の強化、被害農家への補償拡充、自治体の負担軽減策、国と自治体の役割と責任の明確化、大規模・密集化した飼育方法のあり方の見直し、東アジアでの研究体制確立など、抜本的な対策強化に万全を期します。
○ＰＥＤ（豚流行性下痢）やキウイフルーツかいよう病など、新たな伝染病の流行に対し全国調査と研究体制の確立、早期防除策の徹底、発生農家への十分な経営支援策を早急に制度化します。

６．森林・林業の活性化、鳥獣害対策への取り組み

○「森林・林業再生プラン」を着実に実行するとともに、同プランを推進するためにも地域を支援する体制を明確化します。関連予算を安定的に確保し、林業事業体・技術者・労働者の確保、間伐や路網整備など森林整備の推進、森林病虫害対策、地域材・国産材の需要拡大と安定供給体制を確立し木材自給率を向上させます。
○地域振興、山村振興をはかるため、国の発注する事業の入札制度について流域や都道府県を単位として地域の事業体が優先的・安定的に事業を受注できる方式に改めるとともに、地域の資源を活用し、林業をはじめとした産業の振興による事業と地域雇用の創出、山村への定住に向けた方策を推進します。林業に最低制限価格制度を導入し、行き過ぎた価格競争を抑制します。切り捨て間伐も直接支払いの対象とし、間伐を加速化します。
○地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」「地域林政アドバイザー」や林業担当の市町村職員、現場技能者の育成をはかるなど、森林・林業人材育成対策に係る事業を拡大します。2019年４月から始まる「新たな森林管理システム（森林バンク）」について、森林整備の主体となる市町村が過剰負担とならず適切・円滑な運営態勢が整うよう、国が責任を持って十分な財政措置や林務の専門職員の育成・確保を図る仕

組みを確立するとともに、国の職員による技術的支援や林地台帳の整備、森林所有者の確定・境界の明確化など市町村の態勢強化に向けた施策を拡充します。

○温室効果ガスの削減目標達成のための森林吸収源対策を着実に実施します。国が2024年度から導入予定の「森林環境税」については人材育成も含め使途を明確にし、「新たな森林管理システム」の充実へ向けた十分な活用と、既存の林業施策の拡充に資するよう求めます。地域の同意を得ない林道開発など、環境破壊につながる使途は認めません。37府県など各地の自治体で既に導入済みの森林整備が目的の税制と役割分担を明確化して二重・三重課税を防ぎ、納税者の過重な負担にならないようにします。

○戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の循環利用確立へ主伐後の確実な再造林を国の施策として位置付けるよう求め、支援策や予算確保を進めます。苗木の安定供給態勢の確立や鳥獣害対策を推進します。

○山村振興策を強化します。山村振興法を活かして地域の森林資源を十分活用した林業・木材関連産業の再生や木質バイオマス利活用を進めるとともに、森林や水田など多様な地域資源を活用した農林複合の推進、上流域と下流域の連携を強めます。集落支援員を自治体に配置し、中山間地域や第一次産業の振興をはかります。

○条件不利地域等の森林については、水源林造成事業等の公的森林整備を進めるとともに、国・自治体による林地取得を行います。水源林造成事業の安定実施に必要な森林整備センターの人員や組織拡充を図ります。

○全国の森林情報の把握およびデータベース化など情報整備を進めます。

○国産材・地域材を活用した公共施設・木造住宅の建設・リフォームを推進します。2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設への地域材の利用を促進します。

○木質バイオマスの集積基地（中間土場）の建設、輸送など市場整備を支援します。

○国有林事業については一般会計への移行を受けて、民有林との連携強化、災害対策、山村活性化、雇用創出、森林整備などを進め、地域貢献と公益的機能を一層発揮する体制を確立します。生態系保全機能の維持増進、国民参加の森づくりなどを進めます。国有林野事業の民間開放に強く反対し、事業に携わる職員の労働基本権回復や労働条件の改善・向上を急ぎます。

○野生鳥獣害対策は、駆除や防止柵設置などハード面にたよるだけでなく、野生生物の多様性を守るための森林整備、エサを残さない取り組み、耕作放棄地の活用、科学的知見に基づいた被害防止策、個体群や頭数の管理と適切な狩猟、鳥獣保護員の増員・人材育成など自治体での鳥獣行政強化、狩猟者の育成・確保などを総合的に進めます。

７．持続可能な水産業の確立、諫早干拓の開門調査実施

○水産物の安定供給維持と漁業者の所得向上へ「資源管理・漁業経営安定対策制度」を着実に推進し、漁業者むけの無担保・無保証人型の融資の推進、利子助成等を実施します。漁業用燃油価格や養殖用配合飼料価格が高騰した時に補填金を公布する「漁業経営セーフティーネット構築事業予算」を増額するとともに、2014年度まで行われた「漁業用燃油緊急特別対策」を今後も状況を見極め柔軟かつタイムリーに実施します。漁業の担い手確保・育成支援事業を拡充します。

○中央卸売市場開設への民間企業参入を解禁する「認定制」移行に反対し、公設に限り認める「認可制」に戻すよう強く求めます。自治体が市場運営から撤退しないよう、また利益優先の企業が安易に参入しないよう厳しく監視します。出荷物を卸売業者が必ず引き受ける「受託拒否の禁止」や取引量の多少で仲卸業者への対応に差を付けることを禁じた「差別的取り扱いの禁止」の原則が今後も遵守されるよう求めるとともに、卸売業者の販売先を仲卸業者に限定する「第三者販売の禁止」や商品の現物を必ず市場内に持ち込む「商物一致」など各市場の選択制となる事柄についても、これまでの原則を守るよう求めます。

○水産政策は持続可能な漁業への道筋をしっかりとつけ、規模の大小を問わず地域の漁業者と漁村を守る視点を最優先します。安倍政権が2018年に強行した漁業法改悪で導入しようとしている「沿岸水域の漁業権の民間開

放」「海区漁業調整委員会の公選制廃止」に強く反対し、地域の漁業協同組合が漁業権を優先的に持つ仕組みや調整委の公選制を守るよう地域・自治体から求めていきます。

○藻場や干潟の復元など浅海の生態系を守り、沿岸漁場やゆたかな里海を再生します。食用魚介類の自給率を向上させるとともに、漁業の６次産業化（加工・流通、観光、民泊、漁業体験など）の推進、産地ブランドの確立、産直や直売を進めます。

○水産資源管理は非常に重要ですが、規制の理不尽な押しつけや資金力のある漁業者ばかりが有利になる不公平なものであってはなりません。安定生産の維持へ漁期や漁法について、漁協など地域の漁業者との対話と合意づくりの上で決定し、沿岸漁業や小規模な家族漁業をしっかりと守ります。2018年７月に実施された日本沿岸のクロマグロ漁のＴＡＣ（漁獲可能量）制度について、不当に低く設定された沿岸漁業枠を拡大し休漁補償も含めて小規模漁業者を守るとともに、漁業資源保護へ大中型巻き網漁船に的確な規制を講じるよう漁獲量の配分を改めます。他の魚種についても、実効性のある漁業資源保護と小規模漁業者支援のバランスを取った漁獲枠とします。

○改正海岸漂着物処理推進法の成立を受けて、海洋汚染への影響が危ぐされる微細なマイクロプラスチック対策としてレジ袋や発砲スチロール製食器など使い捨てプラスチックごみ削減へ、地域・自治体で取り組みを強化します。政府が署名を拒否した「海洋プラスチック憲章」への即時署名を求めます。加盟国にレジ袋の8割削減目標を求めているＥＵを参考に、年次目標を含めマイクロプラスチックの意欲的な使用・排出削減目標を早急に定めるとともに､規制と並行してリサイクルに取り組む企業や再利用に優れた素材開発に資金援助するなど、総合的で実効性のあるプラスチックごみ対策を定めます。

○気候変動や災害などによる水産資源の被害に対し、政府の財政援助を拡充します。漁業者の労働環境を改善し、暮らしや人権を守ります。沈没事故による人命の救出体制を確立します。漁船員の福利厚生、特に社会保障制度の充実をはかります。

○国営諫早湾干拓事業については、塩害対策や代替農業用水の確保、堤防の補強工事など必要な防災・営農対策を早急に講じた上で、環境破壊の原因解明と水産資源の回復に向けて開門調査を実施します。

８．食の安全・安心の実現、食品ロス削減の推進

○食品添加物や残留農薬基準、遺伝子組み換え食品表示など、日本が独自に積み重ねてきた食の安全基準・規制が、ＴＰＰをはじめ新たな貿易枠組みへの参加で緩和・変更されることは断じて認めません。

○米国が日本のＴＰＰ交渉参加条件とした米国産牛肉の輸入条件緩和を元に戻すとともに、全頭検査・トレーサビリティの徹底・全ての特定危険部位の除去・飼料規制などＢＳＥ（牛海綿状脳症）対策を再開・強化します。米国産牛を原料とするゼラチンやコラーゲンの輸入を認めず、既に解禁したものも含め全面輸入禁止とするよう求めます。

○すべての飲食料品に流通経路を明確にする「トレーサビリティ制度」を導入。外食・中食産業などでの原料原産地の表示を義務化し、加工食品の原料原産地表示を大幅に拡大します。

○農薬や食品添加物を削減、有機農業を推進して有機農産物を拡大します。ネオニコチノイド系農薬の規制強化を進めます。表示義務の厳格化と対象範囲の拡大など、遺伝子組み換え食品への規制を強化し、受精卵クローン牛の表示を義務化します。生産者や消費者の立場に立った米穀検査・表示制度をつくります。「食品への放射線照射」は認めません。

○輸入農畜産物・食品への監視・規制を強化します。食品衛生監視員を増員します。

○事業者に適正な食品情報を開示させ、消費者の安全と商品選択権の確保・向上を図るため、加工食品の原料・原産地表示拡大や食品添加物一括表示の見直し、遺伝子組み換え食品表示の義務化・厳格化、外食・中食でのアレルギー表示などを盛り込み、消費者の権利を明記した真に実効性のある新「食品表示法」を早急に制定します。

○2018年３月に消費者庁が示した遺伝子組み換え食品（ＧＭ）表示義務の「厳格化」方針は、ＧＭ表示義務食品の対象を広げず混入率も緩い基準を維持する極めて不十分な内容で容認できません。0.9％以上の混入がある全ての食品にＧＭ表示を義務づけているＥＵと遜色のない、真に厳格な基準とするよう強く求めます。

○食品安全委員会は、消費者代表の参加を促進、リスク管理機関からの独立性を高め、評価や勧告機能の強化、消費者の意見反映、予防原則にたった情報提供を進めるようにさせます。

○食品ロスの削減推進の法制化を急ぐとともに、地域・自治体でも削減の取り組みを進めます。食品事業者や農家、ＪＡにも協力を求め、未利用食品や規格外野菜、余剰生産物などをフードバンク活動団体や子ども食堂などで有効活用できる仕組みづくりを推進します。

９．生物多様性の保全、循環型社会の形成

○いのちの源泉である「水」の民営化に地域・自治体で反対の取り組みを強めます。水循環基本法の理念に基づき公共財である水を守り、安全な水行政を推進します。

○開発抑制や里山・里海の保全、外来種や遺伝子組み換え食品・作物の規制強化など、生物多様性の維持・回復に全力をあげます。「種の保存法」の規制対象範囲を大幅拡大し希少種を指定する科学委員会を新設するなど、生物多様性に係る法制度を見直します。生物遺伝資源の利用から生じた利益還元ルールを定めた「名古屋議定書」の批准を受けて、2020年までの生態系保全目標「愛知ターゲット」や30年までの国連「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」とともに周知・普及に努め、その実現を目指します。

○地球温暖化防止や生物多様性保全の営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」制度を拡充するとともに、18年度から交付要件の対象外となった低農薬等に取り組む「エコファーマー」への支給を再開するよう求めます。

○犬猫の殺処分ゼロを目指し、国の支援を強化します。

○循環型社会の形成へ、廃棄物対策を進めます。民間まかせの産業廃棄物行政から自治体の関与を強めた廃棄物対策を進めるため、排出事業者の処理責任・費用負担の強化、産廃の排出先は公共的施設に限定する、産廃市場は公共が管理することなどを追求します。不法投棄の管理を徹底します。

○環境保全の低コスト化、負担の公平、環境負荷抑制の観点から「デポジット制度」（製品に預託金を上乗せして販売し、消費後の返却時に預託金を返却することで製品や容器回収を推進する制度）を普及させます。

○戦略的環境アセスメント（ＳＥＡ）を早期に本格導入し、対象を政策・立案・構想などの上位計画段階にも広げ「ゼロオプション（中止）」という代替案も義務づけ、手続き面で透明性や市民参加・情報公開を徹底するなど、環境アセスメントを拡充します。生物多様性保全の観点も組み入れ、基地建設も含めて全てを対象とすることを明確化します。

10.　「緑の分権改革」と地球温暖化対策の推進

○「緑の分権改革」を進め、豊かな自然環境や再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産など各地の地域資源を最大限活用する仕組みを自治体と市民、ＮＰＯ等の協働・連携により創り上げ、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める社会を構築します。

○地球温暖化対策の国際ルール「パリ協定」の「産業革命前からの世界の平均気温上昇を２度未満、可能であれば1.5度未満に」の目標履行に向けて、世界第５位の温室効果ガス排出国の日本が主導的役割を果たすよう政府に強く働きかけます。また温室効果ガスを「2030年度に13年比25％減」の消極的な削減目標をより踏み込んだ目標値に改めるよう求め、50年までに８割削減を実行するための具体策や脱炭素化のための産業・エネルギー構造の転換などの長期戦略を定めた「地球温暖化対策基本法」を早急につくるなど、総合的な地球温暖化防止対策を推進します。温暖化対策のうち、変化に備えて被害を減らす「適応策」を初めて定める気候変動適応法

の成立を受けて、各自治体でも実効性のある地域計画を策定します。産業界などに温室効果ガスの排出枠を配分する「キャップアンドトレード型」の国内排出量取引制度や、温室ガスに価格を設け排出企業が費用負担する炭素価格制度を導入します。環境税を有効活用し化石燃料の消費を抑制、新たな環境産業の育成を促すとともに、福祉・社会保障分野、森林整備などの財源にも充当します。

○再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の縮小・廃止に強く反対し、制度拡充を求めます。住宅での太陽光発電の固定価格買い取り期間が2019年度から終了し始める事態を前に、期間の延長と買い取り価格の上乗せを政府・電力会社に働きかけるとともに、家庭用蓄電池の導入へ公的支援を強化するよう求めます。

○都市のみどりを増進するため都市公園の造成やビオトープの創出、農地や緑地の保全と市民農園の拡大、屋上緑化や市街地の植樹、公立学校の芝生化、近郊の里山保全などを進めます。墓石を使用せず樹木や草花などに囲まれた場所に埋葬する樹木葬は、墓の管理の負担を減らせると同時に、自然保護にもつながります。樹木葬墓地による里山の再生を応援します。

11. 公害問題の全面解決

○水俣病の認定基準を全面的に見直して、一日も早い最終かつ全面的な解決へ全力を尽くします。2014年３月に環境省が示した新たな認定運用指針は、手足の感覚障害だけでも認めると門戸を広げたかに見せつつ、実際には当時の頭髪や血液などの有機水銀濃度、漁業従事歴の確認など半世紀も前の証明を申請者に求め認定のハードルを大きく上げるものであり、いわゆる「昭和52年判断条件」も含めて撤回を強く求めます。国や熊本・新潟両県による不知火海沿岸・阿賀野川流域での健康調査や被害者の実態調査を実施し、水俣病の全容解明と全ての被害者への救済・補償を図ります。加害企業チッソによる子会社株売却は安易なチッソ清算につながりかねず、全被害者への救済と補償が明確にされない限り環境相がこれを承認しないよう強く要求するとともに、子会社株売却時に株主総会の決議を義務づける規定からチッソのみを免除した改正会社法の見直しを求めます。

○アスベスト（石綿）被害について全容を解明するとともに、「建設アスベスト訴訟」を含む全国で係争中の訴訟についても早期全面解決をはかります。石綿健康被害救済法を抜本改正して近隣・家族被害や労基法適用労働者以外の建設作業従事者（一人親方）を含む全ての被害者に対する迅速で隙間のない救済を実現すると同時に、「石綿対策基本法」を制定し被害予防を含む総合的なアスベスト対策を推進します。

○国が1988年に公害健康被害補償法の新規患者認定を打ち切った後もぜんそく患者が増加している実態を直視し、全ての被害者が救済されるよう公健法を見直し国と企業の責任で新たな医療費制度を創設するよう政府に求めます。カネミ油症患者の認定基準拡大、「ＰＭ2.5」など越境大気汚染の監視・規制強化など、公害問題の全面解決と全被害者の補償・救済に取り組みます。

○各種環境基準を子どもの立場から見直し、健康や環境調査を実施します。住宅地や学校、公園での農薬使用・散布の規制を強化します。殺虫剤の規制法を制定します。

○携帯電話の基地局建設等に対する基準を整備します。電磁波暴露を減らすための法律を整備します。

12. 土壌汚染防止、海岸保全

○土壌汚染対策は、汚染の未然防止の観点から、汚染者負担原則を確立（汚染調査と除去等の措置など）し、統一的な汚染実態調査の実施と義務化、対象となる土地・工場・物質（基準）の拡大、調査結果の情報公開など対策を強化します。

○海岸侵食による砂浜の減少を防ぎ、海の生態系を回復し、海水浴などレジャーを振興するため、全国の侵食状況を調査し、保全・回復策を早期に行うとともに、侵食に影響を及ぼすダムなど不要な公共事業をストップします。

11 脱原発・地域分散型エネルギー

3・11福島第一原発事故によって原発の「安全神話」は完全に崩壊し、原発事故の恐ろしさ白日の下にさらされることとなりました。しかも、福島第一原発事故では、地震や津波の被害と原発の放射能の被害が複合・増幅しあい、震災からの救援と原発の事故処理・住民の避難がともに困難を極める「原発震災」となり、これまでの原発事故対策はまったく役に立たなかったのです。福島の実態は世界に衝撃を与え、ドイツやイタリア、デンマーク、オーストリア、スイスなどが脱原発に踏み切りました。

一方で、福島原発事故の当事国である日本では、当時の民主党政権がいったん「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」と将来的な脱原発を決めたものの、政権を奪還した自民党政権は原子力依存に回帰しました。

社民党はじめ野党が共同で提出した原発ゼロ法案を成立させ、「法施行後５年以内にすべての原発の廃止を決定する」「再生可能エネルギーによる発電割合を2030年までに40%以上にする」「使用済核燃料の再処理は行なわない」などを実現します。原子力依存は、逆らうことの許されない「国策」ではありません。事故の被害を受けるのは原発周辺の住民であり、地域の経済、雇用とも結びついた自治体の選択なのです。

１．原発稼働はただちにゼロ、脱原発社会に向けて着実に推進

○原発の再稼働は認めません。福島第一原発事故の収束と実態の解明、安全基準の見直し、徹底した安全対策の実施、厳格な規制体制の整備、防災対策の徹底など、何一つ実現していない中で、再稼働できる状況にはありません。原発の再稼働に反対します。

○福島第二原発１～４号機は、直ちに、無条件で廃炉として、廃炉の作業に着手します。中国電力上関原発、同島根３号機、電源開発大間原発、東京電力東通１号機など、原発の新増設はすべて白紙撤回し建設を中止します。

○その他の既存原発については、老朽炉等のリスクの高い原子炉から順次廃炉作業に着手し、早期の脱原発実現をめざします。日米原子力協定の延長に反対します。高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉だけでなく、六ケ所再処理工場など核燃料サイクル計画から全面撤退します。

○高レベル放射性廃棄物の地層処分計画を凍結し、当面の間は回収可能性のある形で暫定保管することとします。使用済核燃料については、再処理を行なわず直接処分とし、ドライキャスクなどを基本に、目に見える範囲での貯蔵、管理を行ない、今後、安全な管理技術の開発を行ないます。

○国策として原子力を推進してきた経緯を踏まえ、立地地域支援のための立法を行ない、地域振興や雇用対策を進めます。

○脱原発を決めても、実際の廃炉作業や廃棄物の処理・管理など、当分の間、原子力と付き合っていく必要があります。原子力の安全を守る原子力規制委員会の体制を強化し、委員の構成も「原子力ムラ」の住民を排除して、過半数を原子力反対・慎重派とすることで信頼される規制行政を実現します。

○原子力施設は停止中でも危険を伴います。半径５キロ以内の即時避難区域（ＰＡＺ）、30キロ圏の避難準備区域（ＵＰＺ）だけでなく風下となるおそれのある地域等も含めた実行性のある原子力防災計画を策定させます。原子力事業者にＵＰＺ圏内の自治体との安全協定締結を義務づけ、実効性ある原子力防災計画や避難計画の策定を求めます。

○原子力発電所の海外への輸出計画は白紙に戻し、中止します。

２．東京電力の責任を明確化し、電力システム改革を推進

○東京電力は法的に破綻処理を行い、株主や金融機関の貸し手責任などステークホルダーに負担の分担を求めます。その上で、原子力損害賠償法と原子力損害賠償支援機構法を抜本改正し、国の責任で十分な賠償を行える体制を整備します。

○電気料金の安易な値上げを認めません。電力会社の発・送・配電の所有を法的に分離し、50キロワット以下の規制部門も含めて自由化し、消費者が自由に自然エネルギーを選べるように、公平な競争環境を整備します。

○需給の逼迫に対しては、供給力の増強ではなく、電力料金によりピーク需要の削減を誘導したり、節電量を供給量と見立てて市場で取引するネガワット取引市場創設など、ＤＲ（需要応答）の推進による対応を重視します。

○原子力規制委員会設置法制定の際に、どさくさ紛れで原子力基本法を改正し「我が国の安全保障に資する」との目的が追加されました。これはわが国が核武装の意図を持つのではないかとの誤解を招くおそれがあり、実質的な意味も持たないため、削除する法改正を提起します。

３．省エネを徹底し、再生可能エネルギーを促進

○脱原発を進めると同時に、再生可能エネルギーの割合を2050年までに100％をめざし、すべての政策資源を投入します。全量固定価格買取制度を生かして普及を加速化させ、イノベーション、雇用創出や内需拡大、地域振興につなげます。

○スマートグリッド（次世代送電網）の普及をはかるとともに、一時的に電気が余っても対応できるよう全国をまたぐ送電網の整備や蓄電池の開発を進めるなど、再生可能エネルギーの受け入れ態勢の整備を急ぎます。市民参加型・地域自給型のエネルギーシステムを構築します。

○水素をエネルギーとして日常生活や産業活動に幅広く利活用する水素社会の実現に向けた取り組みをすすめていきます。洋上風力発電を推進します。

○土地利用制度や環境アセスメント体制の整備、地域社会での合意形成のガイドライン策定など、再生可能エネルギー整備のためのルール化をすすめます。また、自然公園法、温泉法、農地法など、再生可能エネルギー拡大の障害となっている法制度を見直し、修正します。

○電源三法交付金は再生可能エネルギー促進のために集中的に交付し、再生可能エネルギー関係の研究・開発投資について税制優遇や助成制度を設けて支援し、政府予算も再生可能エネルギー分野に重点配備することとします。

○コジェネレーション（電熱併給）や、熱利用を促進し、地域・自治体レベルの取り組みを積極支援します。営利企業だけでなく、市民発電等様々な主体の参入を可能にし、地域エネルギー主権を促進する法制度や支援策を検討します。

○再生可能エネルギーの規模が拡大するまでの当分の間は、ＬＮＧガスコンバインド発電など高効率の火力発電を促進し電力供給の主力として活用します。火力発電を高効率のシステムに誘導するための支援策をつくります。

○自治体の消費電力を再生可能エネルギー由来にシフトしたり、再生可能エネルギーを通じた自治体間連携をすすめたりするなど、脱原発の自治体エネルギー戦略に取り組みます。

12 災害・復興

未曾有の東日本大震災から2019年３月で丸８年。現在も５万人以上の方々が不自由な避難生活を強いられ、避難生活の疲労や震災の精神的ショックなどで体調を崩し命を落とす「震災関連死」も増加の一途をたどり3700人を上回るなど、震災は現在進行形の深刻な災害です。そして東京電力福島第一原発事故は一向に収束の見通しすら立たず除染や汚染水問題、がれき処理も未だ途上にあります。

しかし安倍政権は「復興期間」を2020年度までと一方的に定め、国が復興事業費を全額負担してきた当初の姿勢を改め被災自治体にも財政負担を求める方針に転換、被災者への公的支援も縮小の一途です。国の支援がますます先細り、しわ寄せが被災自治体、そして個々の被災者に及ぶ理不尽は断じて許されません。社民党は、復興の遅れは政治の怠慢であるとの猛省を深く胸に刻み、一刻も早い被災地の復旧・復興と被災者・避難者の生活再建に、それぞれの自治体で全力で取り組みます。被災された一人ひとりと対話を重ね、特に女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人、非正規労働者などの復興過程への参画と意見反映を大切にし、セーフティネットを張り直し、社会的弱者に手厚く福祉が充実した生活・雇用の場としての地域再生に邁進します。

また巨大地震や津波、風水害などへの防災対策は全国すべての自治体にとって、避けては通れない喫緊の課題です。想定される南海トラフでの巨大地震や首都直下型地震などへの備えを万全にし、次の被災者を生まない災害に強いまちづくりを各自治体で進めていきます。

１．一刻も早い東日本大震災からの「生活再建」へ

○震災被害は決して期限を区切って解決する問題ではありません。2020年度の「復興・創生期間」終了後も、被災者が生活の再建を心から実感し被災自治体に真の賑わいが戻るまで、柔軟できめ細やかな復興支援と、被災自治体に財政負担を求めず国の特例的な財政支援を継続・拡充するよう政府に強く求めます。また20年度末で設置期限が切れる復興庁について設置期間の延長を要求するとともに、仮に廃止する場合も切れ目のない復興政策を着実に進めるため後継組織は全ての被災者支援や産業・地域再生、福島原発事故への対応を長期的・総合的に担い、より被災地に密着した恒久組織とするよう求めます。未だ明確にされていない21年度以降の中長期的な復興事業メニューを一刻も早く明示するよう要求します。

○被災地を置き去りにした復興予算の無駄づかいや、「アベノミクス」の公共事業大盤振る舞いで復興事業が後回しになることは断じて許されません。被災地の復興に勝る政策の優先課題はあり得ないとの大原則に基づき予算の優先順位を明確化し、無駄遣いの一掃と被災地が真に必要とする事業に予算・資材・人材を迅速・柔軟に充当できる制度への改善を進め、情報公開と執行チェック体制も徹底します。現在の「東日本大震災復興特別会計」の設置期限が切れる2021年度以降も、切れ目のない十分な予算措置を求めます。国による復旧・復興事業への各種財政支援も、被災地ごとに異なる復興の進捗状況や生活再建のニーズに即応して的確・柔軟に継続・修正・拡充し、各地域の主体性・独自性を十分に発揮できるよう改めます。

○生活再建へ、被災者・避難者が安心して暮らせる住まいの確保と雇用の創出・拡大は、一刻の猶予も許されない最重要課題です。政府や経済界に強力に働きかけ、一日も早い災害公営住宅の整備完了を目指します。十分な災害公営住宅整備と一定の生活再建が実現するまで、民間借り上げ住宅などの「みなし仮設」も含めて応急仮設住宅の無償提供を継続し、１年ごとの入居期限延長ではなく長期間の延長を可能とします。避難生活の長期化に伴う仮設住宅の住環境悪化に対し、早急な修繕・追加工事の実施と十分な財源確保、不自由な環境が続く居住者の健康診断や心のケアなど、仮住まいの期間をハード・ソフト両面で支援する万全の体制を確立しま

す。二重ローン問題の解消や、被災した自宅で今も生活する「在宅被災者」への支援、多くが震災後10年までとされる固定資産税の課税減免措置の大幅延長を実現するとともに、災害公営住宅の完成を待ちきれず民間の賃貸住宅などに入居した被災者にも公営住宅並みの家賃補助を行うなど、時間の経過とともに多様化する被災者の意向に柔軟に対応します。「生活相談支援員」などを配置したシルバーハウジングを整備します。

○高齢者や障がい者など、配慮が必要な方々の災害公営住宅への移転を促進するため家賃負担の減免をはかるとともに、孤立化防止の観点から既存コミュニティの維持など入居者の意向に添った移転を進め、集会施設設置や自治会づくりなども支援します。買い物や通院などへのアクセス環境が後退しないよう、まちづくりと一体になった公共交通対策を推進します。

○「中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助）」制度や「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」など被災企業支援策の長期継続、要件・対象範囲の拡大、柔軟な運用によって質・量ともに十分な雇用の受け皿を確保するとともに、災害復旧事業や自治体業務に被災地の失業者を優先的に雇用するなど、安定した雇用創出支援を拡充します。国の「緊急雇用創出事業」を継続・拡充して同事業の役割を「失業者のための臨時雇用」から「震災復興へ向けた人員不足の解消」への転換を確実に進めると同時に、委託事業が適正に実施されているか、被災者の雇用が継続されているかを検証し、雇い止めに対しては国・企業に強く働きかけ万全の救済策を講じます。

○被災地では今、多くの被災世帯が家計を圧迫する過重負担に直面しています。災害公営住宅への国の家賃軽減措置は入居６年目から段階的に縮小され11年目に一般の公営住宅と同水準になる計画で18年度以降、６年目を迎える被災者が年々増えていきます。また被災者に市町村が最大350万円を貸し付ける災害援護資金も、６年間の猶予期間を経て18年以降、返済を迫られる人が急増する恐れがあります。こうした公的支援縮小に断固反対し、「制度に合わせた復興」ではなく「復興に合わせた制度」となるよう被災者の負担軽減・減免措置の弾力的運用を徹底します。被災者に対する医療費窓口負担・国民健康保険・後期高齢者医療・介護利用料・障がい福祉サービス利用料・保育料などの負担金の免除や、失業給付延長などの社会保障分野、所得税・住民税の減免などの税制分野について、被災者が一定の生活再建を果たすまで、財政支援を継続又は再開するよう法整備を進めます。

○未だ道半ばの鉄道・道路・港湾・河川・橋梁・下水道・病院・通信などの公共インフラと、農地や漁港、農産物・水産物関連施設など産業施設の早期全面復旧、防災拠点や教育・研究施設の再建整備、地域コミュニティの一日も早い再生に全力を挙げます。

○10％への消費税増税は本来撤回すべきですが、仮に実施する場合でも復興に重大な支障を生じさせることから、被災者の住宅再建にかかる消費増税の据え置きなど、被災地に対する特例措置を強く要求します。

○震災で肉親を失った遺族や生活・事業基盤を失った被災者が精神的に追い詰められることのないよう、全額国庫負担による生活保護制度の迅速・弾力的な運用や「自殺対策緊急強化基金」の設置期限を延長し大幅な基金の積み増しを実施するなど、長期にわたる万全の支援策を講じます。

○改修の遅れている被災校舎や、被災地からの転入増に伴いプレハブ校舎を余儀なくされた内陸部の学校についても校舎の再建や修復を急ぎ、子どもたちの教育環境の改善・充実につとめます。

○子どもと保護者への包括的支援のため養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを被災県の全校に常勤配置し、地域と学校の連携を強化します。経済的理由で就学の機会が奪われることのないよう、学費・入学金・給食費などの減免を実施するとともに、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかります。保育料や入園料、小中学生に対する学用品や給食費の援助など「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による教育費への公的支援を継続・拡充します。

○復興の主役は「ひと」です。被災地での人材不足が深刻な医師・看護師、介護職員、保育士等の確保対策を推進します。被災した児童・生徒に対するきめ細やかな心のケアや学習指導を継続実施できるよう、被災県への中長期的な教職員の加配措置を充実させます。復興を最前線で担う被災自治体職員の確保へ、全国からの職員

派遣増加や経験者・専門的分野に対応できる職員を中心に中途採用できる十分な交付税措置、職員への心のケアの拡充など、支援策を早急に強化します。

２．原発事故被災者支援、放射能汚染対策

○福島第一原発事故はいまだ収束していません。事故処理を東京電力任せにせず、強力な規制機関による厳しい監督と助言の下で、早期の完全収束と事故原因究明に全力を挙げます。

○原発事故被災者援護のための恒久的制度を設けます。わずかでも被ばくのおそれのある住民については国の責任で健康管理手帳を発給し、将来にわたって健康管理の対象としたうえ、福島県外に移転した場合も含め検診・治療費について国と東京電力が負担します。福島原発事故以後、放射能検査など各自治体で実施した安全確認のための費用について東電に負担を求めます。

○原子力事故の特殊性を踏まえ、公害訴訟同様に一定の条件を満たせば因果関係を推定することとし「立証責任の転換」を行い、東京電力に謝罪と十分な賠償を早期に行わせます。避難指示解除区域住民への東電からの精神的損害賠償が17年度末に打ち切られるなど、原発事故被災者への数々の補償措置の打ち切りを許さず再開・継続を強力に要請するほか、原発事故損害賠償をめぐり被災者の申し立てを受けたＡＤＲ（原子力損害賠償紛争解決センター）の和解案を東電が拒否することのないよう厳しく働きかけます。福島県内に設置された放射線監視装置（モニタリングポスト）の撤去を許さず監視態勢を維持・強化します。

○生活保障をはじめ原発事故被災者に対する充実した総合的支援体制を確立し、受入自治体への財政措置強化をはかります。「原発事故子ども・被災者支援法」の支援対象地域を福島県内全域と年間追加被ばく線量が１ミリシーベルトを上回る全ての地域に拡大し、移動・居住・就労・医療と健康管理・所得減など、福島第一原発事故によって生じた新たな生活ニーズ全般を支援対象とし十分な予算措置を講じます。条件整備のないままの一方的な区域解除、被災者の帰還の強制、自主避難者への住宅無償提供や損害賠償、補償の打切りなどに反対します。

○帰還困難区域を除くほぼ全ての原発被災地で避難指示が解除される一方、自主避難者への住宅無償提供が打ち切られるなど、帰還一辺倒の政策は大きな問題です。避難継続か帰還かは原発事故被災者の意思が最大限尊重されるべきで、居住・避難・帰還のいずれの選択においても国の十分な支援を定めた「子ども・被災者支援法」の理念を踏まえ、政府指定の避難指示区域の内外、強制・自主避難を問わず、柔軟で実効性のある被災者支援策を講じます。ワンストップ型の相談窓口を各都道府県につくり、避難・居住場所によって受ける支援に格差が生じない仕組みを構築するとともに、個々人の「被災者カルテ」を作成し受入自治体と避難元自治体との緊密な連携をはかります。被災者の心的ストレスへのサポート体制整備、応急仮設住宅（借り上げ住宅）の提供期間の大幅延長、自主避難者に対する住宅無償提供の再開と避難先自治体間で格差の大きい住宅支援策の拡充、当事者の意見を幅広く施策に反映するための常設協議機関の設置などを早急に推進します。

○「福島再生加速化交付金」を継続し、対象地域を避難先にも拡大するなど弾力的な運用をはかるとともに、対象事業の拡大や基金の積み増し、手続きの簡素化を進めます。

○福島第一原発の廃炉作業に従事する全ての労働者について、離職後も含めた被ばく線量の徹底管理や過重労働防止のための十分な交代要員の確保、熱中症対策や転落防止など労働安全衛生・健康管理対策を強化するとともに、特殊勤務手当（除染手当）が確実に支払われる仕組みを早急に構築します。18歳未満の除染業務就労や偽装請負、違法派遣などの労働法令違反がないよう指導・監督を強化します。

○低線量地域への避難が困難な子育て世帯や妊娠中の女性に対し、子どもたちや妊婦の被ばく線量低減に向けた「保養制度」を自治体やＮＰＯなどと連携して推進します。

○放射能を帯びている可能性のあるがれきや廃棄物については、放射能の拡散につながらないよう予防原則を徹底し、国の責任で処分することとします。１キログラム当たり8000ベクレル以下の汚染土壌を公共事業で再利用することは到底容認できません。安全に再利用できる基準は、原子炉等規制法に定める100ベクレル以下です。

放射性物質汚染対処特別措置法は廃止して、放射能汚染防止法など新しい法律を整備します。指定廃棄物の最終処分については、上限無しに各県で分散処理する方針を見直し、処分場の選定については白紙からやり直します。

○水路を含む被災農地・森林の除染や塩害対策を急ぐなど、震災と原発事故によって低下した農林水産業生産の復旧・復興に向けて万全の策を講じます。東京電力による農作物被害の損害賠償を迅速化します。被災地の森林除染は地域の実情に即しつつ、宅地周辺地域に限定せず里山など幅広く早急に進めるとともに、避難区域内の山林などの東電に対する賠償請求合意書に今後請求しないことを確認する「清算条項」を盛り込むことを認めません。

○放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品に対し生産・出荷時の検査体制を維持・強化するための自治体への国の財政支援を継続・拡充するとともに、それらを扱う流通・販売事業者において事業規模にかかわらず検査体制整備・強化へ公的補助を拡充し風評被害を払拭します。

○食品中の放射性物質の規準を厳密化・細分化し、セシウム以外の核種の規制値を設け非食用・日用品も規制を強化します。

○すべての食品について放射性物質を検査する体制とその結果を表示する制度を構築し、食品の安全の確立、消費者の信頼回復に万全を尽くします。特に保育園や学校給食については、放射能検査を拡充し厳格な規制値を設けます。

○トリチウムなど除去し切れない放射性物質が残り、「浄化」後も全体の８割超で国の排出基準値を上回る福島第一原発の「汚染処理水」の海洋放出に強く反対し、国と東電の責任で陸上で長期保管するよう厳しく求めます。汚染水処理に関する全ての情報を、包み隠さず分かりやすい形で公開するよう要求します。

３．しなやかで、きめ細かい災害対策

○阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本・大分大地震、西日本豪雨などの教訓を活かし、歴史的な災害の痕跡を示す地形や地域の言い伝え等も踏まえ、住民参加により、避難体制、防災・救援計画の策定・徹底をはかり、防災体制を確立します。

○2018年７月の大阪北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになり犠牲者が出ました。ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぎ、安全な避難路を確保するため、老朽化したブロック塀の除却・改修、生垣への建て替えなどに対する助成制度を設けます。また通学路や周辺に危険なものがないか、点検体制を整えるとともに、安全対策を徹底します。

○2018年７月に発生した西日本豪雨は、記録的な災害をもたらしました。災害を防ぐためにも、森林や土壌の保水力を向上させるなど、生態系が持つ潜在力を再生させる工夫が必要であり、森林・山村対策を強化します。また、避難の長期化が予想され、災害関連死を防ぐためにも、災害や紛争などの被災者すべてに対する人道支援の最低基準とされる「スフィア基準」（「人道憲章と人道対応に関する最低基準」、①給水、衛生、衛生促進、②食糧の確保と栄養、③シェルター、居留地、ノン・フードアイテム（非食糧物資）、④保健活動の各分野における最低基準）を参考に避難所の質を向上します。

○2018年の西日本豪雨の果樹産地支援や北海道胆振東部地震での酪農支援など、近年の大規模災害で甚大な打撃を受けた被災地の農林水産業について、被害状況に応じた的確で息の長い復旧支援策に万全を期すよう国に強く求めます。今後も想定される災害に際して生産基盤の弱体化と生産意欲の低下を防ぎ、規模の大小を問わず全ての被害農家の経営再建までを幅広く支える農林水産業支援の恒久的な仕組みをつくります。

○高齢者や障がい者、子ども、外国人など災害弱者への対策を日頃から講じるとともに、大規模災害時の帰宅困難者対策や高層マンション住民向け対策を強化します。一人住まいの高齢者や若者などが、災害時に相互に協力・助け合いができるよう、近隣住民同士の信頼関係やコミュニケーションの構築等を進めます。防災教育、地域におけるボランティア組織の育成など、ソフト面の防災対策も推進します。

○道路・鉄道・橋梁・トンネル・ダム・堤防・港湾岸壁・上下水道管など、社会インフラの老朽化の実態を早急に調査・把握し、災害による倒壊・破損を招かぬよう更新・改修・耐震対策を進め、しなやかに災害に対応する街づくり通じて、地域活性化や新たな雇用創出にもつなげます。
○急傾斜地や水害常襲地など、危険地域の住宅地を買い上げ公園化します。河川災害多発地域の農地買い上げを進め、公園緑地へ転換します。
○中小企業による災害に備えた「事業継続計画」（ＢＣＰ）策定を支援するとともに、行政と地域中小企業による防災協定を結ぶなど災害時の連携を強化します。
○災害時の避難場所にもなる自治体庁舎や公共施設、学校、病院などの耐震性向上と太陽光発電整備、消防水利の整備と食料・飲料水・医薬品の備蓄強化、電気・電話等の系統の多重化を急ぐとともに、緑の保全と公園緑地、オープンスペースの活用なども進め、しなやかに災害に対応する街づくりを計画的に推進します。
○地域防災計画や防災マップを抜本的に見直し住民への周知・啓発を徹底します。
○避難指示・勧告の発令基準を明確化し「空振りを恐れず早めに出す」との方針を徹底するとともに、地域住民への防災情報の伝達・提供の迅速化・確実化を図り、国と自治体の連携を強化します。
○想定を上回る集中豪雨や「ゲリラ豪雨」災害に対応できるよう、都市水害対策を強化します。アメダスや監視用カメラ、土石流センサー等を各自治体にきめ細かく設置し、観測・予測体制について一層の精度向上を図ります。
○「雨水浸透ます」を各住宅敷地に埋め込み、水害対策とともに、都市化で枯れた地下水の再生にもつなげ、河川や湖沼を浄化します。
○罹災（りさい）証明書に記載する住宅の被害認定に「自己判定方式」を導入します。
○避難所においては、避難した災害弱者に配慮した運営を行います。また、避難所の被災者に各種の情報が適切に伝わるよう配慮するとともに、冷暖房の設置など、きめ細かい支援を実施します。
○応急仮設住宅の着工を早急に実施するとともに、コミュニティの維持、孤独死を防ぐ取り組みなどを講じます。木造づくりの災害公営住宅を推進するとともに、地元の中小建設業者に優先的に発注します。住宅の耐震強化改修への助成を強化します。
○激甚災害が発生した場合に、被災地域を早期に激甚災害に指定するよう政府に求めます。
○被災者生活再建支援法における支援金最高額の引き上げ、柔軟な運用を求めるとともに、対象外となる「一部損壊」についても支援を拡充します。
○大規模な「災害対応一括交付金」を制度化し、省庁の枠を超えた使途の弾力化をはかります。
○被災県ごとに災害関連死の認定率が異なるため、国による統一的な認定基準の作成を求めます。また、災害弔慰金の申請漏れを防ぐため、制度の周知徹底を図ります。
○自治体と地元の中小企業による防災協定の締結を促進し、帰宅困難者への対応、飲食料の確保、救助活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を構築します。
○災害時の情報システムの整備するとともに、災害時のネット上における流言飛語への対策を講じるため、適切な情報発信を強化します。
○大規模災害時の被災者受け入れ体制を整備し、被災地へのボランティアに対する支援を強めます。
○災害時のマンパワーとして自治体職員や消防などの体制を強化します。大規模災害時に被災自治体が必要とする職種別・職能別の応援職員の人数調整や派遣先、派遣可能な応援職員の確保についてマッチングし調整するなど、自治体間の応援・協力体制を強化します。
○災害対応に支障が生じないよう、自治体の業務継続計画策定を進め、代替機能を確保します。市町村の財政力の疲弊や「平成の大合併」による広域化等の影響に鑑み、国としての地震対策の強化を図ることを求め、国、都道府県、市町村の連携を強化します。自治体間の全国的な応援・協力体制を構築します。

○自治体間の互助のシステムとして、災害直後の「スピード感のある対策」から中長期の「将来を見据えた対策」まで対応する、特定の自治体が責任を持って中長期にわたり特定の被災自治体を支援する自治体間の「対口支援」（ペアリング支援、マンツーマンサポート方式）のシステムを構築します。

○消防機関を地域に暮らす住民の安心の拠り所として、災害の未然防止から、発生した場合の即時対応、被災者の社会復帰や救済まで、総合的に情報やサービスを提供する「地域安全安心センター」としての役割を持たせます。また、消防職員の団結権を回復します。

○「消防力の整備指針」を目標として、地域の実情に即した各自治体における消防職員・消防資機材の整備を進めます。消防団員の待遇改善を図るなど、消防団の活性化に努力します。消防用ヘリコプターの配置の増強や緊急消防援助隊の装備資機材の充実を進めます。消防車と救急車の機能を併せ持った「消救車」の導入を進めます。消火活動や災害救援活動などあらゆる状況の活動に従事することができる全地形対応型消防車両「レッドサラマンダー」を増備します。

○桜島や新燃岳、御嶽山など火山活動が近年活発化し、将来の富士山噴火への懸念も高まる一方、国の火山対策は遅れています。特に監視強化が必要な主要活火山について、十分な予算措置を講じて噴火から身を守る避難施設の整備、周辺自治体の具体的な避難計画やハザードマップ（被害予測図）の策定、国と関係自治体とで組織する火山防災協議会の設置を急ぐとともに、地震計・傾斜計・空振計の増設など、手厚い観測・研究・情報伝達体制を早急に整備します。個々の活火山ごとにその特徴を熟知した火山研究者の育成を進めます。

○周辺住民の生活への影響や不安に応え、火山活動・噴火ポテンシャル評価のための移動観測装置やプールクリーナーの設置、学校や公共施設における空調設備の普及促進、降灰による身体への影響調査のための特別健康診断予算の確保、降灰除去事業の採択基準の見直しと事業量の確保、道路降灰除去車両の買い替え推進、防災営農対策事業の推進等に努めます。

13 平和

第２次安倍晋三内閣は2012年末の発足以降、平和憲法の下の我が国の安全保障体制を凄まじい勢いで破壊してきました。短期間に、日本版ＮＳＣ（国家安全保障会議）の創設、特定秘密保護法の制定、武器輸出三原則の撤廃、ついには集団的自衛権の行使容認の閣議決定、戦争法や共謀罪の成立強行まで行ったのです。自公政権が企てる平和憲法体制の破壊に対して、草の根からの反対の声を巻き起こし対抗していかなければなりません。

社民党は、軍事力の均衡を中心に考える旧来の安全保障の発想を脱皮し、社会開発、人権、女性支援、環境保全などに軸足を置いた「人間の安全保障」の理念を重視していくべきと考えています。政府間だけではなく自治体間や民間の交流、ＮＧＯの活動などを、21世紀の国際社会の主要な構成要素として位置づけ、幅の広い重層的な国際関係を構築していくことが重要です。社民党はあくまで非軍事にこだわりながら、ひとり一人の人間が安全に暮らせる真に平和な世界をめざします。

１．領土問題は、長期的な視野で、冷静な対話で解決を

○領土領域の主張を強めれば、相互の偏狭なナショナリズムを刺激しあって、緊張がエスカレートすることは必至です。挑発的な対応を控え、長期的な視野で対話を積み重ねることが必要です。

○ゼロサムの争いである領有権の問題は、互いに譲歩することが難しく相互の対話だけでは解決は容易ではありません。主張の異なる点をことさら取り上げるのではなく、経済協力、技術協力、文化交流など可能な側面の協調を深め、信頼醸成をすすめます。竹島、尖閣諸島、北方領土などの国境問題については、相互信頼のうえで国際司法裁判所等の第三者の視点も入れた解決策を追求します。

○領土紛争のために警察力、防衛力などの実力を行使することや、軍事的に威嚇することに強く反対します。

２．北東アジアの非核化と、戦後処理問題の全面的な解決に全力

○外交・安全保障関係の情報公開のありかたを検討してルール化をはかり、いっそうの情報公開をすすめます。

○史上初の米朝首脳会談を踏まえ、北朝鮮との国交正常化交渉を再開し、粘り強い外交交渉によって、日朝平壌宣言や６か国共同声明の実現を図り、拉致問題の徹底調査と真相解明、戦後処理問題の解決をめざします。

○非軍事面のあらゆる手段を用いて、北朝鮮の核開発とミサイル技術開発の断念を迫ります。圧力や制裁一辺倒では何も解決しません。徹底した対話による粘り強い外交努力で平和的解決をめざします。

○国会図書館に戦争の事実調査を行う恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法改正案」の早期成立をめざします。また、「慰安婦」問題の最終的な解決をはかるために「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の成立をはかります。強制連行、中国残留孤児問題など、残された戦後処理問題の早期解決に取り組みます。旧日本軍兵士の遺骨収集を進めます。

○朝鮮学校が所在する都道府県のうち半数以上が、学校への補助金交付をやめています。日本で生まれ育った子どもたちは地域社会の一員であり、補助金の復活を求めます。

○広島・長崎で被爆したすべての人が認定されるように、原爆症認定基準を全面的に見直します。被爆二世・三世を含めた包括的な被爆者救済のため被爆者援護法の改正を追求します。

○民間の戦災被害者へも軍人と同様の補償を行なっているドイツやフィンランドの例に倣って、太平洋戦争中の空襲や艦砲射撃等による民間被害者への補償を行う空襲被害者救済法の早期成立をはかります。

○強制連行問題について政治解決をはかるため、ドイツの「記憶・責任・未来財団」にならって国と企業の負担による基金を創設し、被害者・遺族への補償を行います。

○アジアの人々と共有できる歴史認識をつくるため、共同の歴史研究を積み重ねます。
○戦争犠牲者を慰霊するため無宗教で対象を軍人軍属に限らない新たな慰霊施設の建設を検討します。靖国神社への政府首脳の公式参拝は行いません。
○国是である非核３原則（持たず、つくらず、持ち込ませず）を厳守し、法制化をめざし、核廃絶に向け全力で努力します。核兵器の役割を縮小させるために拡大抑止（核の傘）の役割を対核兵器に限定し、核兵器国による消極的安全保証を再確認します。核兵器国に核の先制不使用宣言をよびかけ、条約化をめざします。
○アメリカによるＩＮＦ全廃条約破棄を許しません。ＣＴＢＴ（包括的核実験禁止条約）発効やカットオフ条約の具体化を目標に、関係国への働きかけを強め、ＮＰＴ体制の強化をめざします。
○核拡散につながるプルトニウム利用政策を転換し、国際的にも批判が強い六ヶ所村の核燃料再処理施設の計画は中止します。
○対人地雷、クラスター弾に続いて劣化ウラン弾など非人道的な兵器を違法化する条約の実現をめざします。
○核兵器のない世界をめざし、核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約への日本の参加を働きかけます。日本政府に対して直ちに署名、批准するとともに、核兵器保有国に対しても被爆国として署名批准を促していくことを強く求めます。

３．沖縄への連帯、基地の撤去めざす

○国土面積の0.6％に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設・区域の74％（約233平方キロメートル）強が集中し、とくに人口が密集する沖縄県中部地域の土地の約24％が米軍施設に占められるという異常な状態が続いています。沖縄の基地負担の軽減、基地の整理・縮小を最優先の課題として取り組みます。
○日米安保条約のために、基地の負担を沖縄一県のみに押し付け続けることは許されません。県民の民意を無視し暴力的に強行されている沖縄県名護市の辺野古新基地建設に反対し、普天間基地の即時運用停止と閉鎖・撤去の実現とともに、「県外」または「国外」への移設を求めます。すべての在沖米軍基地を速やかに縮小・撤去するよう求めます。
○沖縄県東村高江ヘリパッド建設・運用の即時中止を求めます。固有種、希少種の宝庫であるやんばるの森を守り、辺野古・大浦湾とあわせ米軍基地建設による環境破壊を許しません。
○全国知事会が2018年７月、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直しに関する提言を決定したことは極めて重く、提起している事項の実現を求めます。
○在日米軍再編合意については米国と再交渉を行い、在沖海兵隊の早期の全面撤退を求めます。
○世界一危険な飛行場と言われる普天間飛行場に、事故が相次ぎ世界一危険な航空機とも言われる新型輸送機オスプレイを配備することに強く反対します。普天間基地からの即時全機撤去、横田基地への配備撤回を求めるとともに、全国での低空飛行訓練の拡大は許しません。自衛隊のオスプレイ導入と佐賀空港への配備、木更津駐屯地での機体整備や暫定配備に反対します。
○嘉手納基地やうるま市の津堅島訓練場水域で米軍が強行しているパラシュート降下訓練の即時中止を求めます。
○米軍機の不時着や部品落下が相次いでおり、沖縄県内全米軍機の飛行停止を求めます。
○米兵の事件・事故から住民を守るために、在沖縄米軍基地を夜間外出禁止とし、例外的な夜間外出については日本側によって出入の管理を行わせるよう求めます。
○米軍人、軍属に特権、免除を与え、基地周辺住民の市民生活を圧迫している日米地位協定の全面改正を求めます。
○本来負担する必要がない「思いやり予算」の対象の拡大に反対し、段階的に削減します。在日米軍の駐留経費の追加的な負担について定めた在日米軍駐留経費負担に係る「特別協定」の更新・延長に反対します。
○奄美や瀬戸内海など西日本各地の自然を破壊し、辺野古埋立て用の土砂採取は許しません。また、警視庁など

全国各地の機動隊が沖縄に派遣され、辺野古や高江などで過剰な警備を繰り返していることに抗議します。

○国主導の基地を前提とした公共事業依存の振興策が、沖縄の地域経済発展の自立性を阻み、いびつな財政構造をもたらした要因の一つです。沖縄の自立と発展を展望し、環境や観光、健康、国際化を活かし、住民ニーズに沿った「人を育て、地域を育てる」「平和と活力」に満ちた民需主導の振興をすすめていきます。沖縄の豊かな自然環境は、観光や第一産業、自然エネルギー推進などの魅力的な資源でもあります。第一次産業の育成や6次産業化の推進、再生可能エネルギー産業の開拓で雇用創出します。メイドインジャパン（安心、高品質）とメイドインオキナワ（健康、長寿）を組み合わせた「おきなわブランド」の地位向上を図ります。

○沖縄のもつ優位性を延ばすことができるよう、沖縄県が全国の自治先行モデル、ひいては牽引役となるような柔軟かつ大胆な施策展開ができるような条件整備を求めていきます。

○深刻な「子どもの貧困問題」や「待機児童問題」への対処、総合的な子育て支援策をすすめ、出生率全国１位を支える地域づくりをめざします。

○移動の自由を保障し、交流を盛んにするため、沖縄の地理的特殊性を踏まえた、航路・航空路の維持改善制度を整備します。

○国には、県民主体の沖縄振興策を支援し、高失業率、低所得など依然として縮まらない本土との格差是正、島しょ県としての地理的不利性の克服、過重な米軍基地負担の解消と速やかな返還、返還軍用地の跡利用、取り残された児童福祉の問題等沖縄が抱える諸課題に対応する責任があります。一括交付金の減額など、沖縄関連予算のカットは許しません。

４．軍事同盟依存から多国間の安全保障体制構築へ転換

○日米安保条約の軍事同盟の側面を弱めながら、将来的に経済や文化面での協力を中心にした平和友好条約への転換をめざします。

○アジア・太平洋の多国間安全保障対話を推進させます。６か国協議の枠組みを発展させ、地域の集団安全保障の枠組みを強化します。北東アジア非核地帯と北東アジア地域の総合安全保障機構の創設をめざします。

５．平和憲法の理念の実現

○「戦争法」に基づき、アメリカと一体となって世界中で戦争する自衛隊をそのまま憲法に位置付け、９条を死文化しようとしている安倍首相の2020改憲案に反対します。９条の平和主義を守り活かします。教育無償化や参議院の合区解消、緊急事態対応には憲法改正は不要です。

○集団的自衛権の行使容認の７・１閣議決定を撤回させ、日米ガイドラインの改定や集団的自衛権行使、自衛隊海外派遣のための恒久法としての「戦争法」を廃止します。

○平和憲法の理念にもとづく安全保障政策を実現するために「平和創造基本法」を制定します。

○自衛隊の規模や装備、運用に関する基本原則を定め、自衛隊の予算や活動を専守防衛の水準に引き戻します。長距離巡航ミサイル導入に向けた調査費、ヘリ搭載型護衛艦いずもの改修検討による攻撃型空母の保有、新型潜水艦の建造など、専守防衛の枠を突破し武力行使の一体化につながる防衛予算は認めません。

○自衛隊に２基導入するとしている地上イージス（地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」）の秋田県、山口県への配備は許されません。

○新規の正面装備の契約を控え、防衛費に占める歳出化経費の割合を抑制します。防衛調達をめぐる不祥事の再発防止をはかるため、防衛予算の透明化をはかります。

○「シビリアン・コントロール」の理念を実質化し、自衛隊内部での人権侵害を防ぐため外部の目で検証・監督する「自衛官オンブズマン」制度の創設をめざします。

○海賊問題への対処や「グレーゾーン事態」に対しては、海上保安庁・警察によって対処します。どうしても警察力によって対応が出来ない場合に、はじめて自衛隊の治安出動を検討することが現在のルールであり、自衛

隊による安易な対応は認めません。

○海外の大規模災害への緊急援助や、途上国の開発支援のための協力などに積極的に取り組みます。国連平和維持活動（ＰＫＯ）への参加は、非軍事・文民・民生を原則として憲法の枠内の人道的な活動に徹します。

○防衛省の日報隠しは許しません。南スーダンＰＫＯやイラク派遣での治安悪化の状況を隠ぺいしようとする政府の対応は、国民ばかりでなく現地で奮闘する自衛官への裏切りでもあります。

○米国などで問題となっている困窮する学生を軍隊にリクルートする経済的徴兵は、国民を戦争体制に巻き込むもので許されません。

○大学等での軍事研究を促す安全保障技術研究推進制度に反対します。「戦争目的の軍事研究はしない」と決議した日本学術会議を支持します。

○日本国憲法の「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲法を変えさせません。憲法理念を暮らしや政治に活かして、具体的な法制度の整備を迫り、政策提起をすすめます。憲法の保障する諸権利を実現し、国民の生活を再建することに全力をあげます。

６．国連中心の外交政策をすすめ、非軍事面の国際協力を推進

○安全保障理事会のあり方を見直すなど、国連の民主的改革を推進し、大国主義ではない民主的な国連をめざします。

○縮小の一途をたどっている政府開発援助（ＯＤＡ）予算を国民総所得の0.7％という国際目標の実現に向けて増額します。ＯＤＡを途上国の貧しい人々の生活向上や自立に真に貢献するものに改革します。

○ＯＤＡの質を確保するための「援助・開発効果」の考え方に立脚し、途上国の開発政策を尊重し、ＯＤＡの説明責任を強化し、他の援助国や国際機関・ＮＧＯなどと協調して援助を行なうなど、長期的な視点で国際社会の信頼を得られる援助外交を目指します。

○世界の貧困を2015年までに半減することを掲げた国連の「ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）」を踏まえ、真に途上国の貧困解消に役立つものになるように日本のリーダシップ発揮に努めます。

○「誰一人も取り残さない」という2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の考え方を、内政、国際協力の両面で適用し、貧困や飢餓の解消、基礎教育、誰もが保健医療にかかわる体制の整備、ジェンダー平等の推進に取り組みます。持続可能な世界と日本の実現を目指します。

○ＯＤＡを社会開発、人権、女性支援、環境保全など「人間の安全保障」重視に転換します。人権の視点を援助の基礎に据える「権利ベース・アプローチ」（ＲＢＡ、経済的・社会的・文化的権利を含む人権の概念を中心に据えた開発を行なうこと）をＯＤＡの理念として採用します。

○ＯＤＡの目的や役割について定めた「ＯＤＡ基本法」を制定し、現在各省庁に分かれているＯＤＡを一本化し、上位政策の形成から案件実施までを統合的に管理・運営出来る効率的な開発援助行政の仕組みを整えます。ＯＤＡによる他国軍隊への援助に反対します。

○迫害をのがれ支援を必要とする難民を温かく迎える社会をつくります。難民認定のあり方を見直すとともに、自立した生活を安心して送れるよう難民支援を強化します。

○米国追従の外交政策をあらため、平和憲法の理念に沿った「人間の安全保障」重視の多国間の外交政策をすすめます。

７．地域から平和の動きを

○国家の安全保障を名目に、在日米軍や自衛隊施設周辺の市民生活の安全が脅かされるのでは意味がありません。防衛関係施設の活動を監視し、基地被害の抑制に努めます。

○戦争の被害や加害の遺跡の保存に努め、戦争の記憶をとどめる活動に協力するなど、平和を願う市民意識の形成を支えます。

○港湾の非核化や無防備地域宣言を行うための条例制定等、草の根から平和をめざす動きを支持します。
○核兵器廃絶や非核三原則を求める内容の自治体宣言や議会決議を進め、非核宣言自治体を増やします。日本非核宣言自治体協議会によると会員自治体は339自治体、非核平和都市宣言自治体は1632自治体で全体91.3％です。合併等によって自治体の枠組みがかわった場合には、あらためて宣言を行ったり、平和事業の活発化をはかるなど、宣言内容の実質化に努めます。
○自治体でできる国際平和友好の行事や平和の歴史を学ぶ行事などを開催します。また、自治体と議会で国連の核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出などを求めていきます。地域や教育の場に自衛隊の特別教育やイベントなどでの入り込みを止めさせます。
○自治体・住民間の人的・文化面での国際交流の活発化をはかります。

14 分権・自治

2025年には、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の３人に１人が65歳以上、５人に１人が75歳以上という、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が到来します。そうした中であっても、地域社会や住民生活を守るために存在している自治体が必要な人に必要なときに必要な公共サービスを提供し、「コモン・ニーズ」（人々にとって共通のニーズ）を実現していかなければなりません。問題や課題は山積していますが、人口減少社会における地域性、多様性を尊重した持続可能な社会システムをいかに構築していくかが求められています。地域の住民が生存を守り生活の質を上げるために連帯し、地域の資源を生かしながら、若い世代を支えて、地域が継続していくことを中心に考え、公共サービスの持続可能性を追求し、うまく縮小していかにくらしの質の高い社会をつくるかをあきらめてはなりません。

自治はまちづくりの主人公である住民から出発します。一人一人がどう生きていきたいか、そのためにどんな社会を作るのかをみんなで議論し、どう考え行動していくことに地域の未来はかかっています。競争社会が切り捨て、犠牲にしてきたものを人と人との連帯の力で取り戻し、住民の暮らしの安心と元気を確保します。上からの「地方創生」ではなく、下からの「地域再生」を応援します。地域のことは地域で決められるようにし、地域がつながり合うことで自立していく、地域分散ネットワーク型社会をめざし、住民が主役のゆたかな分権・自治の日本をつくります。

１．真の分権・自治をめざす

(1) 地方自治の本旨

○憲法の保障する地方自治の本旨は、中央と地方で権力を分散し、地方は中央から独立し、干渉を受けずに政治を行い、その一方で、自治体は中央政府に対して抑止力を働かせる、との考え方に基づくものであり、住民や自治体の側からの分権・自治の運動の積み重ねによって、その内容を豊富化していくべきものです。多様で豊かな自治の擁護と強化を求めている「地方自治の本旨」を具体化するよう活かしていきます。

○国による強権的な国策の押しつけ・介入など、分権・自治を破壊する動きに反対します。自民党の「日本国憲法改正草案」は、地方自治の本旨を否定し、自治体の権限を限定、縮小するばかりか、地方分権の流れにも逆行し、自治体の独立性、自主性、創造性をも否定するものであり、戦前の中央集権体制への回帰、自治体の「国の出先機関化」に断固反対します。

○「人民の意思は、市民にもっとも身近なレベルの公共団体である地方公共団体において最も効果的に実現される」として、決定をできるかぎり小さい単位で行い、できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという補完性の原理に基づき、分権・自治を推進します。

○「自治基本条例」を「自治体の憲法」的なものとして制定します。地方自治法を全面的に検証した上で、抜本的に改正し、市民自治を基本にすえた「地方自治基本法」を制定するよう求めます。

(2) 住民参加と情報公開

○住民の自己決定権を保障し、大事な問題は住民が決めることができるよう、自治体の重要事項について直接住民の意思を確認するための住民投票を広げます。その他、直接請求制度の改善（人口段階別に要件を定めて実施しやすいようにする）や、審議会・委員会等の人選への公募など市民参加を進めます。

○自治体の重要な長期計画（総合基本計画、環境計画、住宅プラン、福祉計画など）や条例づくりなどの政策決

定過程において、市民が「主人公」になったと実感できる場を提供するため、無作為抽出方式による市民参加をすすめるとともに、実情をより的確に反映するものとなるよう、ＮＰＯ、労働組合などの地域の関係者の参画を求めます。コンサル企業への丸投げを許しません。

○さまざまな行政サービスの実施において、市民（住民）、利用者、市民活動組織が運営や政策決定に参加・関与できるしくみや、市民提案制度、職員提案制度を導入します。

○正確な情報がなければ議論ができません。住民参加の大前提として、徹底した情報公開を進めることが必要であり、「知る権利」という観点から情報公開法や情報公開条例を見直します。自治体にかかわる情報（議会・警察・外郭団体も対象に拡大、広報だけではなく政策情報も含む）の全面公開に努力します。予算書・決算書を住民に分かりやすくするとともに、自治体の条例・規則集（要綱・内規も含む）を使いやすくします。

○森友学園・加計学園問題、ＰＫＯ日報問題で安倍政権が公文書の隠ぺい・改ざん・廃棄を行っていたことが明らかになりました。公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」（公文書管理法）であり、公文書が隠蔽・改ざん・廃棄されれば、政治・社会状況の判断を誤り、歴史認識がゆがめられる危険があります。公文書管理法及び公文書管理条例を抜本的に強化します。

○加計学園問題で明らかとなった安倍政権による「お友達」を優遇し、行政を歪め、「岩盤規制にドリルで穴をあける」と称し、まやかしの「地方創生」である国家戦略特区に反対します。

(3) 分権の推進

○住民ニーズにかなった、「現場からの積み上げ型」の改革案の策定など、地域に根ざした分権・自治の取り組みを推進します。

○地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」が実質的な決定の場となるよう、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務を設けたり、分科会方式を活用したりするなど、制度面での充実を図ります。

○立法面での分権を推進するため、国会の中に地方の声を反映させるシステムを構築するよう求めていきます。

○様々な施策や住民参加の取組み、知恵を使い、人口減少の抑制や人口増、持続可能な自治体づくりで成果をあげている小規模自治体の活動を応援します。規模のメリット、サービス提供の効率性ばかり強調し、小規模自治体の自治の機能、役割、権限を縮減し、再編を迫っていくことには反対します。

○自民党政務調査会の「財政再建に関する特命委員会」報告は、「既存の取組で市町村合併が進まなかった地域に関して更なる合併を推進する枠組みについても検討する」とし、「骨太方針2018」も「現行の合併特例法が平成31年度末に期限を迎えることへの対応を検討する」としており、今後改めてポスト「平成の大合併」が推進されかねません。国主導の新たな合併推進に反対します。

○安倍政権は、急激な人口減少で行政サービスを維持できなくなる市町村が出てくることを理由に、複数の市町村でつくる圏域を法律で新たな行政主体とし、圏域単位の行政を標準にすることを提案し、地方制度調査会で法改正の検討に入っています。自治体間連携や補完・支援は、相互の自治保障、対等平等、基礎的自治体の維持・強化が基本です。国による押しつけであってはなりません。地方制度調査会の議論を注視するとともに、自治体の判断を尊重し、地域のことは地域で決めるという自治の原則に反する構想には、反対します。

○安倍政権が狙う道州制によって、都道府県だけでなく、市町村もさらなる合併に追い立てられ、「平成の大合併」の比ではない弊害と歪みをもたらすことにも十分留意しなければなりません。道州制には、住民不在であること、域内格差の拡大につながりかねないこと、身近な行政が後退すること、憲法の規定する直接請求や、地方特別法に対する住民投票の意義が損なわれることなどの疑問があり、まず現行の二層制の下での分権を推進します。合併や道州制ではなく、都道府県を広域的な「自治体」としてもっと住民との関係を充実させるとともに、広域の行政課題に対しては、広域連合を活用します。

○自治体への権限移譲を進めるとともに、自治体の事務に対する国の義務付け、枠付けを縮小・廃止します。そ

の際、必要な財源と人員を保障するようにします。保育や介護、児童擁護、障がい者福祉、男女共同参画、義務教育など、生存権や安全の確保、人間の尊厳や子どもの成長に深くかかわる公共サービスについては、国際的な人権基準に則って国が最低基準を設けるとともに、当事者や社会的弱者の声が反映されるようにします。

○国の省庁の地方移転や地方出先機関の見直しについては、国と自治体の役割分担と事務・権限、財源などのあり方を十分に検討したうえで実施します。人員移管等のしくみの検討に当たっては、政府の責任において国家公務員の雇用と生活を確保することを前提とするとともに、事務の地方移管の実施に必要な財源は人件費相当額も含め地方に移管します。

○かつてのバブル期のリゾート開発を想起させ、ギャンブル依存症の増加や地元経済を破壊しかねないカジノ（統合型リゾート施設）の誘致に反対します。パチンコへの規制（出店規制・広告規制）を強化するとともに、ギャンブル依存症対策を実施します。

(4) 地域コミュニティの支援

○地域（市町村合併前の旧町村や小中学校区単位など）における市民（住民）参加のしくみを追求し、小さな自治（自治体内分権）を実現します。地城コミュニティ（地域自治会）の活動を応援するとともに、自治会活動を支えている公民館を知識社会創造の21世紀のインフラとしてその活動を強化し、草の根からのコミュニティ再生を進めます。

○過疎地域等に存在する集落では、人口減少と高齢化に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの問題が生じています。人口減少に悩む集落に入り、ムラの人々の生活サポートや地域おこし活動を行う、集落支援員や地域おこし協力隊員などを増員・拡充するなど、著しい人口減少により維持が困難となっている集落に対する多様な支援を推進します。

○各地域の風土や歴史、多様性をはじめ、固有の価値を再発見する「ルーラル・ルネサンス」を地域再生に活かします。

○住民同士が顔見知りとなり、助け合える関係を築こうと、「買い物代行サービス」の充実や、地縁や血縁の少ない大都市近郊の団地などでは高齢者が孤立しやすい面もあり、新たな地域のコミュニティをつくり、支え合っていく取り組みも始まっています。新たな地域の人間的つながりを創造し、住民の知恵を地域にいかす住民同士の「助け合い」の輪の拡大をめざします。

２．自治体議会における議会制民主主義の確立

○少数派議員の権利抑制や議員定数削減、議会費の削減、議員の調査機能の抑制、質問時間の制限、議員報酬の削減等が行われ、議会制民主主義が形骸化し、多様な地域の声が自治体議会に届きにくくなっています。また、富裕層と普通の住民の被選挙権の行使に格差が生じています。自治体議会における議会制民主主義の確立を進めます。多様な階層を反映する議会となるよう、在職立候補制度や供託金引き下げを検討し、立候補しやすい制度に改めます。

○総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」は、小規模市町村議会について、地方自治法が定める議員の兼業・兼職制限を緩和する「多数参画型議会」と、少数の常勤議員からなり重要な議案には住民も参加する「集中専門型議会」の新たな２つの制度から選べるようにする報告書をまとめ、地方制度調査会で詳細を詰める議論がされています。しかし、国からの集権的な行政体制の強化につながりかねず、自治体議会の役割を軽視するとともに、議会の自主性・自律性を拡大する方向とは逆行するものとの懸念があります。民主的な自治体議会をめざします。

○政策上の様々な見解をぶつけあう論戦の場、当局をチェックする厳しい議論の場としての自治体議会の役割を取り戻し、政策形成機能や監視機能をはじめとする議会の機能を高めていきます。「議会基本条例」を制定します。

○議会に対する住民参加の機会の充実を図ります。自治体議会の情報公開を進めるとともに、会議録の作成・公開、ケーブルテレビの活用、本会議や委員会のインターネット配信、議会ホームページや議会だよりの充実を図ります。

○公聴会や参考人聴取、地方自治法第100条の２の学識経験を有する者等による調査を積極的に実施し、専門的知見を議会活動に活用します。議会活動を支える議会事務局の充実強化をすすめ、専門性・独立性の向上をはかります。

○政務活動費の透明性・客観性を向上させ、市民に対する説明責任を図るようにし、信頼を取り戻します。政務活動費の領収書原本を提出させ、その支出が基準に照らして適正かどうかを外部審査委員がチェックする仕組みを広げます。

○自治体の不正・腐敗を防止し、公正で開かれた地方政治の運営を図るため、政治倫理条例の制定を進めます。

○公務員は、全体の奉仕者であり、常に公正な職務の執行に当たり、公共の利益のために全力を挙げて職務に専念する義務を負い、国民・地域住民の福祉の増進を図る使命を有しています。贈与や供応接待等だけでなく、国会や自治体議会における「虚偽答弁」についても、「公務員倫理違反」として禁止するとともに、公務員倫理審査会や人事委員会等で厳しく審査し、公務員法上の懲戒処分を行えるように公務員倫理法や公務員倫理条例を見直します。

３．消費税10%増税反対、不公平税制の是正

○2019年10月の消費税10%引き上げについては、国民生活や景気に悪影響をもたらし、逆進性を拡大するものであり、反対します。

○ポイント還元やプレミアム付き商品券、マイナンバー制度を活用したプレミアムポイント、住宅や自動車といった高額商品の減税、住宅購入者へのすまい給付金や次世代住宅ポイント制度、「防災・減災、国土強靱化対策」など、消費税増税に便乗した「選挙対策のバラマキ」の問題を追及します。「低所得者に配慮する観点から実施する」とされる軽減税率も、実際は税率８％への据え置きであるうえに、高額な飲食料品の購入をする富裕層ほど軽減の効果が大きい問題もあります。事業者や消費税に混乱が生じないよう中止を求めます。

○消費税増税は、自治体財政にとって、地方消費税収の増になるものの、基準財政収入額の増加による地方交付税の減収と自治体の持ち出し増になり、公共サービスの低下につながりかねない問題もあり、徹底的に追及します。また、軽減税率制度の導入により地方消費税の減収や地方交付税の配分割合の低下が見込まれていますが、地方財政に影響を与えることのないように対策を講じるべきです。

○日本の税制は税収に占める消費税の割合が最大となり「消費税依存税制」となっています。「大企業や富裕層にやさしく庶民に厳しい」税制「改革」が税収減と格差拡大をもたらしてきました。応能負担の原則に基づく、不公平税制の是正を求めます。所得税の最高税率引き上げ、税率細分化による累進性強化、大企業優遇の法人税減税の転換、地方消費税の充実、金融証券課税の強化など、公共サービス充実、地方分権推進、財源調達機能・所得再分配機能の強化の観点から税制の抜本改革を進めます。

○憲法13条・25条・27条を基本にした国民が納得できる安心の社会保障ビジョンを描くとともに、国民合意にもとづいて負担のあり方を見直すよう、社会保障と税の一体改革のやり直しを求めます。その際、雇用の空洞化、格差・貧困の拡大が社会保障の空洞化の大きな要因となっており、若年層を中心とした就労支援、積極的労働市場政策などの雇用の立て直し、街づくり、住宅、交通、教育などの施策と社会保障との連携を強化します。

４．自治体税財政の充実強化と分権型税制改革の推進

○自治体税財政の充実強化は、住民の暮らしを守り、地域の経済を元気にするための取り組みです。現在６対４となっている国税と地方税の割合を当面５対５にすることをめざします。将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合をさらに引き上げます。

○地方税を真に自主財源化するため、標準税率を超える税率設定を自治体に任せるなど自治体の課税自主権に対する制約を縮小・廃止します。
○各種税制の改廃、見直し、新税の創設に際しては自治体財政への影響を十分検証し、地方の在世運営に支障がないよう適切に手当てするように求めます。
○ふるさと納税については、故郷や思い入れのある地域、被災自治体などへの支援につながる一方、居住地における受益と負担の関係にそぐわないこと、「官製通販競争」として地域特産物の適正価格の破壊や地場産業の自治体依存をもたらすこと、収入が不安定で安定した住民サービスの提供に懸念があること、高所得者ほど有利であることなどの問題が多いことから、廃止の方向で見直します。
○法人実効税率の引き下げについては、財政再建に逆行し、地方財政にも多大な影響を与えるため、断じて認められません。地域間の税源偏在の是正を理由に、地方法人税と法人住民税法人税割の税率調整、交付税原資化が検討されていますが、課税自主権の侵害であることや、国の財源保障機能の放棄などの問題があり、慎重な対応を求めます。
○地方固有の共有財源である地方交付税の形骸化が自治体財政を圧迫し､住民生活にも影響を与えています。「頑張る地域」の応援、行革努力や地域活性化努力の反映、トップランナー方式など、選別主義、政策誘導的、恣意的な交付税算定を許しません。
○地方交付税の改革に当たっては、地方の役割や行政サービスの水準について、地方と十分な議論を行ったうえで進めます。国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れ、地方の共有財源であることを明確にした「地方共有税」に改革することをめざします。
○巨額の地方財源不足への対応については、地方交付税原資となっている国税５税の法定率の引き上げなど、交付税法第６条３第２項に従って地方税財政制度の抜本的改革を行うことを基本とします。累増する臨時財政対策債については､臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行います。
○地方財政計画に適切に歳出を計上することにより、地方の財源不足や格差を補う役割を持つ地方交付税を増額し、財源調整・保障機能を強化します。地域間の財政力格差については、偏在性の低い地方消費税の充実・強化、地方交付税の財政調整機能の強化を基本に対応します。
○人口減少時代に対応し増大する財政需要をきちんとカバーできる制度に地方財政制度を再構築します。地方財政計画の策定については自治体との協議のもとに、少子・高齢化対策や雇用創出、老朽化する社会資本の維持管理施策、地域の再生・活性化、新エネルギー対策、環境保全、パーソナルサポーター事業、地域での起業支援、空き家対策等など、地域住民が将来にわたって安心できるための施策に要する新たな行政需要を的確に反映させ、地域公共サービスの実態に見合った財源保障を担保します。
○消費者行政や共生社会対策などのソフト事業を支援します。
○地方税財政にかかわる諸制度の見直しに当たっては、自治体との協議を尊重するとともに、特に財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うようにします。また、「平成の大合併」を検証し、合併後の新たな財政需要に対応できるようにします。
○地方財政の健全化に当たっては、国家による管理・統制の強化や市場競争原理の徹底ではなく、情報公開、住民や議会による監視の強化を通して、住民主導による自主的・主体的な財政再建と地域の再生に取り組むとともに、財政指標を絶対的基準として病院、福祉、交通、環境などの不可欠なサービスの切り捨てにつながることがないよう、十分な財政措置を求めます。
○自治体の基金は地方財政の「余裕の証」ではなく、各自治体の財政努力の結果として尊重すべきです。基金残高の地方財政計画への反映などは行わないように強く求めます。
○国庫補助負担金の改革に当たっては、国の財政負担の地方への転嫁や公共サービス水準の低下につながることのないよう配慮し、地方の自由度が拡大しない単なる補助率カットや補助金削減は認めません。
○都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、民間事業者などに直接交付している補助金（いわ

ゆる「空飛ぶ補助金」）は、自治体が実施する事業との連携が図られないため、自由度を高めた上で、可能な限り都道府県を実施主体にするか、または都道府県に交付するようにします。

○高金利で借り入れた政府資金の補償金なしの繰り上げ償還及び借り換えについて、認定要件の緩和等による公債費負担の軽減対策をさらに拡充するとともに、恒久的な制度とするようにします。

○公共サービスの低下によって、高齢者が暮らせない街、若い人に魅力のない街にしないため、金利を増やさないコミュニティファンドを検討します。各自治体の基金の一部で「地方基金」をつくり、ゼロ金利で融通し合い、「ゼロ金利債」で自治体の財政負担を減らす「自治体版グラミン銀行」を検討します。

○格差や貧困の拡大、税の応益負担の強化等により、税や保険料、使用料等の高負担が続き、払いたくても払えない層が増えています。一方、財政難から強圧的な差し押さえや滞納整理、滞納世帯への制裁が行われ、住民の生存権を侵害しています。減額免除制度の周知を図るとともに、丁寧で経験ある窓口対応、相談体制の確立を行います。

５．住民のための公共サービスの充実

○公共サービスは、暮らしを支え、バックアップするものであり、憲法上で国民に保障された社会的基本権を具体化したものです。住民ニーズにあった公共サービスの質・水準の確保をはかり、必要とするだれもが利用できるよう、「公共サービス基本法」をいかした取り組みを推進します。地方自治の本旨に基づくとともに、多くの公共サービスが自治体の事務・事業であることから、「公共サービス基本条例」を制定します。

○良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう、公務員等公共サービス従事者の社会的に公正な賃金・労働条件を確保するようにします。

○安心と安全の住民生活のための自治体サービスの充実・質の向上と人的資源の確保のため、地方公務員の総人件費（定員・給与）抑制政策を転換するよう求めます。

○「公的サービスの産業化」を打ち出している安倍政権の下、業務委託やＰＦＩ法、指定管理者制度、地方独立行政法人法、特区法、市場化テストなど新しい仕組みによって急激に自治体業務のアウトソーシングが進んでいます。窓口業務の民間委託等の加速、トップランナー方式の早期拡大、民間委託状況等の「見える化」の徹底・深化・拡大等に対し、公共サービス水準や各自治体の一般財源の見通しなどの財政状況を精査し、政府方針に便乗した民間委託や人員削減を許しません。

○2017年度以降、自治体等において、ＰＦＩ／ＰＰＰの「優先的検討規程」の本格的な運用が始まり、優先的検討が行われていくことが想定されます。「公の施設」については、自治体が、憲法及び地方自治法に基づいて、住民福祉を増進するという本来の役割を発揮できるよう直営方式を原則とします。例外的な選定に当たっては、住民、利用者、当該施設で働く労働者が不利益をこうむることのないよう、価格のみの比較とせず、総合的な評価による決定を行います。十分な情報提供、行政サービスの質の向上、住民・利用者の満足度の向上という観点から、ＰＦＩ／ＰＰＰ、指定管理者、市場化テスト、民間への業務委託等に対するチェック体制を強化します。

○水道施設への公共施設等運営権（コンセッション）方式の導入に反対します。水は住民の生活や経済活動を支える重要なインフラです。水道事業は民営化も、外資に売り渡すことも許されません。地域から安全・良質の水を守る取り組みをすすめます。将来にわたって持続可能な水道の構築のため、必要な基盤強化の支援と財政措置を強化します。

○さまざまな特区制度や地域再生制度を活用した自治体の提案・申請においては、市民（住民）に情報公開を行い、市民（住民）を含めた関係者の参画による検証と合意形成を図ります。

○超高齢化と人口減少が進む中でも、必要性の高い公共施設サービスを将来にわたり持続可能なものにするため、道路や上下水道などの「インフラ」施設を含めた公共施設等の総合的・計画的な管理の推進や必要な公共施設の再配置が求められています。現状と課題を明らかにする「公共施設白書」を作成するとともに、公共施設の再配置の推進に関する計画を住民合意で策定し、協議と合意の下ですすめていきます。

○「新しい公共」については、住民・利用者への単なる負担転嫁や行政の責任逃れにならないよう、住民生活を守る行政の責任を明確にし、よりよい公共サービスの実現につながる「協働」としていきます。住民との真摯な討論の場を通じて、広く合意を作っていくことを重視します。

○ＴｉＳＡ（新サービス貿易協定）は、金融、電気通信、流通、運送、建設、教育、観光などモノ以外の貿易自由化を進めようとするものであり、公共サービスの提供と国民生活に与える影響が懸念されることから、政府に徹底した情報公開を求め、公共サービスを守る取り組みを進めます。地元の中小企業の排除や公的機関の商業ベースでの事業の強制が懸念されるとともに､公契約条例などの地域政策や地域内経済循環への制約を強め、地域の自治権を損ないかねないＴＰＰ11や日欧ＥＰＡなどの枠組みに反対します。

○人員削減や職員の非正規化、指定管理者や民間化、公共施設の縮小などによって、自治体が果たすべき災害対応力は限界に達しています。防災や救命救助、被災者支援など非常時にきちんと対応できるよう、自治体の態勢を整備充実するとともに、自治体間の支援の仕組みを強化します。被災自治体への人的支援の体制を政府の責任で確立するとともに、必要な財政支援を講じます。

○自治体庁舎や公共施設はいざというときの住民の生命・財産を守る拠点です。耐震性の強化、非常用設備の充実を進めます。

○過疎地域の振興をはかるとともに、限界集落（住民の減少と高齢化がすすみ、65歳以上が半数以上になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落）をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、新たな過疎対策法をいかした取り組みを推進します。

○死亡に関する手続きは複数の部署にまたがっており、遺族は大切な人をなくしたばかりの疲弊した状態で、手間のかかる手続きをしなければならず、大きな負担となっています。「多死社会」において、住民の利便性を向上させるため、死亡や相続手続きのワンストップサービスをめざしていきます。

６．消費者行政の強化

○消費者被害に伴う経済的損失額は約３兆円とも推計されており、悪質商法の根絶や地方消費者行政の充実は、消費者のみならず善良な事業者や労働者をも含めた国民的利益であり、国と地方が協力し責任をもって取り組む課題です。一定の水準のサービスが行える地方消費者行政が定着するまでの間は、「地方消費者行政活性化交付金」「地方消費者行政強化交付金」を継続・増額するなど、国の財政支援を継続的に行うよう求めます。

○2022年４月に成人年齢が18歳に引き下げられるのを前に、18歳・19歳が「未成年者取消権」の適用外となり悪徳商法の標的になるなど消費者被害拡大が懸念されます。取消権を18・19歳にも再適用するよう地域・自治体からも強く求めるとともに、新成人の契約取り消し範囲が「不安をあおる商法」や「恋愛感情を利用したデート商法」など極めて限定された改正消費者契約法を早急に再改正し、不十分な判断力につけ込む「つけ込み型勧誘」の救済を追加するなど、年齢に関わらない包括的な消費者被害の救済ルールを整備します。契約に関する実践的な内容を教えるなど、体系的な消費者教育を強化します。地方の実情に応じた若年者向け消費者教育の取り組みに対しての積極的な財政支援を求めます。

○消費者の安心・安全の確保のため、消費生活センターを全ての自治体に設置し相談体制の充実・強化や消費生活相談員の処遇改善を図るなど、消費者行政の組織体制の拡充と機能強化を進めます。

○「消費者安全調査委員会」について、消費者の立場にたった迅速かつ実効性のある事故原因調査と再発防止策の提言ができるよう、予算拡充や調査に当たる専門委員の増員など体制整備を進めるとともに、他の行政機関が行う調査を追認するだけの機関とならないよう独立性確保へ監視を強めます。

○悪徳商法などの被害回復のため特定の消費者団体が被害者に代わって集団訴訟を起こす「集団的消費者被害回復制度」について、対象範囲を拡大し、悪質な事例は過去のトラブルにもさかのぼって適用できるようにするなど真に実効性のある制度に改善します。団体訴訟を担う適格消費者団体の設立を支援し空白地域を早急に解消するとともに、消費者相談を行っている消費者団体に対する国の財政支援や税制上の優遇措置を講じます。

第３部

資　料　編

1 子ども・子育て

貧困率の年次推移

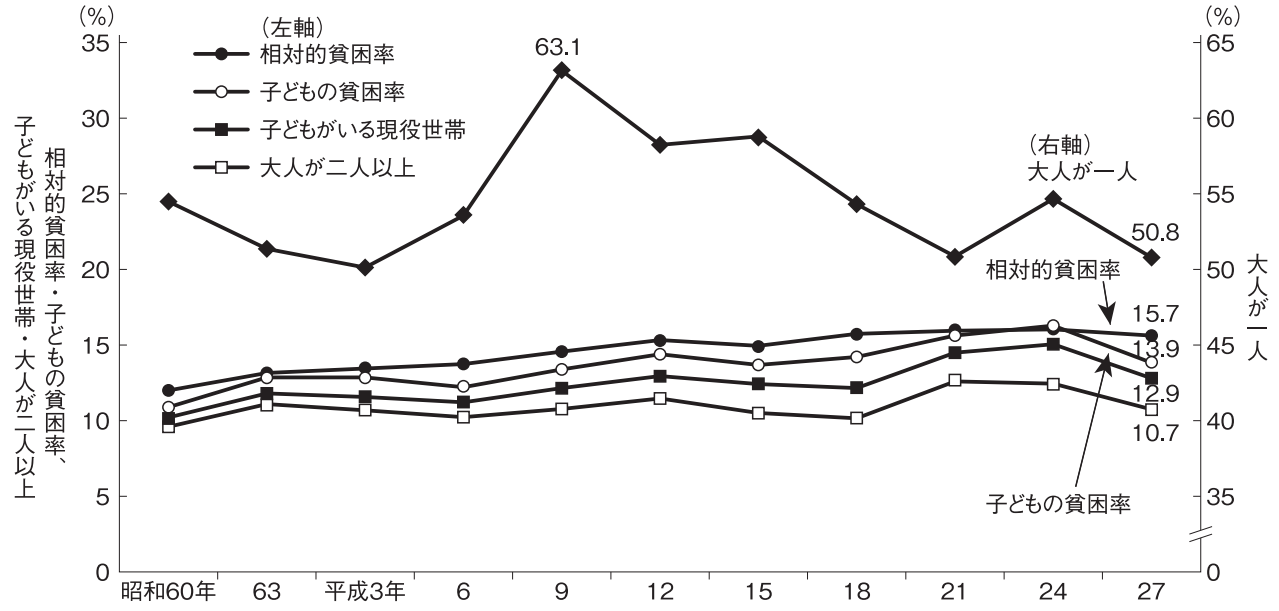

出典：厚労省 国民生活基礎調査

認可保育所などの利用申込者と待機児童の推移

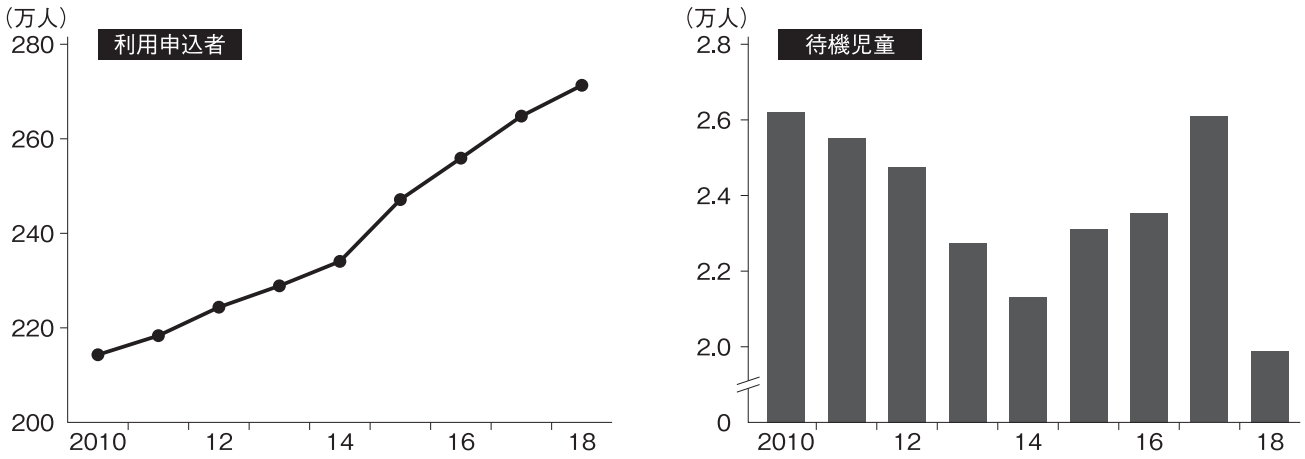

※各年4月時点

出典：厚労省

貧困率の国際比較（2014年）

相対的貧困率（%）		
順位	国　名	割合
1	アイスランド	4.6
2	デンマーク	5.4
3	チェコ	6.0
4	フィンランド	6.8
5	ノルウェー	7.8
6	フランス	8.0
7	スロバキア	8.4
7	ルクセンブルク	8.4
7	オランダ	8.4
10	スイス	8.6
11	スウェーデン	8.8
12	アイルランド	8.9
13	オーストリア	9.0
14	ドイツ	9.1
15	スロベニア	9.5
16	ニュージーランド	9.9
17	ベルギー	10.0
18	ハンガリー	10.1
19	イギリス	10.4
20	ポーランド	10.5
21	カナダ	12.6
22	オーストラリア	12.8
23	イタリア	13.3
24	ポルトガル	13.6
25	ラトビア	14.1
26	韓国	14.4
27	ギリシャ	15.1
28	スペイン	15.9
29	日本	16.1
30	エストニア	16.3
31	メキシコ	16.7
32	チリ	16.8
33	トルコ	17.2
34	アメリカ	17.5
35	イスラエル	18.6
	OECD平均	11.4

相対的貧困率（%）		
順位	国　名	割合
1	デンマーク	2.7
2	フィンランド	3.6
3	アイスランド	5.6
4	ノルウェー	6.8
5	韓国	7.1
5	スイス	7.1
7	スウェーデン	8.5
8	アイルランド	9.1
9	ドイツ	9.8
9	スロベニア	9.8
11	イギリス	9.9
12	オーストリア	10.2
13	チェコ	10.3
14	オランダ	11.2
15	フランス	11.3
16	ハンガリー	11.8
17	ルクセンブルク	12.4
18	ベルギー	12.5
19	ニュージーランド	12.8
20	オーストラリア	13.0
21	ポーランド	13.4
22	スロバキア	13.5
23	エストニア	14.3
24	ラトビア	15.4
25	日本	16.3
26	カナダ	16.5
27	イタリア	17.7
28	ポルトガル	18.2
29	ギリシャ	18.7
30	メキシコ	19.7
31	アメリカ	20.2
32	チリ	22.5
33	スペイン	23.4
34	イスラエル	24.3
35	トルコ	25.3
	OECD平均	13.3

出典：OECD「Income Distribution Database」

2 教育

文教関係費の推移

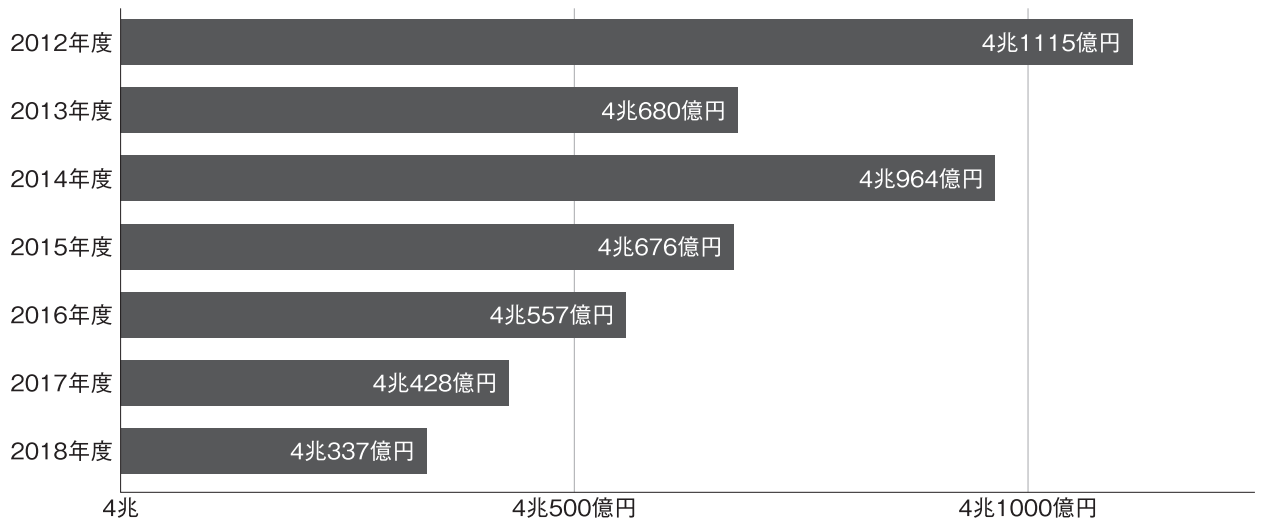

出典：文科省

主なOECD加盟国の教育機関への公的支出割合

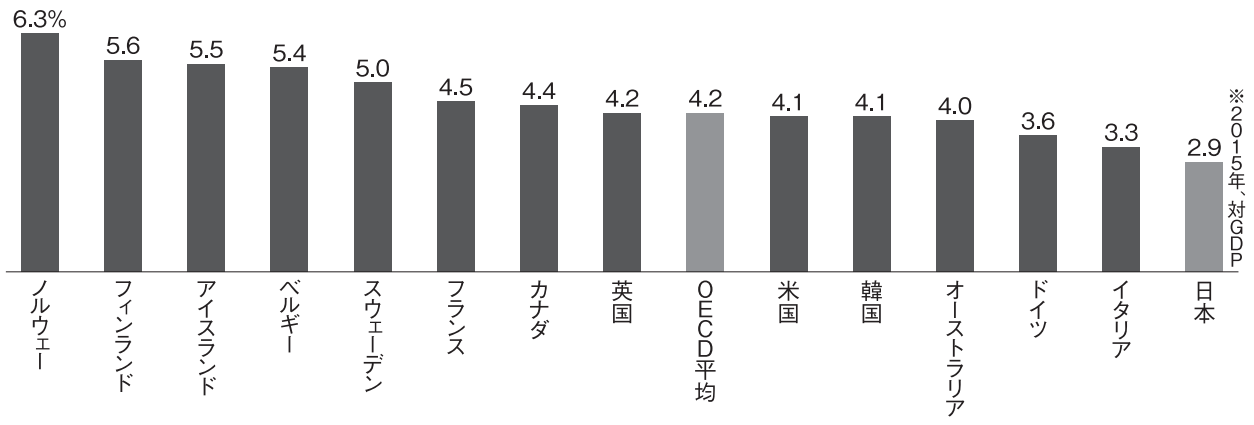

出典：OECD「Education at a Glance 2018」

教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導（授業）に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間

	学校運営業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間

※直近の「通常の一週間」において、各項目の仕事に従事した時間の平均。「通常の一週間」とは、休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間とする。週末や夜間など就業時間外に行った時間を含む。

出典：国立教育政策研究所「OECD国際教員指導環境調査（TALIS）のポイント」

3 医療・介護・障がい者支援・生活保護・年金

少子高齢化

- 老年人口は一貫して増加傾向にあるが、年少人口は昭和1980年をピークに減少、生産年齢人口は平成7年をピークに減少
- 高齢化率は2010年時点では2割強、将来的に高齢化率は4割程度になると予想
- 高齢者の単身・夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、平成2010年では全世帯の2割

年齢階層別人口の推移

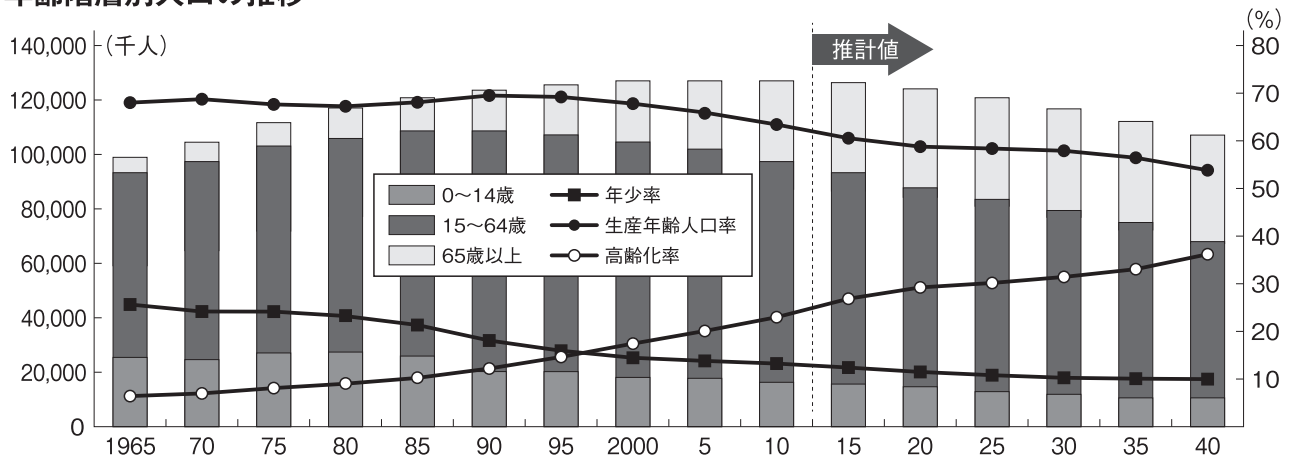

資料：国勢調査

高齢者世帯の推移

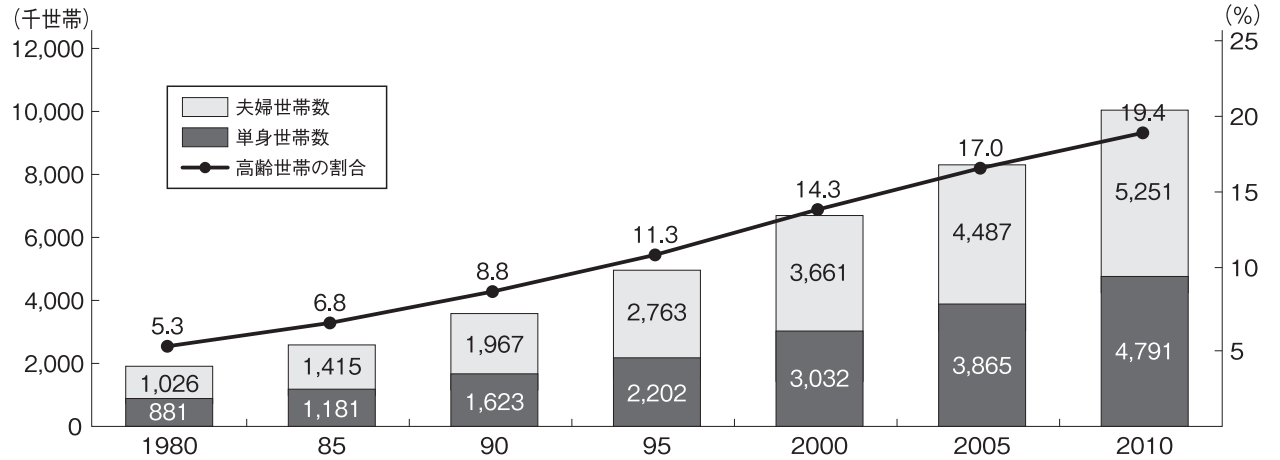

資料：国勢調査

65歳以上男女の独居率の推移

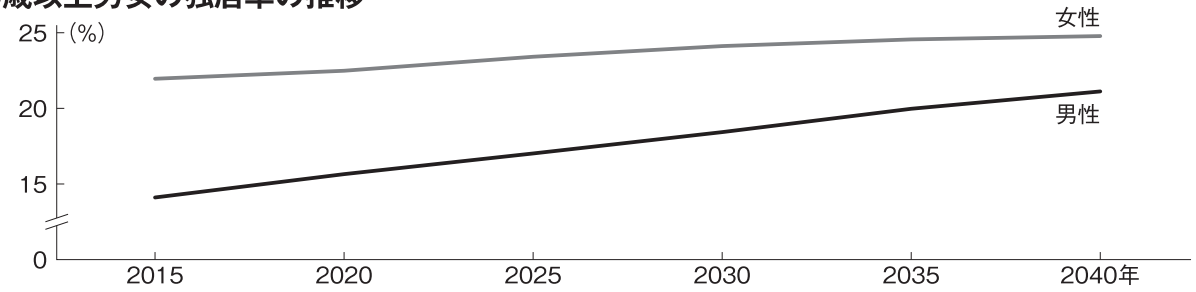

出典：国立社会保障・人口問題研究所

4 人権・共生

デモをめぐる近年の主な出来事

12年8月	東京都立日比谷公園で集まるデモに対し、園内の有料施設を使うように都が対応を変更
13年11月	石破茂・自民党幹事長（当時）がブログで、国会周辺のデモを指して「絶叫戦術はテロ行為とあまり変わらない」などと批判。後に撤回
15年5月	安全保障法制などに反対する学生団体「SEALDs」結成
8月	安保法制に反対する市民らが、国会前など各地で大規模デモ
16年1月	高校がデモ参加希望の生徒に事前届け出をさせる制度を文部科学省が容認
5月	ヘイトスピーチ対策法が成立
7月	大阪市のヘイトスピーチ抑止条例が施工
17年3月	神奈川県海老名市の駅前での静止パフォーマンスを禁じた市の命令を横浜地裁が取り消す判決
11月	ヘイトスピーチの恐れがあれば、公的施設利用を拒める指針を川崎市が公表

出典：朝日新聞2018年8月28日記事より作成

外国人労働者数と新たな在留資格

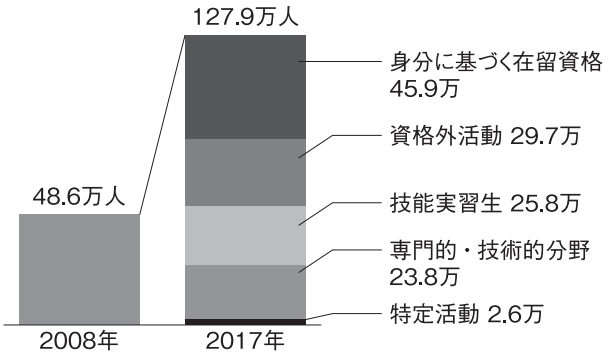

※厚生労働省の資料による。四捨五入のため合計は一致しない

名称	特定技能1号	特定技能2号
必要な条件	一定の技能	熟練した技能
家族の帯同	できない	できる
在留期限	通算で5年	更新可能、条件を満たせば永住も
分野	宿泊業、介護業、農業など14業種	建設業、造船・舶用工業の2業種
人数	5年間で最大34万5150人	非公表

出典：法務省

政府の外国人労働者受け入れ見込み（14業種、政府の試算）

受け入れ見込み数	初年度（2019年度）	今後5年間（19～23年度）	人材不足の見込み数 現時点	5年後
介護業	5000人	5～6万人	6万人	30万人
ビルクリーニング業	2000～7000人	2万8000～3万7000人	5万人	9万人
素形材産業	3400～4300人	1万7000～2万1500人	3万人	6万2000人
産業機械製造業	850～1050人	4250～5250人	1万2000人	7万5000人
電気・電子情報関連産業	500～650人	3750～4700人	7000人	6万2000人
建設業	5000～6000人	3万～4万人	2万人	21万人
造船・舶用工業	1300～1700人	1万～1万3000人	6400人	2万2000人
自動車整備業	300～800人	6000～7000人	1600人	1万3000人
航空業	100人	1700～2200人	1400人	8000人
宿泊業	950～1050人	2万～2万2000人	3万人	10万人
農　業	3600～7300人	1万8000～3万6500人	7万人	13万人
漁　業	600～800人	7000～9000人	5000人	2万人
飲食料品製造業	5200～6800人	2万6000～3万4000人	4万3000人	7万3000人
外食業	4000～5000人	4万1000～5万3000人	25万人	29万人
合計	3万2800～4万7550人	26万2700～34万5150人	58万6400人	145万5000人

出典：法務省

5 男女平等

各国国会の女性議員比率（下院）

順位	国　名	比率（%）
1	ルワンダ	61.3
2	キューバ	53.2
3	ボリビア	53.1
4	グレナダ	46.7
5	ナミビア	46.2
6	ニカラグア	45.7
7	コスタリカ	45.6
8	スウェーデン	43.6
9	メキシコ	42.6
10	南アフリカ	42.4
∫		

順位	国　名	比率（%）
16	**フランス**	39.0
29	**イタリア**	35.7
41	**英国**	32.0
46	**ドイツ**	30.7
60	**カナダ**	27.0
70	中国	24.9
102	**米国**	19.5
117	韓国	17.0
∫		
158	**日本**	10.1
∫		
188	イエメンなど	0.0

※列国議会同盟調べ、4月1日現在。
太字は主要7カ国（G7）

出典：列国議会同盟

6 若者

生涯未婚率の推移（将来推計含む）

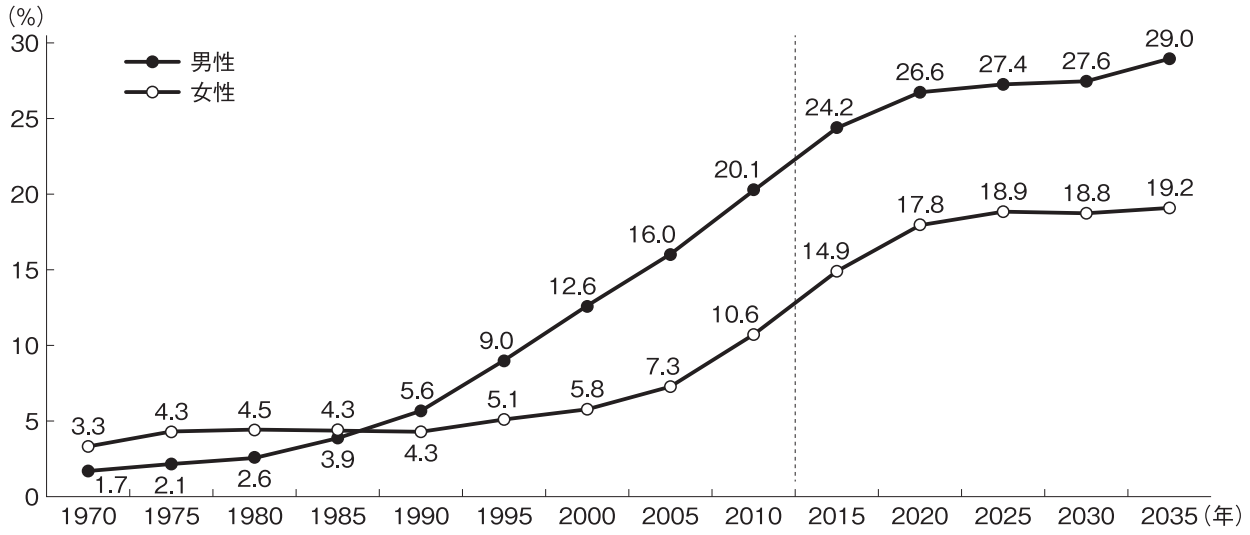

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2015年版）」、「日本の世帯数の将来推計（全国推計2013年1月推計）」

（注）生涯未婚率とは、50歳時点で1度も結婚をしたことのない人の割合。2010年までは「人口統計資料集（2015年版）」、2015年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均である。

出典：2015年版 厚生労働白書

「家族以外の人」と交流のない人の割合

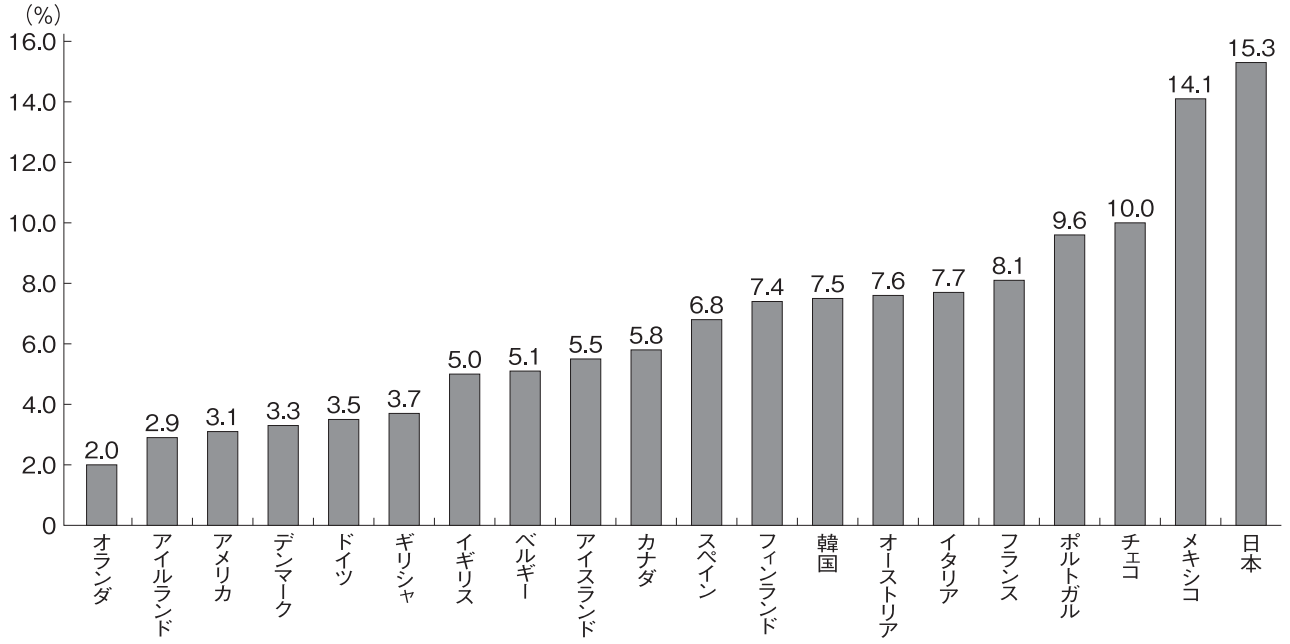

（注）友人、職場の同僚、その他社会団体の人々（協会、スポーツクラブ、カルチャークラブなど）との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合（合計）

（資料）OECD,Society at Glance:2005 edition,2005,p8

出典：内閣官房

中年フリーターの人数の推移

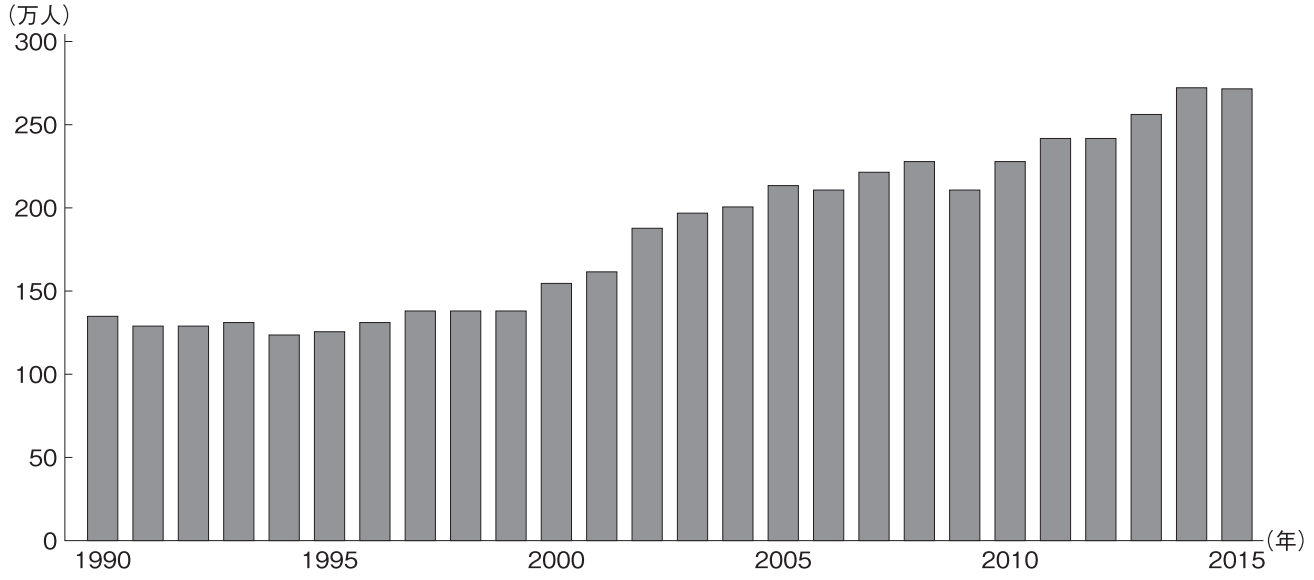

※35～54歳の非正規の職員・従業員、うち女性は既婚者を除く（推計）。

出典：総務省「労働力調査」をもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

7 働く・雇用

実質賃金は低下した

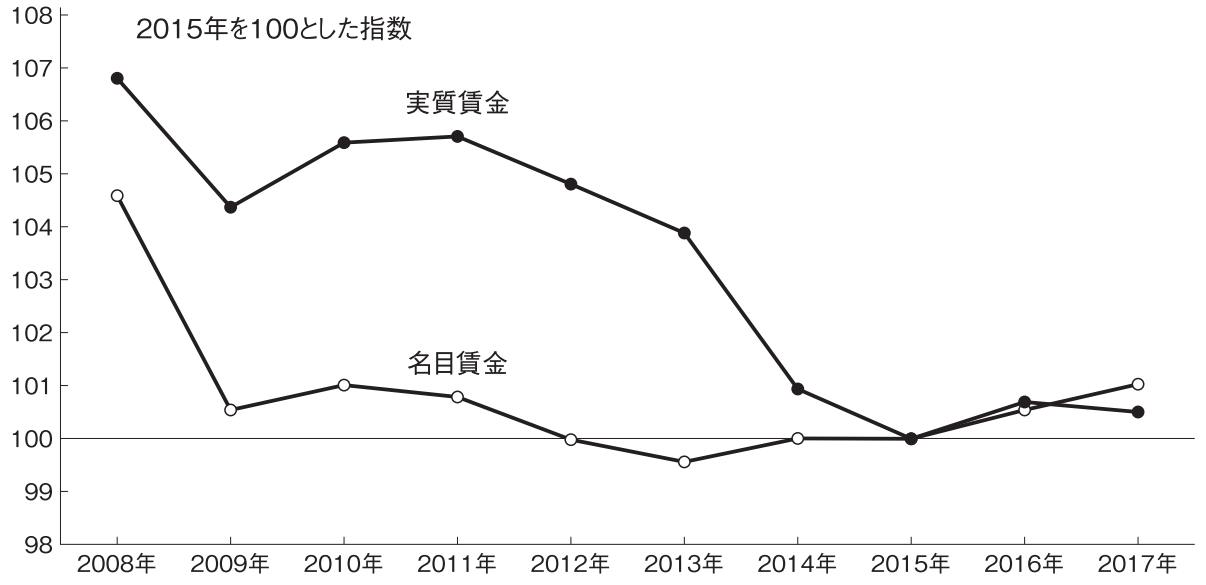

出典：厚生労働省 毎月勤労統計調査　※毎月勤労統計に不正調査が発覚している

8 地域経済・中小企業

中小・小規模企業の数

	企業数	従業者数
大企業	1.1万者	1,433万人
中小企業	380.9万者	3,361万人
うち小規模事業者	325.2万者	1,127万人

出典：中小企業白書

類型別公契約条例の制定状況

類型①（4自治体）	類型②（17自治体）	類型③（17自治体）	類型④（9自治体）
受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を条例中で直接的に義務付けるもの	受注者である民間企業等に対し、一定額以上の賃金の支払を求める条項を、発注契約に含めることを定めるもの	一定額以上の賃金の支払を求める規定はないが、適正な労働環境確保のために受注者に台帳等の提出を求める規定があるもの	類型①から類型③までに分類されるような規定は置かれていないが、公契約における理念を定めた規定が置かれているもの
1　野田市（千葉県） 2　渋谷区（東京都） 3　目黒区（東京都） 4　日野市（東京都）	1　川崎市（神奈川県） 2　多摩市（東京都） 3　相模原市（神奈川県） 4　高知市（高知県） 5　国分寺市（東京都） 6　厚木市（神奈川県） 7　足立区（東京都） 8　直方市（福岡県） 9　千代田区（東京都） 10　三木市（兵庫県） 11　草加市（埼玉県） 12　世田谷区（東京都） 13　我孫子市（千葉県） 14　加西市（兵庫県） 15　加東市（兵庫県） 16　豊橋市（愛知県） 17　越谷市（埼玉県）	1　秋田市（秋田県） 2　前橋市（群馬県） 3　奈良県 4　四日市市（三重県） 5　大和郡山市（奈良県） 6　岩手県 7　京都市（京都府） 8　大垣市（岐阜県） 9　愛知県 10　尼崎市（兵庫県） 11　郡山市（福島県） 12　碧南市（愛知県） 13　花巻市（岩手県） 14　津市（三重県） 15　由利本荘市（秋田県） 16　尾張旭市（愛知県） 17　高山市（岐阜県）	1　山形県 2　江戸川区（東京都） 3　長野県 4　岐阜県 5　加賀市（石川県） 6　丸亀市（香川県） 7　旭川市（北海道） 8　湯浅町（和歌山県） 9　向日市（京都府）

出典：国立国会図書館 調査及び立法考査局 レファレンス812号

9 まちづくりと交通

地方では鉄道路線の廃止が続く

地方の鉄道・バスの乗客が減少している

国土交通省資料から。地域鉄道は、主要都市間や都市部内を除く鉄道で、1987年度以前から運行している中小規模の民間鉄道会社や第三セクター70社を集計

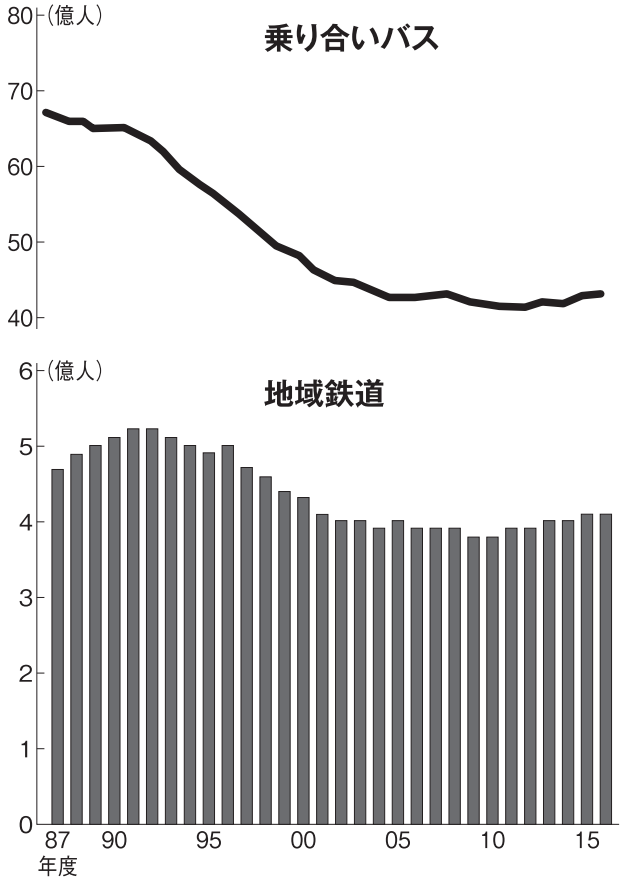

出典：朝日新聞2018年9月9日

交通政策基本法の概要（2013年12月4日公布・施行 法律第92号）

基本理念等（第2条～第7条）

基本的認識（第2条）

○交通の果たす機能
- 国民の自立した生活の確保
- 活発な地域間交流・国際交流
- 物資の円滑な流通

○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

交通機能の確保・向上（第3条）

○少子高齢化の進展等に対応しつつ、
- 豊かな国民生活の実現
- 国際競争力の強化
- 地域の活力の向上　に寄与

○大規模災害に的確に対応

環境負荷の低減（第4条）

様々な交通手段の適切な役割分担と連携（第5条）

交通の安全の確保（第7条）

交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等（第8条～第11条）

関係者の連携・協働（第6条、第12条）

法制上、財政上の措置（第13条）

国会への年次報告等（第14条）

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行（第15条）
〈パブリックコメント、審議会への諮問等〉

国の施策（第16条～第31条）

【豊かな国民生活の実現】
○日常生活の交通手段確保（第16条）…離島等の地域の諸条件への配慮
○高齢者、障害者等の円滑な移動（第17条）…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
○交通の利便性向上、円滑化、効率化（第18条）…定時性確保、乗継ぎ円滑化等

【国際競争力の強化】
○国際海上・航空輸送のネットワークと拠点形成、アクセス強化（第19条）

【地域の活力の向上】
○国内交通ネットワークと拠点の形成（第20条）
○交通に関する事業の基盤強化、人材育成等（第21条）

【大規模災害への対応】
○大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等（第22条）…耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

【環境負荷の低減】
○エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等（第23条）

【適切な役割分担と連携】
○総合的な交通体系の整備（第24条）…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
○まちづくり、観光等との連携、関係者間の連携・協議の促進（第25～27条）

○調査研究（第28条）
○技術の開発及び普及（第29条）…ITCの活用
○国際的な連携の確保及び国際協力の推進（第30条）
規格標準化、交通インフラの海外展開
○国民等の意見を反映（第31条）

地方公共団体の施策（第32条）

公共交通の取り組みを進める上での課題

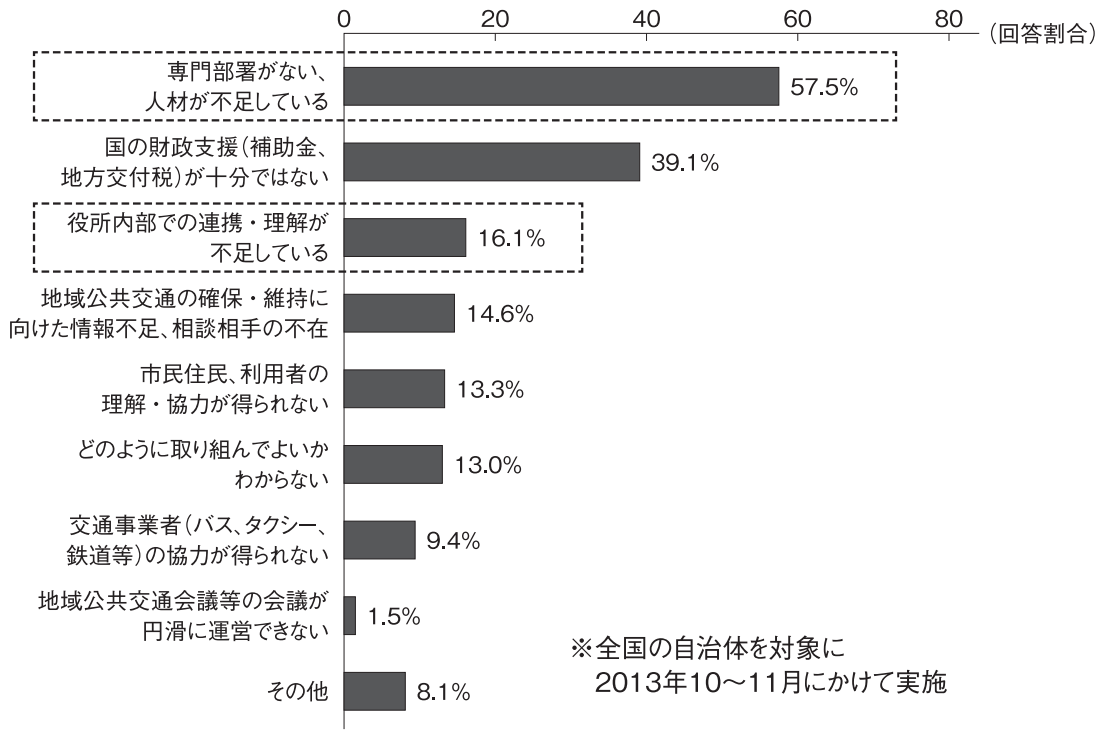

資料：公共交通事業における官民連携のあり方検討に係る基礎調査・検討業務報告書 2014年3月 国土交通省

市町村の公共交通相当者数

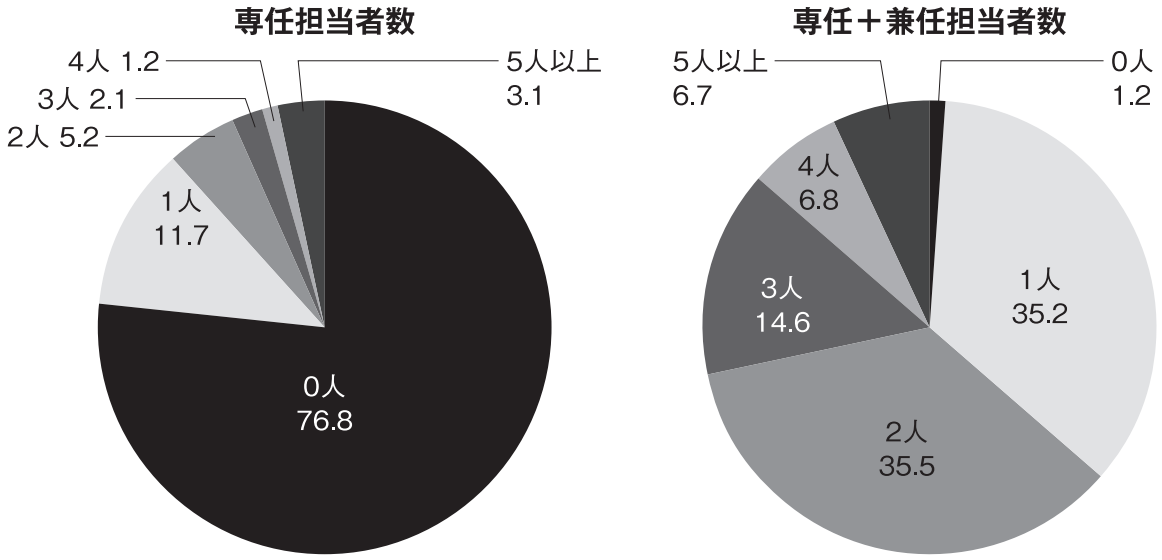

資料：公共交通事業における官民連携のあり方検討に係る基礎調査・検討業務報告書 2014年3月 国土交通省

公共交通の役割・効果

医療	●病院までの送迎サービス事業 ●医師による往診 医療費の増大対策	●通院手段 ●家族の送迎負担軽減 外出することによる健康増進	クルマを利用しづらい高齢者の外出手段 外出することによる介護予防	タクシー券配布や福祉有償運送等の拡充 さらなる介護予防事業	福祉
商業	日用品の訪問販売	スーパー等への買い物手段	交通事故の低減	●増加する交通事故対応 ●高齢者ドライバーのさらなる安全教育	交通安全
教育	●スクールバスの運行 ●市外学校への通学断念 ●市外学校近くで居住による人口流出対策	学校への通学手段	企業への通勤手段	企業近くでの居住による人口流出対策	総務
観光	観光地やイベント会場への送迎バス運行	●観光地やイベント会場への移動手段 ●地域の魅力創出	●交通施設周辺地域の活性化 ●地域ブランド価値の維持・向上	●土地の価値低下等による税収減少対策 ●バスもない地域というマイナスイメージを払拭する対策	まちづくり
建設	道路混雑に対応した道路整備	輸送密度の高い交通手段（道路負荷の低減）	環境負荷の低減	自動車増加対応としての、さらなる温室効果ガス削減対策	環境
防災	災害時における市民の移動手段の調達	災害時における移動手段	コミュニケーションの増加	●孤独感の増加対応としての、地域コミュニティの強化 ●外出支援策の実施	地域コミュニティ

公共交通がなくなった場合に必要となってくる各分野の対策

出典：西村和記・土井勉・喜多秀行「社会全体の支出抑制効果から見る公共交通が生み出す価値：クロスセクターベネフィットの視点から」（2014年）

人口減少と交通空白地域

	日本全体（総面積377,915㎢）	交通空白地域（バス停600m・鉄道駅1㎞圏外）	交通空白地域の割合
可住面積（総面積）	117,600㎢（377,915㎢）	36,433㎢	30.9%（9.6%）
人口	127768千人（1086人／1㎢）	2423千人（67人／1㎢）	1.9%
うち高齢者人口	27,470千人	731千人	2.7%

※交通空白地域の可住面積は九州島に相当する面積

出典：国土交通省資料（2013年1月）より抜粋

コミュニティバスの導入状況

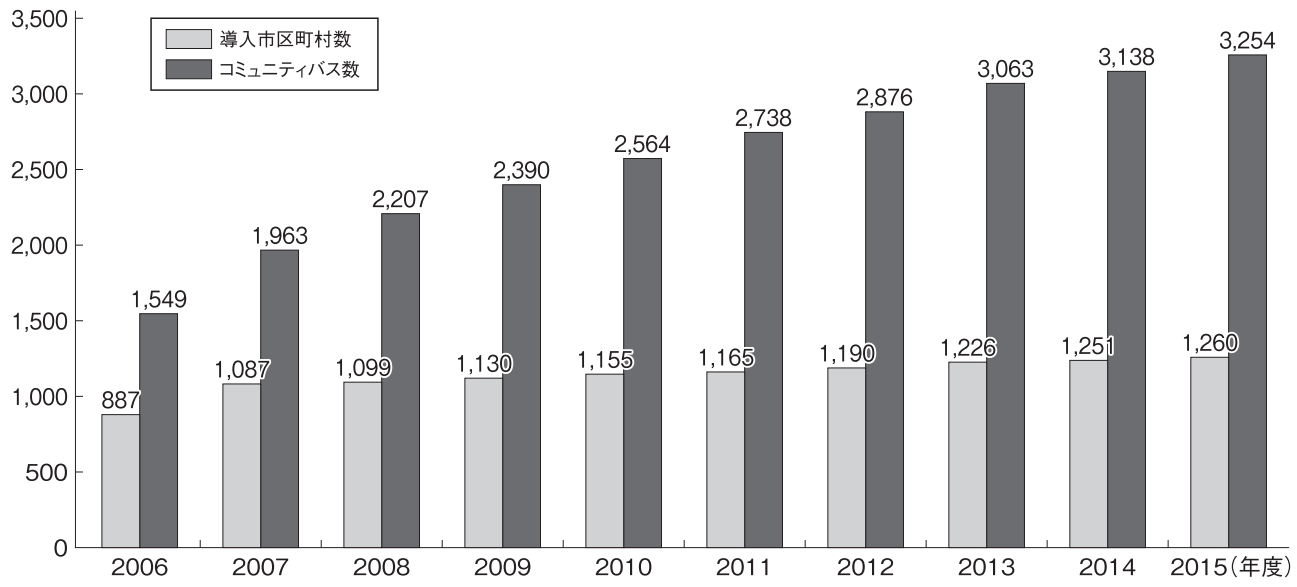

出典：国土交通省総合政策局作成

デマンド型乗合タクシー導入市町村数の推移

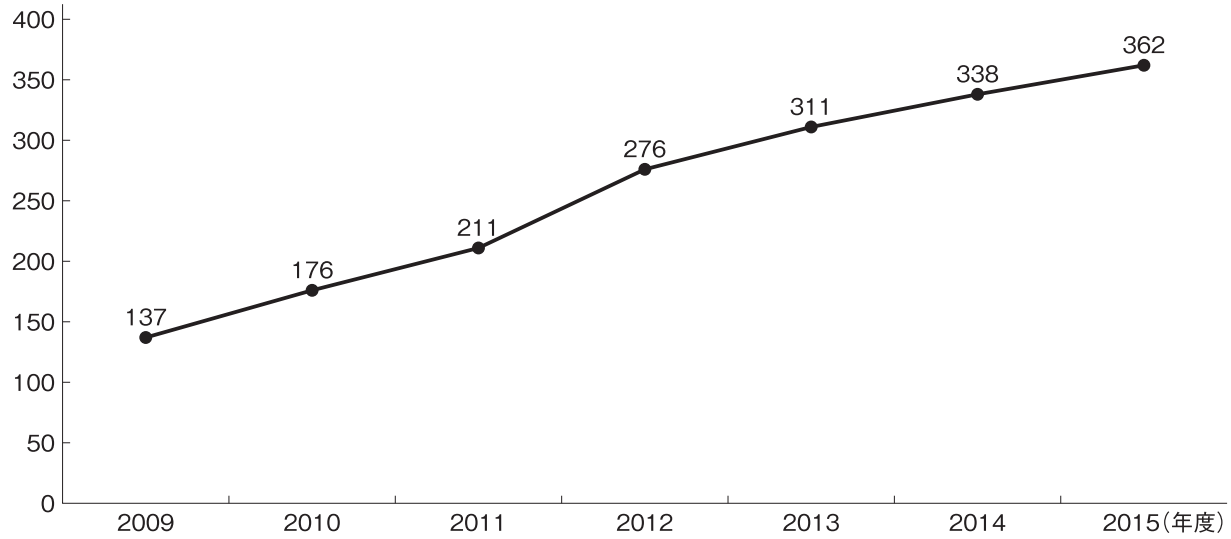

注1：乗合タクシー：乗車定員11人未満の車両で行う乗合の旅客運送サービスをいう
注2：導入市町村数は、団地型・過疎型の運行形態の合計
注3：いわゆる「自家用有償運送」は含んでいない

出典：国土交通省総合政策局作成

10 農林水産業・みどり・環境

食料自給率の推移

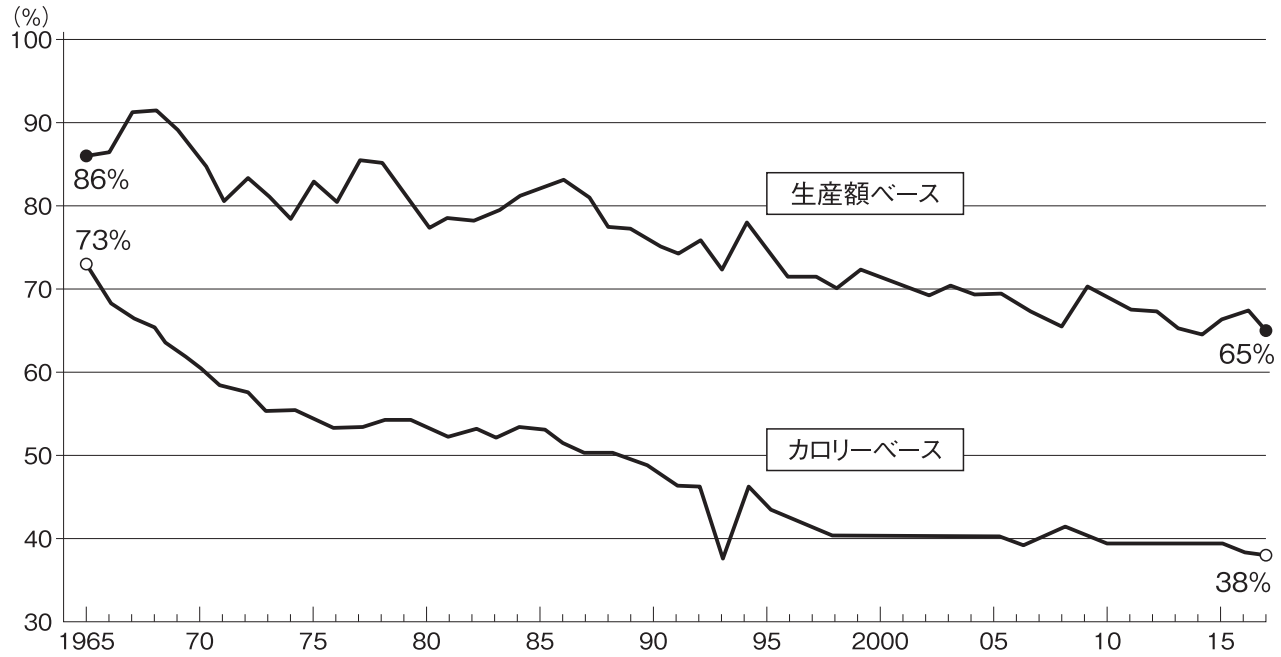

出典：農林水産省

農業就業人口と65歳以上の割合

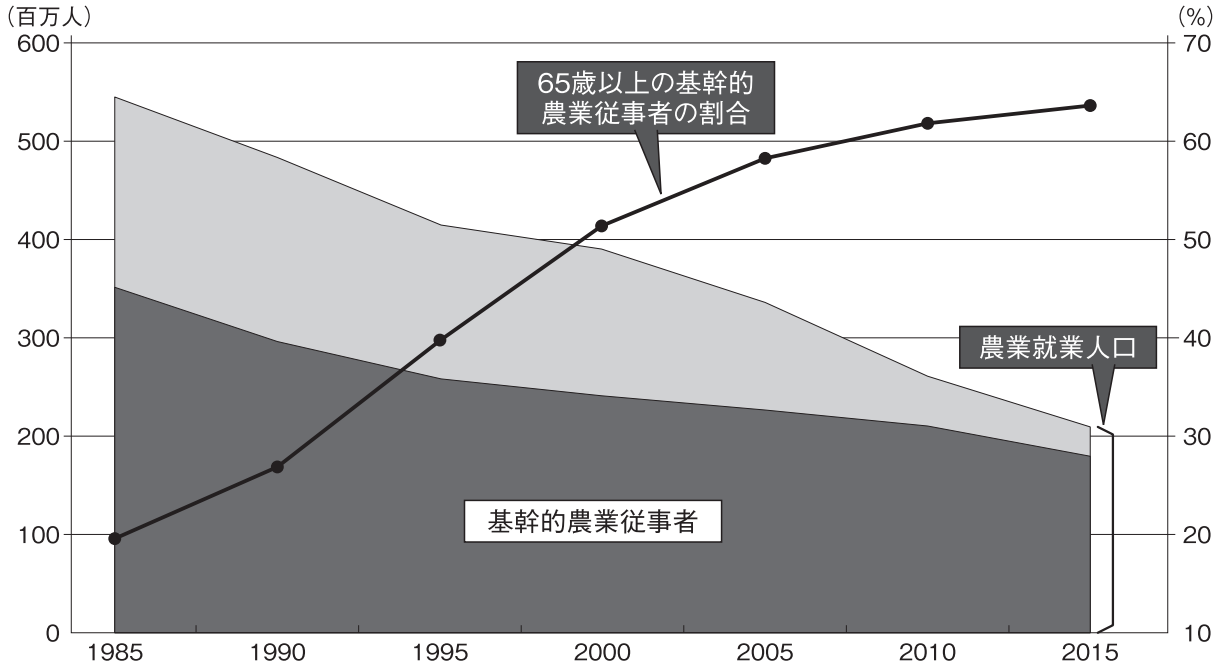

出典：農林水産省　農林業センサス

TPP11の主な農産品の合意内容

品目	合意内容	現行 →	発効時（1年目） →	最終年
コメ	オーストラリアに無税輸入枠	0t	6000t	8400t（13年目）
小麦	カナダ、オーストラリアに無税輸入枠	0t	カナダ4万t、オーストラリア3.8万t	カナダ5.3万t、オーストラリア5万t（7年目）
大麦	無税輸入枠	0t	2.5万t	6.5万t（9年目）
牛肉	関税下げ	38.5%	27.5%	9%（16年目）
豚肉	高価格品の関税（従価税）下げ	4.3%	2.2%	撤廃（10年目）
	低価格品の関税（従量税）下げ	1kg 482円	125円	50円（10年目）
バター・脱脂粉乳	低関税輸入枠	0	6万t	7万t（6年目）
加糖調製品	低関税・無税輸入枠	0	6.2万t	9.6万t（11年目）
ブドウ	関税即時撤廃	7.8～17%	—	
梨		4.8%	—	
桃、柿、イチゴ、メロン		6%	—	
キウイフルーツ		6.4%	—	
トマト、ピーマン、レタス、ブロッコリー		3%	—	
ジャガイモ		4.3%	—	

※輸入枠は年間の相当量。実際は月割り

日欧EPAの主な農産品の合意内容

品目	現行関税	合意内容
チーズ	29.8%など	ソフト系：3.1万t（製品ベース）の輸入枠を設定 枠内関税は16年目に撤廃 ハード系：16年目に関税撤廃
脱脂粉乳・ バター	脱脂粉乳：29.8%＋425円／kgなど バター：29.8%＋985円／kgなど	1.5万t（生乳換算）の低関税輸入枠を設定
ホエー（乳清）	29.8%＋425円／kgなど	11年目に7割削減
豚肉	低価格帯：482円／kg 高価格帯：4.3%	低価格帯：10年目に50円／kgまで削減 高価格帯：10年目に撤廃 セーフガード：低価格帯で10.5万t ※差額関税制度と分岐点価格は維持
牛肉	38.5%	16年目に9%まで削減 セーフガード：5万3195t
コメ	341円／kg	除外
小麦	55円／kg	総輸入量の0.005%の低関税輸入枠を設定
パスタ	スパゲティ：30円／kg	11年目に撤廃
チョコレート	10%	11年目に撤廃
ワイン	15%または125円／ℓ	即時撤廃
木材	SPF製材：4.8% 構造用集成材：3.9%	8年目に撤退

11 脱原発・地域分散型エネルギー

再生可能エネルギー電気内訳

		2015	2030	注
再生可能エネルギー	太陽光	298	1100	
	風力	52	650	
	水力	855	1000	
	バイオマス	36	300	熱利用にシフト
	地熱	26	150	
	その他	0	0	海洋エネルギーなど
	再エネ合計	1268	3200	
他	火力	8665	4700	
	原子力	94	0	
	発電合計	10064	7900	

単位：億kwh　2015年：自家発分は火力として計算　2030年：火力のうちコジェネ1800kwh

12 災害・復興

東日本大震災の岩手・宮城・福島3県被災状況

※比較可能な統計による

避難者					
県内へ	岩手	4154人	ピーク時	4万3953人
	宮城	2426人		12万8197人
	福島	1万64人		10万1320人
県外へ	岩手	1058人	同	1702人
	宮城	4237人		8633人
	福島	3万2880人		6万2831人

※復興庁調べ。2018年12月11日現在

死者・行方不明者	死者	行方不明者
岩手	4674人	1115人
宮城	9541人	1222人
福島	1614人	196人
全国合計	1万5896人	2537人

※警察庁調べ。2018年6月8日現在

震災関連死	
岩手	467人
宮城	928人
福島	2246人
全国合計	3676人

※3県は各県調べ。岩手、宮城は2018年7月末、福島は8月6日現在。全国の合計は復興庁調べ、2018年3月末現在

※各県の毎月の人口推計による。2018年の宮城は7月1日、岩手、福島は8月1日現在

人口	2018年	（3月1日時点） 2011年
岩手	124万1978人	132万6643人
宮城	231万4802人	234万6853人
福島	186万4786人	202万4401人

仮設住宅入居戸数、入居者数の推移

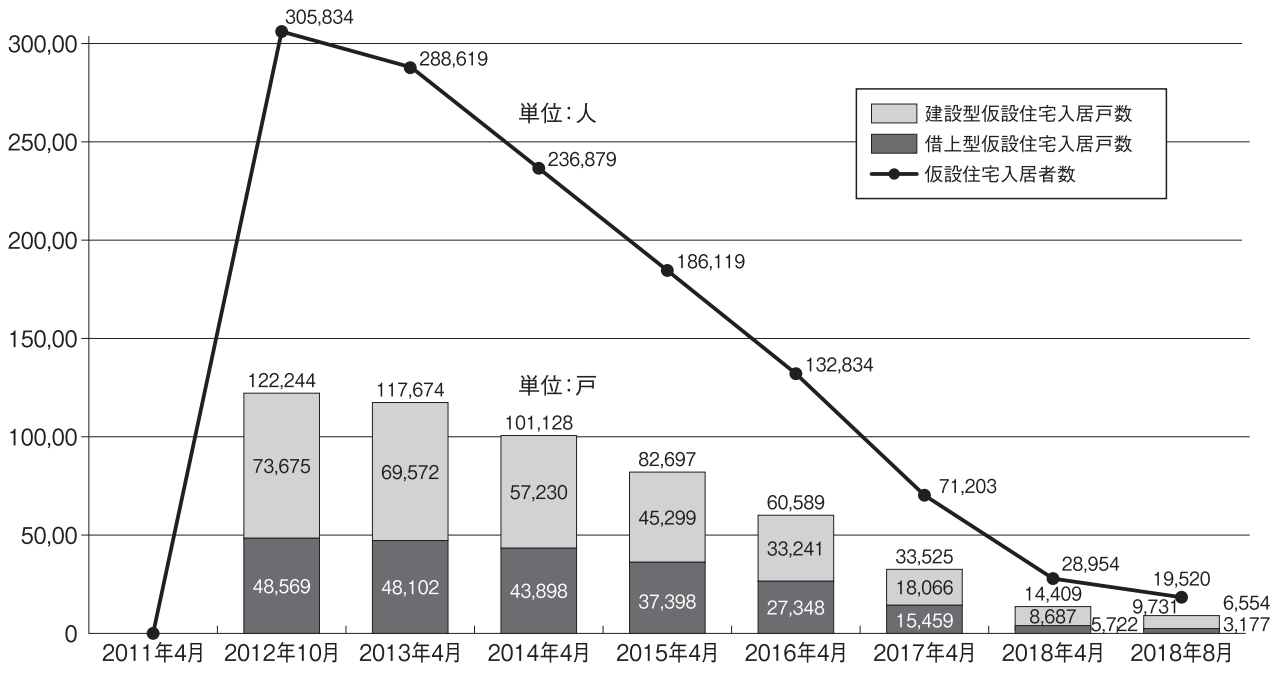

注：借上型仮設住宅には、民間賃貸住宅、公営住宅、公務員宿舎等を含む

出典：復興庁資料等を基に作成

避難者数の推移

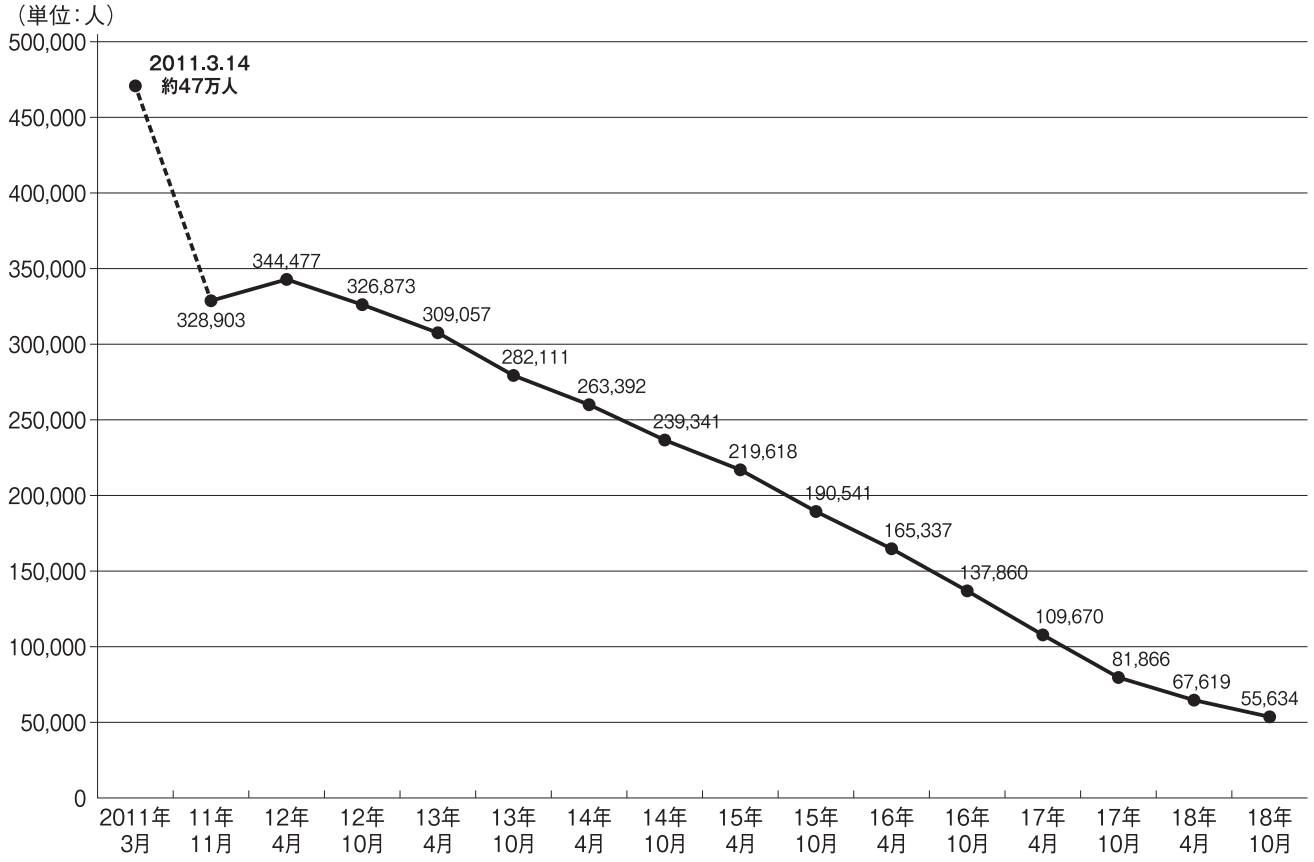

注：2011年3月14日の避難者数は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の避難状況の合計（緊急災害対策本部資料）。2011年11月以降は、全国の避難所、旅館・ホテル、親戚・知人宅等、住宅等（公営住宅、応急仮設住宅、民間賃貸住宅、病院等）にいる者の合計（東日本大震災復興対策本部事務局資料及び復興庁資料）。

13 平和

防衛関係費の推移

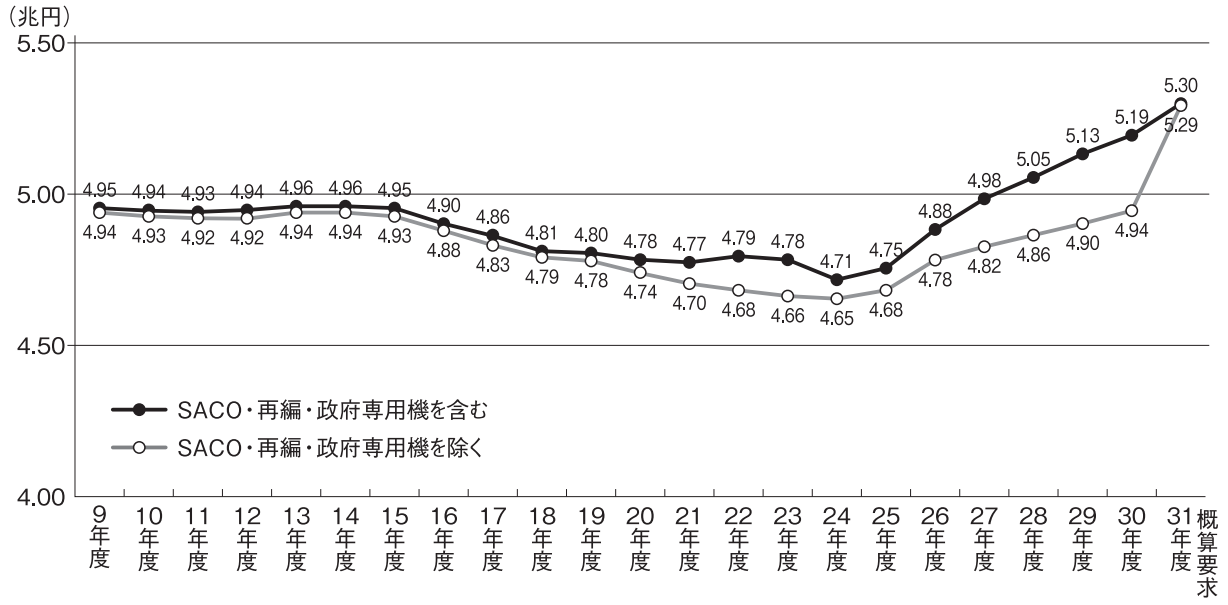

14 分権・自治

地方公共団体の総職員数の推移（1965年～2017年）

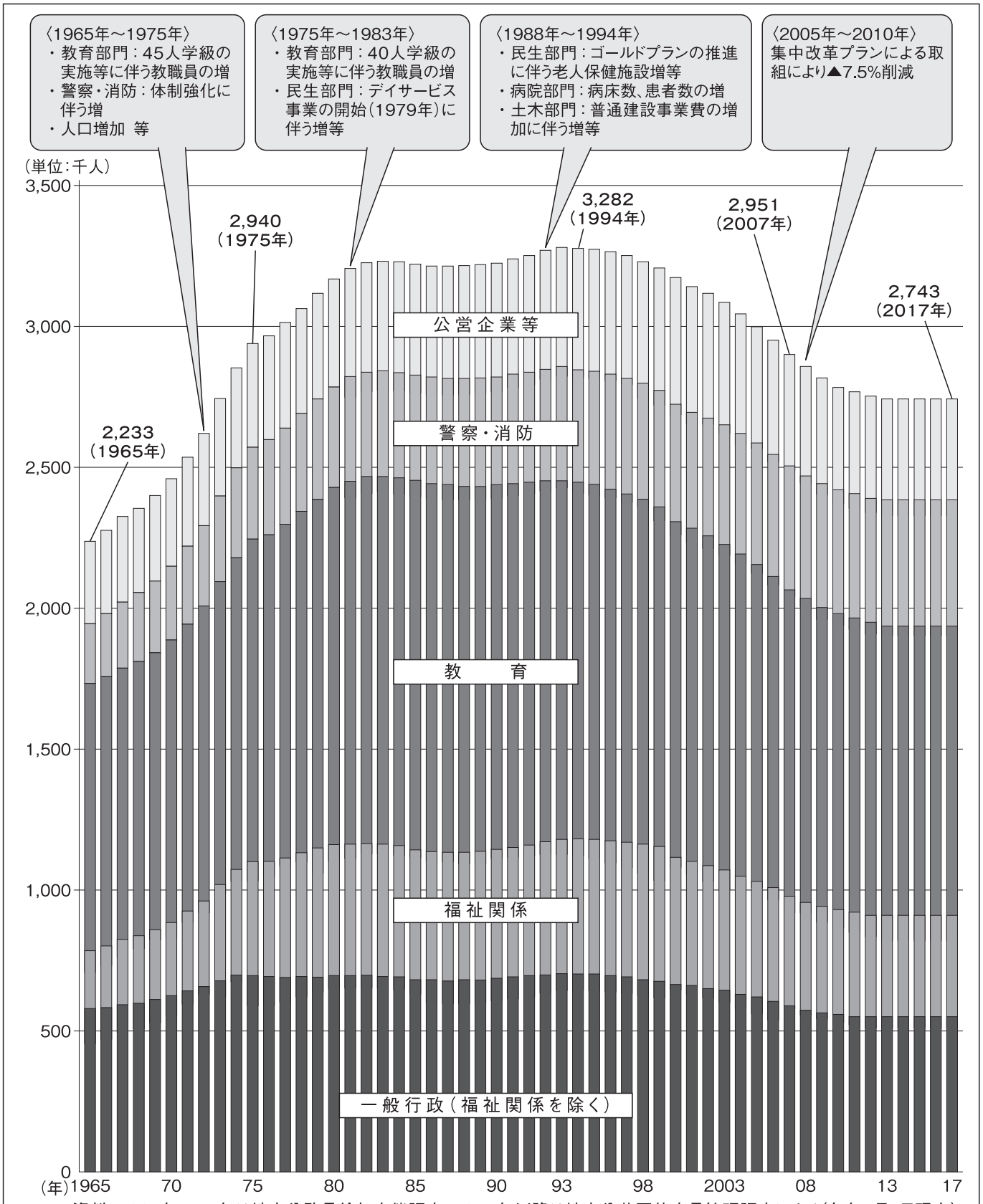

資料：1965年～74年は地方公務員給与実態調査、1975年以降は地方公共団体定員管理調査による（各年4月1日現在）。

国・地方間の税財源配分（2016年度）

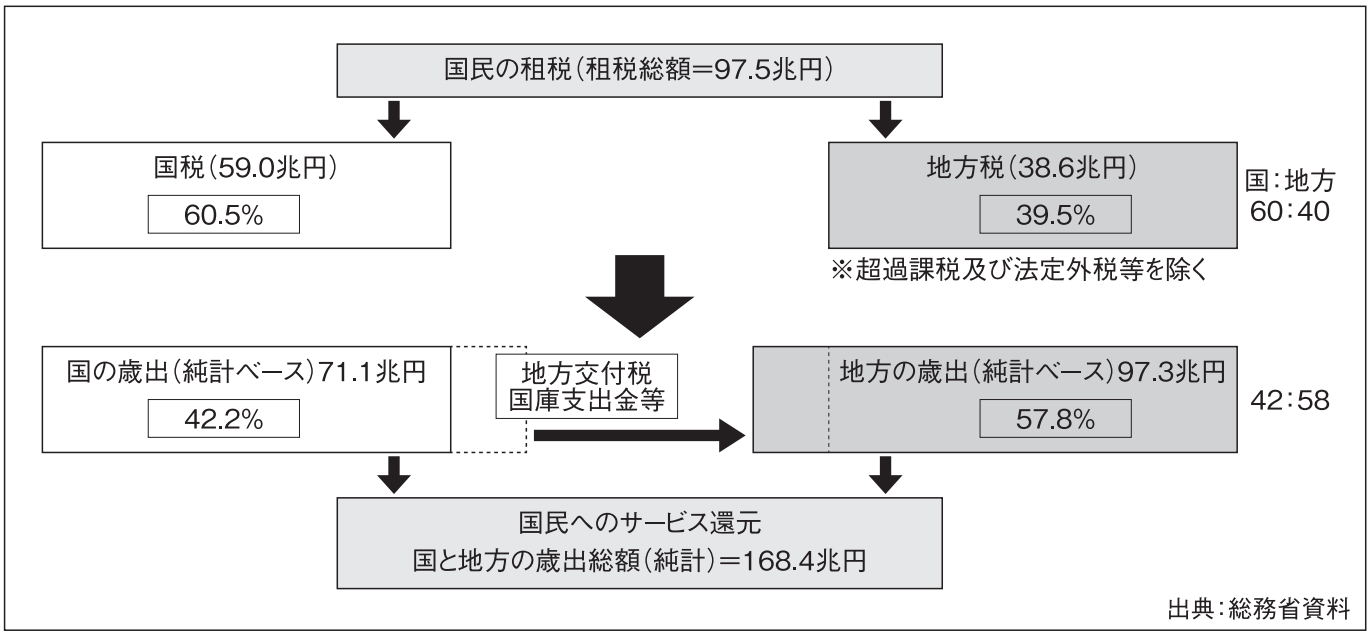

地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、**2018年度末で192兆円**と見込まれている。この内訳は、交付税特別会計借入金残高（地方負担分）32兆円、公営企業債残高（普通会計負担分）19兆円、地方債残高141兆円である。
- 借入金残高は、減税による減収の補塡、景気対策等のための地方債の増発等により、**1991年度から2.7倍、122兆円の増となっている。**

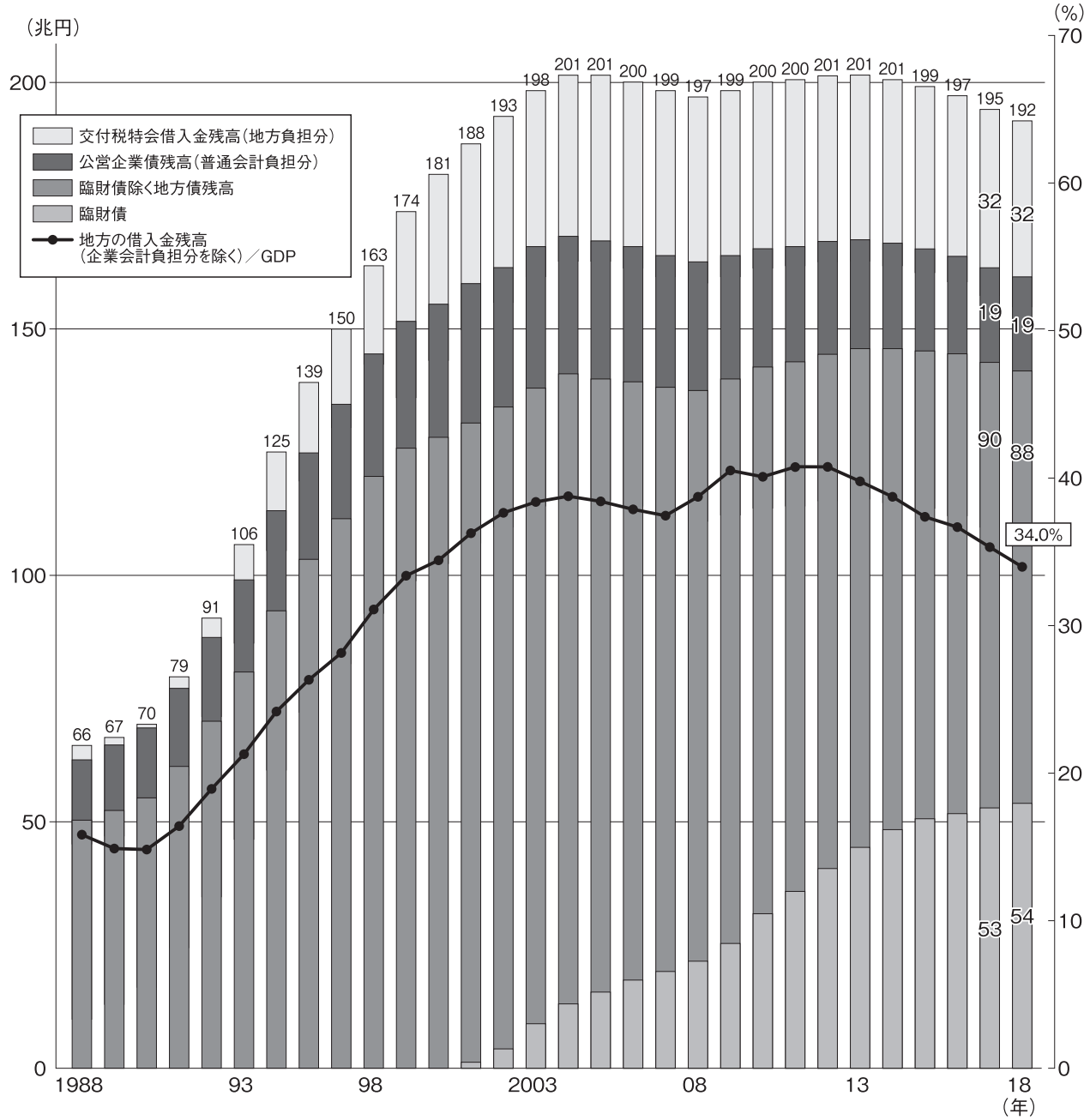

※1 地方の借入金残高は、2016年度までは決算ベース、2017年度・2018年度は実績見込み。
※2 GDPは、2016年度までは実績値、2017年度は実績見込み、2018年度は政府見通しによる。
※3 表示未満は四捨五入をしている。

出典：総務省資料

国と地方の役割分担（2016年度決算）

〈歳出決算・最終支出ベース〉

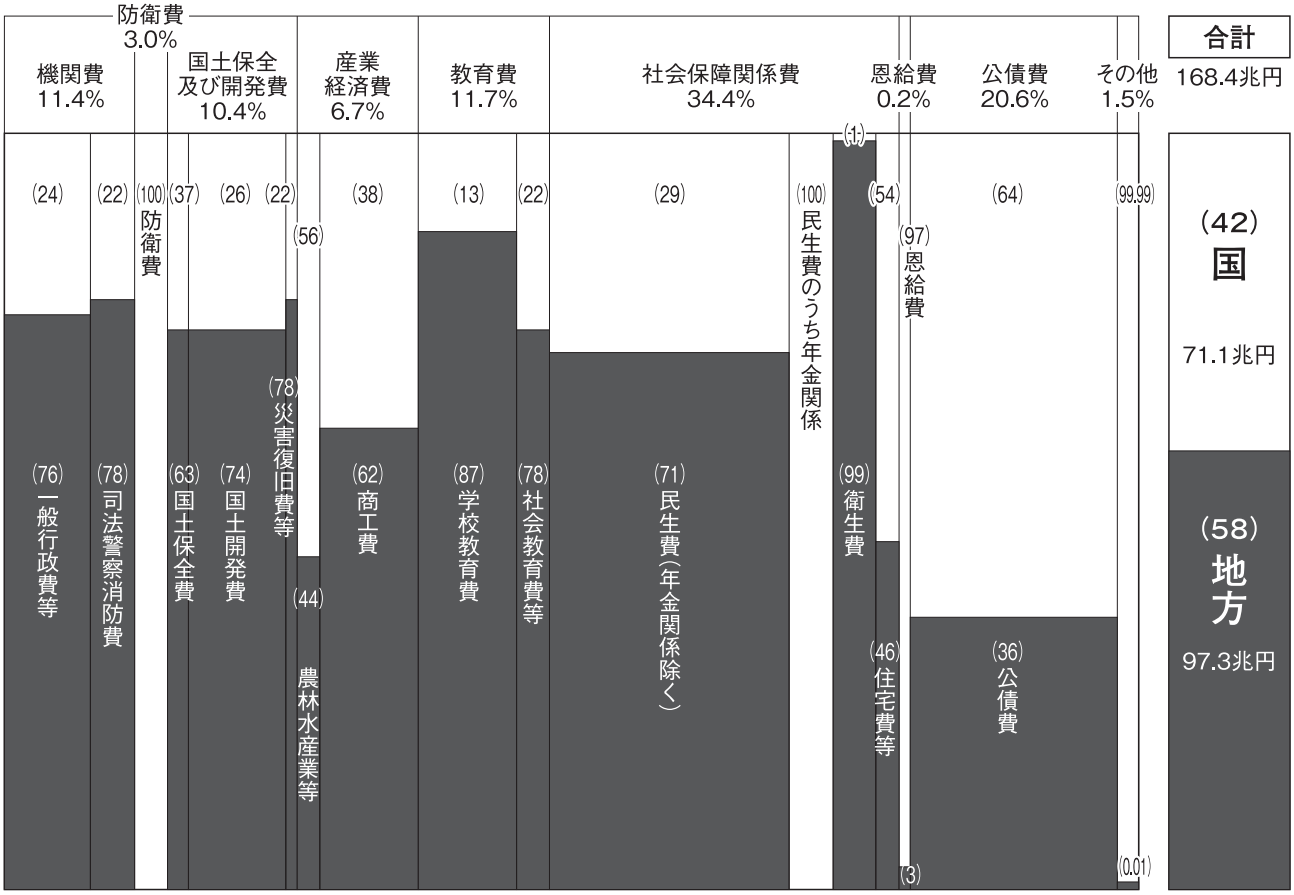

（注）（　　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

出典：総務省資料